

附 属 资 料

附 属 資 料

1	証券監視委の組織・事務概要	151
1-1	組織及び事務概要	151
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	154
1-3	証券監視委の機能強化	155
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	156
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	157
1-6	機構図	158
1-7	組織・事務に係る法令の概要	160
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	172
2	証券監視委の活動実績等	173
2-1	証券監視委の活動状況	173
2-2	市場分析審査実施状況	174
2-3	証券検査実施状況	177
2-4	勧告等実施状況	185
2-5	申立て実施状況	270
2-6	告発実施状況	276
2-7	建議実施状況等	314
2-8	市場のグローバル化への対応状況	324
2-9	平成24年度 主な講演会等の開催状況	327
2-10	平成24年度 各種広報媒体への寄稿	330
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	333
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	335
○	年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～	336
○	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	338
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～未公開株に関するご注意～	340
○	証券検査に関する基本指針	342

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

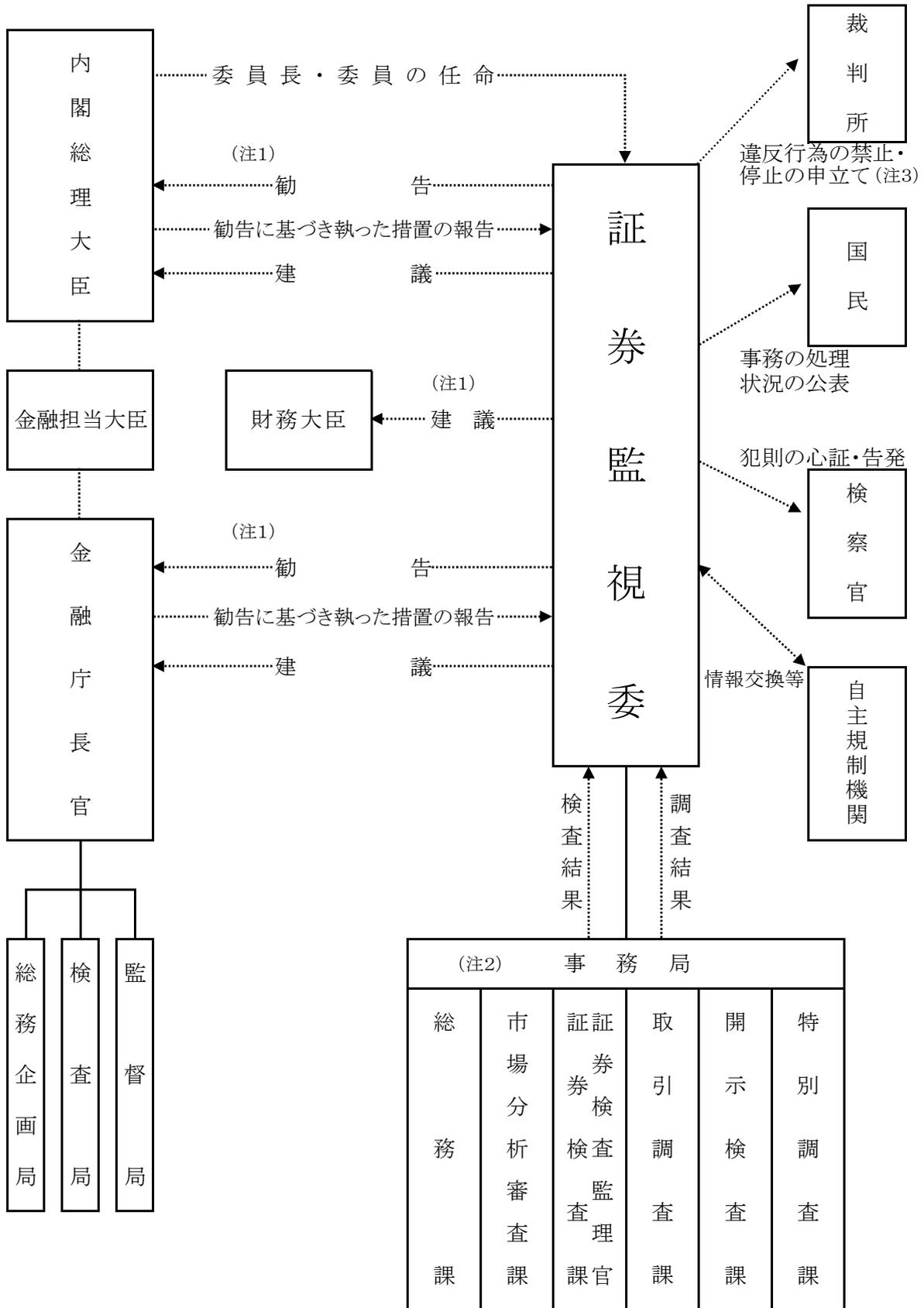
また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

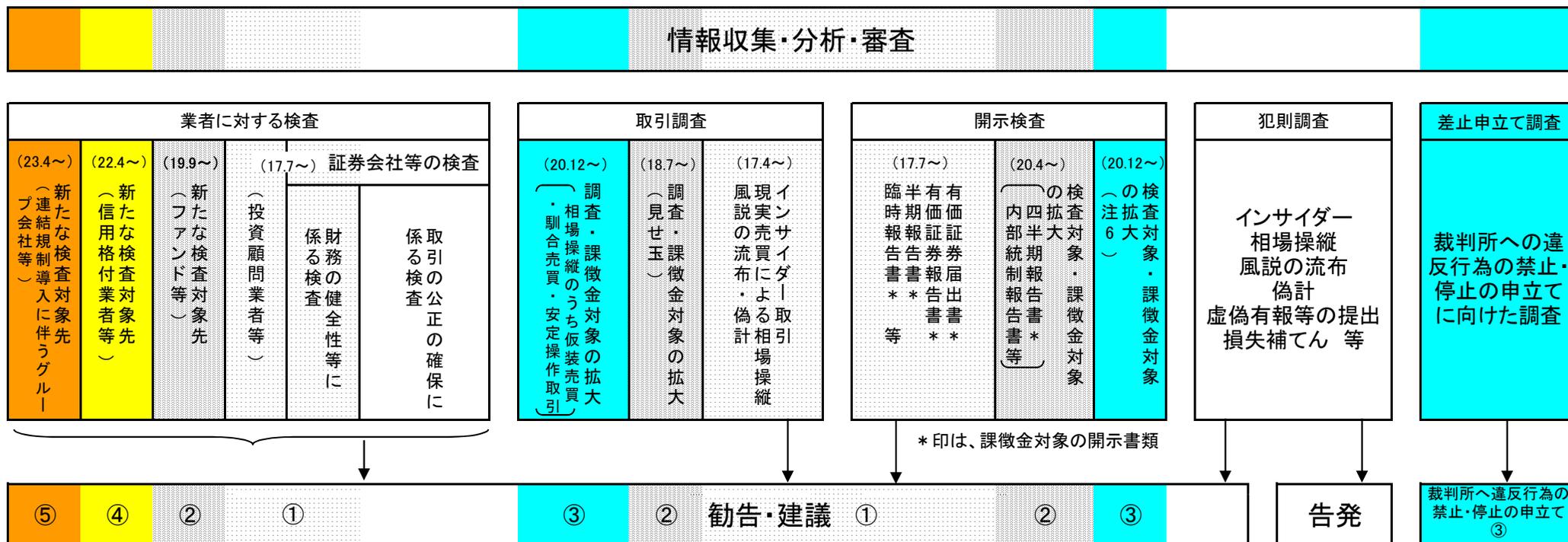
- ④ 告発
証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。
- ⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て
金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。
- ⑥ 事務の処理状況の公表
証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1-3 証券監視委の機能強化

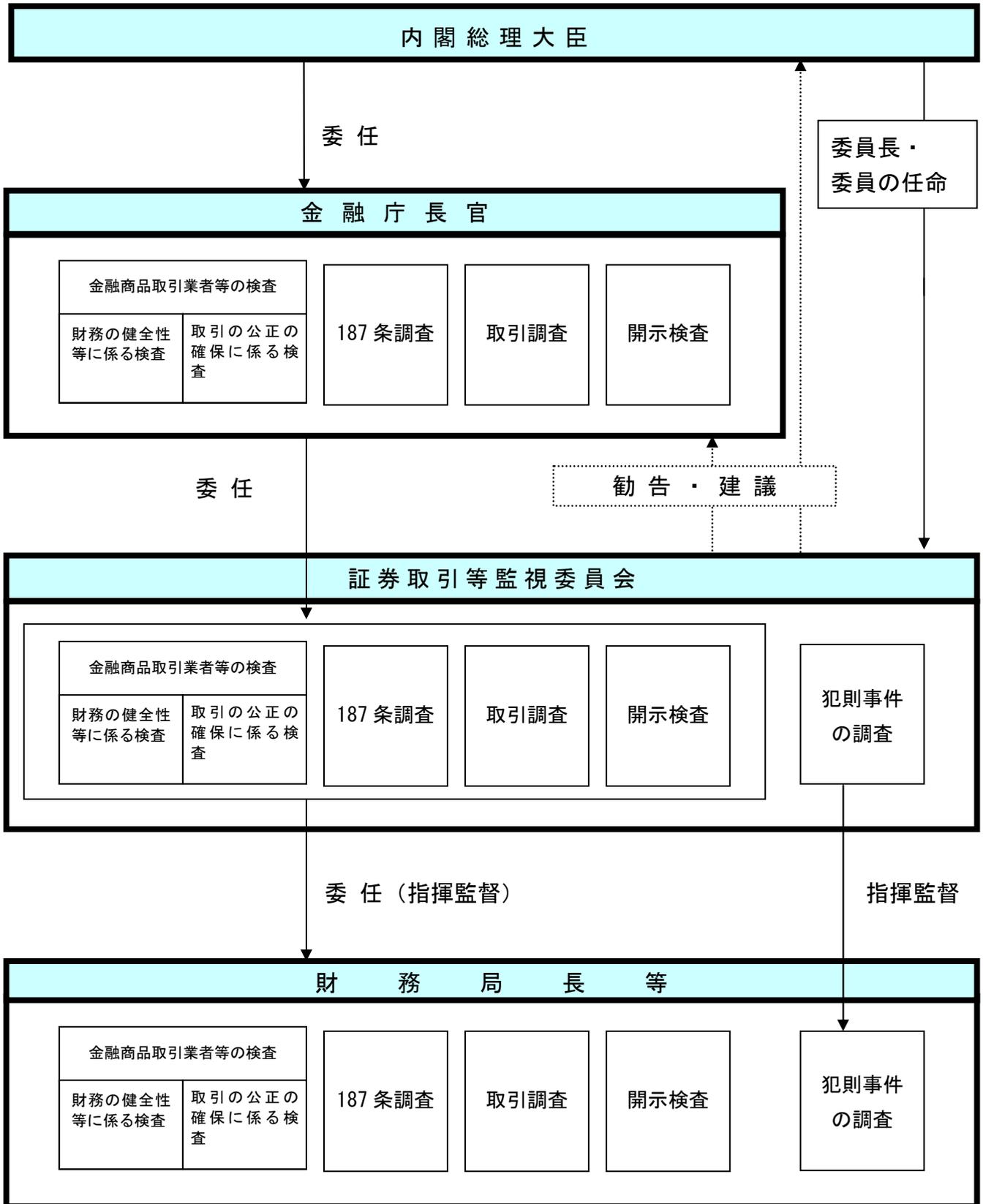


155

※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
(開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注5) ⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) 検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報。
 - 課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第7項等)。
 (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
 (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

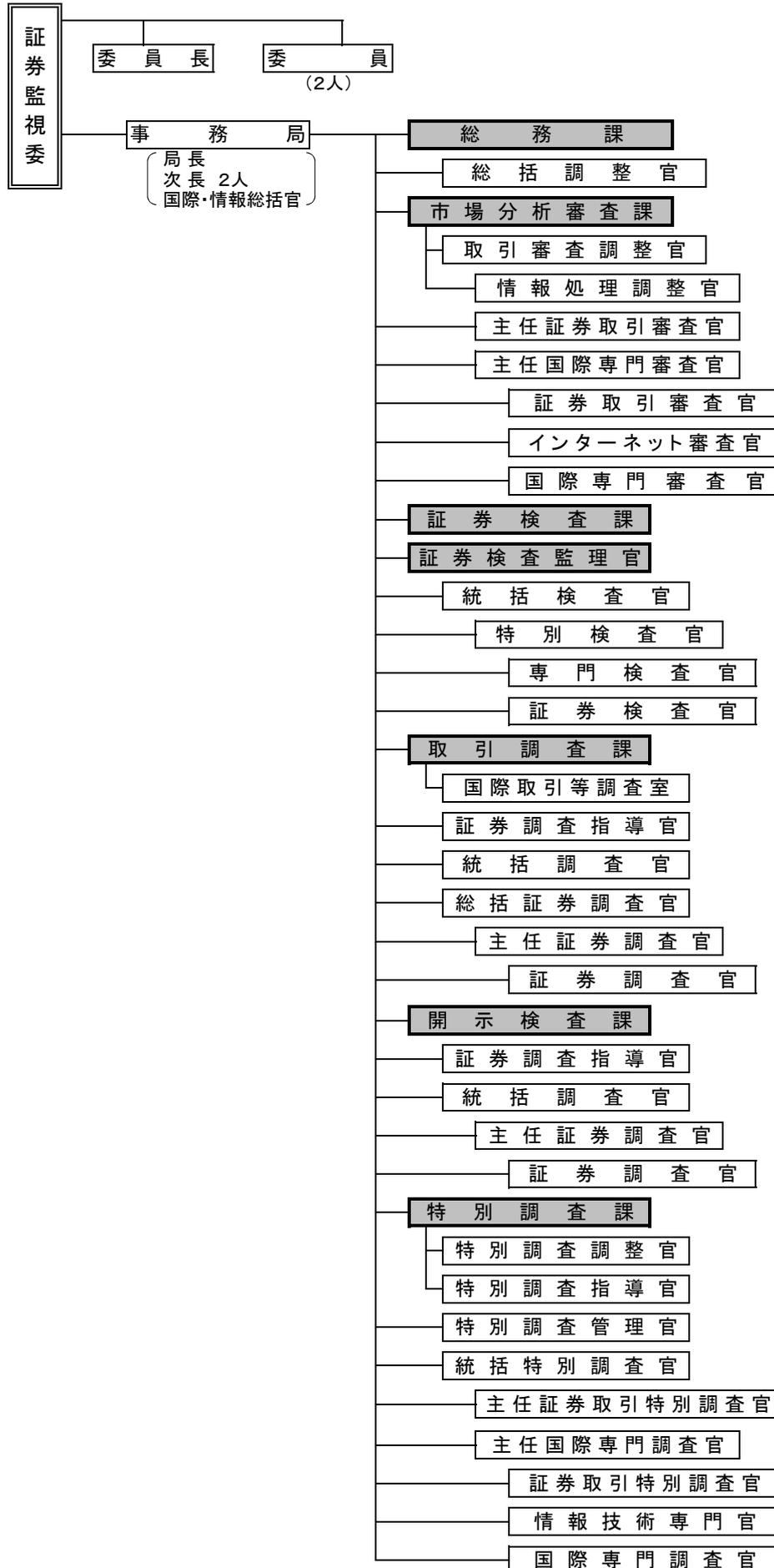
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	133人	239人
12 年 度	112人	139人	251人
13 年 度	122人	144人	266人
14 年 度	182人	183人	365人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人
19 年 度	341人	268人	609人
20 年 度	358人	282人	640人
21 年 度	374人	300人	674人
22 年 度	384人	313人	697人
23 年 度	392人	312人	704人
24 年 度	392人	322人	714人
25 年 度	400人	339人	739人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

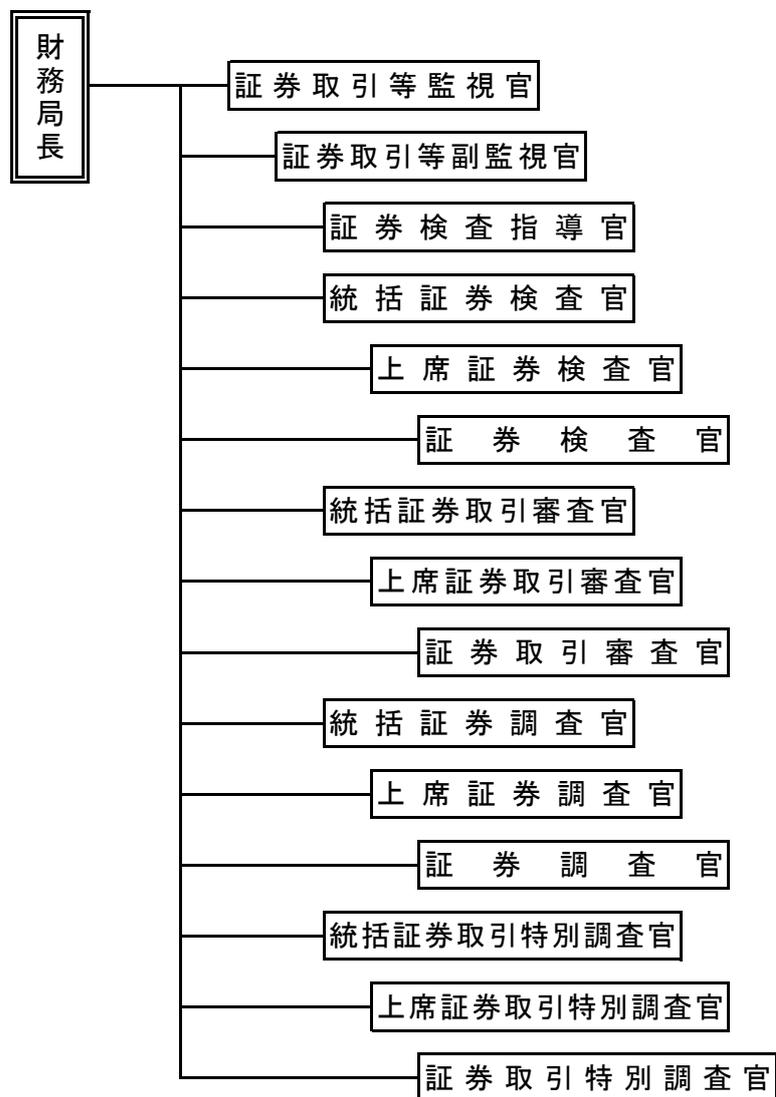
1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

1-6-2 財務局の機構図（関東財務局）



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第7項及び第8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2項第3号の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第75条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2項第5号及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の6	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の 7 第 3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の 7 第 3 項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から第 5 項まで	第 225 条第 2 項及び第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[SPC 法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	特定目的信託の原委託者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[社債等振替法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項	第 286 条第 2 項	振替機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条及び第15条第1項	第21条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

(注) 報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準 用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注 1)を提出した者又は提出すべきであると認めら れる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考 人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第 2項において準用す る場合も含む。)	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け 等を行うべきであると認められる者、これらの特 別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであ ると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであ ると認められる者、これらの共同保有者その他 の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取 のみ)		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35		特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情 報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他 の関係者、参考人
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取 のみ)		監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第37条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第40条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 42 条の 2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の 7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

[犯収法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 4 条第 6 項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の 7 第 4 項 第 1 号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194 条の 7 第 4 項 第 2 号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

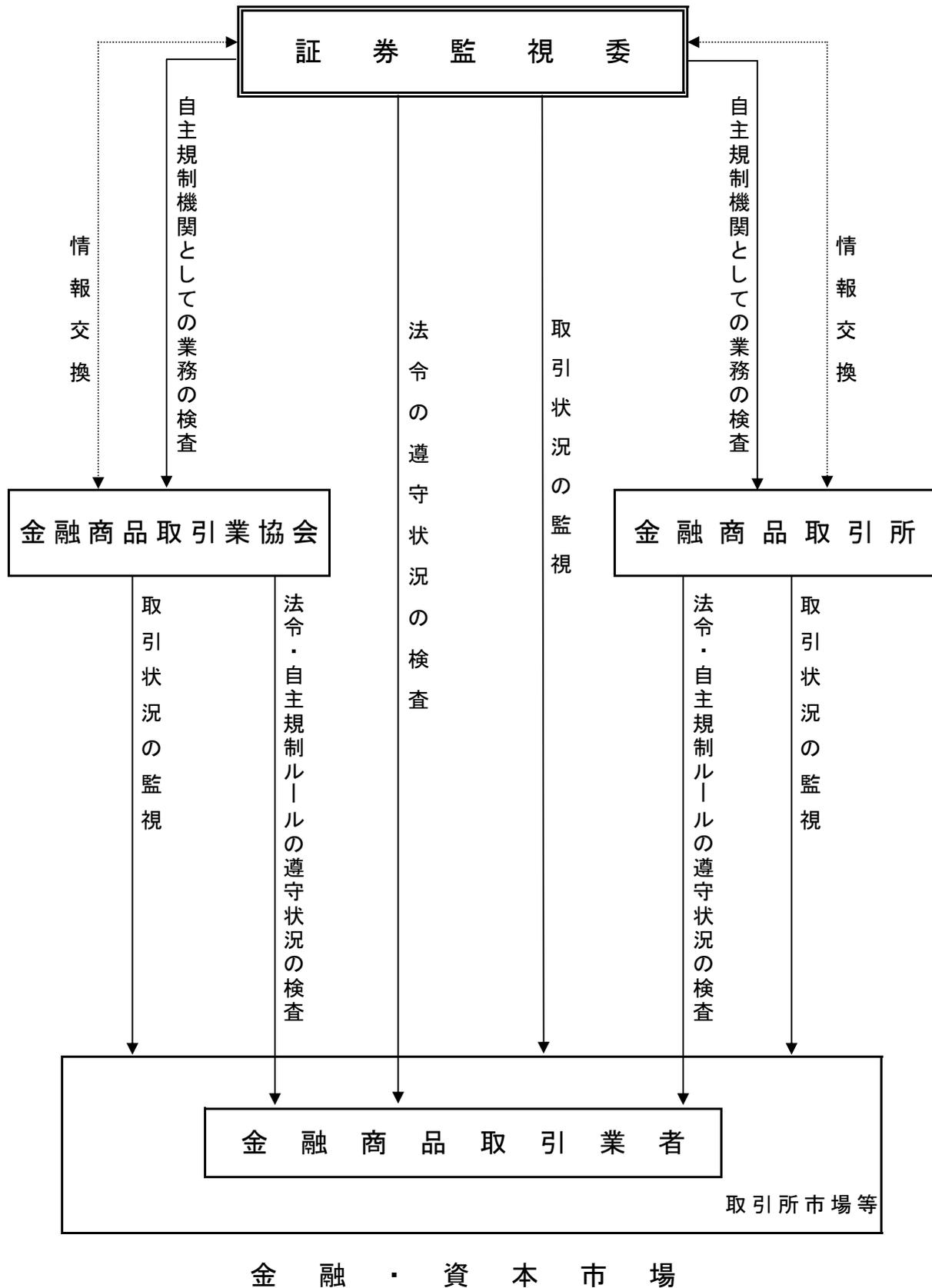
[投信法]

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第 1 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 219 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

<p>第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金融商品取引法第187条の規定による権限</p>	<p>第225条第4項第2号</p>	<p>関係人、参考人、鑑定人</p>
---	--------------------	--------------------

※投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



2 証券監視委の活動実績等
2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区 分	事務年度、年度		18	19	20	21	22	23	24	合 計
	4~17									
犯則事件の告発	85		13	10	13 (4)	17	8	15	7	164
勸 告	326		43	59	50 (19)	74	64	45	62	704
証券検査結果等に基づく勸告	316		28	28	18 (4)	21	19	16	20	462
課徴金納付命令に関する勸告 (不正取引)	9		9	21	20 (10)	43	26	18	32	168
課徴金納付命令に関する勸告 (開示書類の虚偽記載等)	0		5	10	12 (5)	10	19	11	9	71
訂正報告書等の提出命令に関する勸告	1		1	0	0 (0)	0	0	0	1	3
適格機関投資家等特例業務届出者 等に対する検査結果等の公表	-		-	0	0 (0)	0	1	0	13	14
無登録業者・無届募集等に対する裁 判所への禁止命令等の申立て	-		-	-	0 (0)	0	2	3	1	6
建 議	12		3	0	4 (4)	4	2	1	1	23
証 券 検 査	金融商品取引業者	1,369	150	187	191 (62)	176	148	148	153	2,460
	第一種金融商品取引業者	1,330	99	138	117 (20)	91	91	85	57	1,988
	第二種金融商品取引業者	-	-	2	1 (1)	22	6	14	20	64
	投資運用業者、 投資助言・代理業者	39	51	47	73 (41)	63	51	49	76	408
	登録金融機関	143	27	32	25 (4)	24	28	32	28	335
	適格機関投資家等特例業務届出者	-	-	0	0 (0)	1	2	6	21	30
	金融商品仲介業者	1	1	1	0 (0)	1	1	9	9	23
	信用格付業者	-	-	-	-	-	0	4	3	7
	自主規制機関	7	6	1	5 (2)	5	1	0	0	23
	投資法人	2	7	10	7 (1)	9	6	2	0	42
	その他	0	1	2	0 (0)	0	0	1	0	4
合 計	1,522	192	233	228 (69)	216	186	202	214	2,924	
取引審査	5,374	1,039	1,098	1,031 (276)	749	691	913	973	11,592	

(注)

- 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
- 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
- 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。

2-2 市場分析審査実施状況

1 取引審査実施状況

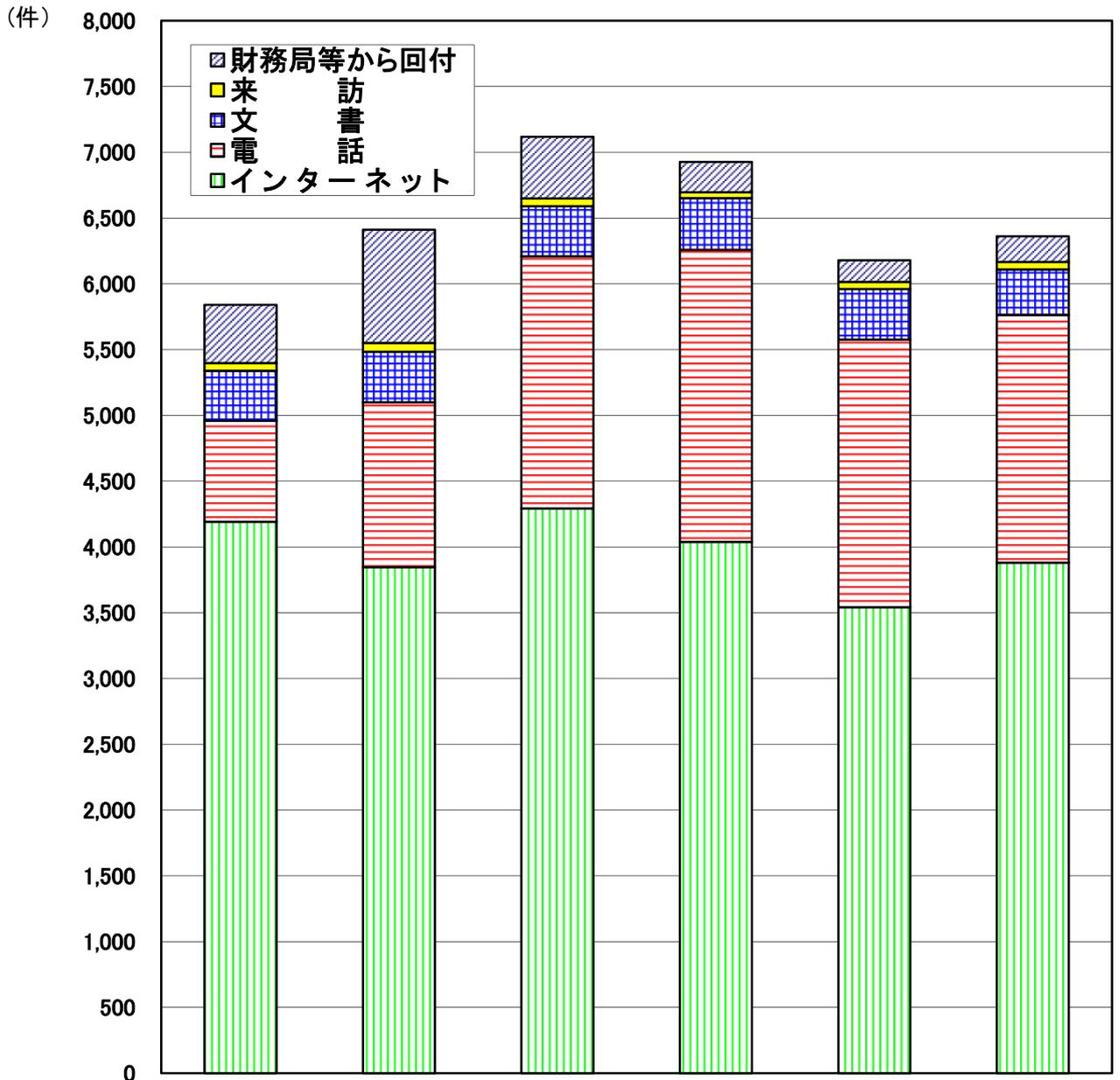
(単位：件)

区 分	年 度				
	20	21	22	23	24
価格形成に関するもの	132 (49)	94	54	73	84
内部者取引に関するもの	889 (224)	649	613	819	875
そ の 他	10 (3)	6	24	21	14
合 計	1,031 (276)	749	691	913	973
(証券監視委)	493 (132)	319	224	396	400
(財務局等)	538 (144)	430	467	517	573

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

2-2-2 情報の受付状況



年度 区分	19	20	21	22	23	24
合計	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362
うち年金運用ホットライン	-	-	-	-	-	23
インターネット	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881
電話	766	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883
文書	381	384 (93)	380	393	385	346
来訪	58	67 (15)	60	45	54	57
財務局等から回付	443	861 (264)	468	230	164	195

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

2-2-3 情報の内容別受付状況

1. 旧区分(平成20年度まで)

(単位:件)

区分	年度	
	19	20
[個別銘柄等]		
A. 損失保証・補てん	5	3 (1)
B. インサイダー取引	558	510 (108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	189	239 (64)
C-2. 無届募集	27	44 (24)
D. 相場操縦	2,126	1,975 (539)
E-1. 風説の流布	995	814 (185)
E-2. その他	712	1,204 (303)
(小計)	4,612	4,789 (1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]		
F. 断定的判断を提供した勧誘	10	16 (2)
G. 取引一任勘定取引の締結	8	9 (3)
H. 大量推奨販売	3	4 (1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	7	32 (14)
J. 無断売買	41	47 (15)
K. その他	778	930 (253)
K-1. 吞行為	-	- (-)
K-2. 法定帳簿に関する不正	6	0 (0)
K-3. 役職員の手張り	15	5 (1)
K-4. その他法令違反	245	160 (31)
K-5. 自主ルール違反	75	28 (4)
K-6. その他営業姿勢に関するもの	437	737 (217)
(小計)	847	1,038 (288)
[その他]		
L. 委員会に対する意見等	35	29 (8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	36	120 (46)
N. その他	311	436 (186)
(小計)	382	585 (240)
合計	5,841	6,412 (1,752)

2. 新区分(平成21年度から)

(単位:件)

区分	年度			
	21	22	23	24
A. 個別銘柄				
a. 取引規制				
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297
3. インサイダー取引	385	463	327	252
0. その他	50	58	80	201
b. 開示				
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7
0. その他	9	4	0	0
(小計)	3,889	3,640	3,227	3,751
B. 発行体				
a. 法定開示				
1. 無届募集	45	29	19	21
2. ファイナンス	143	64	20	15
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21
5. 内部統制報告	2	5	10	0
6. 無届公開買付	14	3	1	0
0. その他	65	38	32	17
b. 協会・取引所ルール				
1. 適時開示	53	62	22	51
0. その他	2	3	5	6
c. その他				
1. ガバナンス等	27	17	19	8
0. その他	223	210	149	187
(小計)	835	597	440	436
C. 金融商品取引業者等				
a. 禁止行為等				
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19
2. 無断売買	57	17	19	22
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3
0. その他法令違反	153	101	135	162
b. 業務の運営状況				
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11
2. システム関連	141	219	76	37
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319
c. 経理				
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5
d. 協会・取引所ルール				
1. 自主ルール違反	12	3	19	10
e. その他				
0. その他	43	35	70	189
(小計)	1,349	1,142	878	790
D. その他				
a. 意見・要望等				
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76
b. その他				
1. 無登録業者	208	258	277	192
2. 未公開株	471	732	559	376
3. ファンド	29	70	46	58
0. その他	196	314	311	387
(小計)	1,045	1,548	1,634	1,385
合計	7,118	6,927	6,179	6,362

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い呑み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

2-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位：件数)

区 分	20年7月 ～21年6月		21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月
	合 計	228	(69)	216	186	202
(証券監視委)	48	(15)	57	35	38	48
(財務局長等)	180	(54)	159	151	164	166
金融商品取引業者	191	(62)	176	148	148	153
(証券監視委)	35	(12)	43	26	23	34
(財務局長等)	156	(50)	133	122	125	119
第一種金融商品取引業者	117	(20)	91	91	85	57
(証券監視委)	18	(4)	18	17	17	11
(財務局長等)	99	(16)	73	74	68	46
支店単独検査	16支店	(5支店)	17支店	—	—	—
第二種金融商品取引業者	1	(1)	22	6	14	20
(証券監視委)	(1)	(1)	(6)	(0)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(16)	(6)	(14)	(19)
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40
(証券監視委)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)
(財務局長等)	(57)	(34)	(44)	(36)	(40)	(38)
投資運用業者	15	(6)	18	15	9	36
(証券監視委)	(15)	(6)	(18)	(9)	(6)	(20)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(6)	(3)	(16)
登録金融機関	25	(4)	24	28	32	28
(証券監視委)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)	(0)
(財務局長等)	(24)	(4)	(24)	(26)	(28)	(28)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	(0)	1	2	6	21
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(10)
(財務局長等)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)	(11)
金融商品仲介業者	0	(0)	1	1	9	9
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(1)	(1)	(9)	(8)
信用格付業者	—	—	—	0	4	3
(証券監視委)	(-)	(-)	(-)	(0)	(4)	(3)
(財務局長等)	(-)	(-)	(-)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関	5	(2)	5	1	0	0
(証券監視委)	(5)	(2)	(5)	(1)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	7	(1)	9	6	2	0
(証券監視委)	(7)	(1)	(9)	(6)	(2)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	(0)	0	0	1	0
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注1) 「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の検査のみを実施するものである。

(注2) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の()書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

2-3-2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		20年 7 月	21年 4 月	22年 4 月	23年 4 月	24年 4 月
		～21年 6 月	～22年 3 月	～23年 3 月	～24年 3 月	～25年 3 月
金 融 商 品 取 引 業 者	第一種金融商品取引業者	110	129	134	84	104
	第二種金融商品取引業者	88	60	26	36	42
	投資助言・代理業者	16	21	27	22	25
	投資運用業者	141	153	69	84	173
登 録 金 融 機 関		27	33	47	56	35
適格機関投資家等特例業務届出者		0	0	33	57	32
金 融 商 品 仲 介 業 者		0	18	18	11	11
信 用 格 付 業 者		—	—	0	114	204
自 主 規 制 機 関		460	89	86	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0

(注) 検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

2-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位：件数)

区 分	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月
検査終了件数	220 (68)	211	210	186	170
金融商品取引業者	182 (57)	164	171	141	112
第一種金融商品取引業者	118 (30)	92	100	90	50
第二種金融商品取引業者	3 (1)	8	18	12	18
投資助言・代理業者	45 (25)	46	35	32	38
投資運用業者	16 (1)	18	18	7	6
登録金融機関	27 (10)	27	28	27	31
適格機関投資家等特例業務届出者	0 (0)	0	2	5	14
金融商品仲介業者	1 (0)	1	1	9	6
信用格付業者	- -	-	0	2	5
自主規制機関	1 (0)	8	1	0	0
投資法人	9 (1)	11	7	2	1
その他	0 (0)	0	0	0	1

(注1) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度着手分を含む。
なお、支店単独検査は含まない。

(注2) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の()書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月
問題点が認められた業者等の数	112 (35)	125	105	87	102
不公正取引に関するもの	16 (1)	12	9	7	6
投資者保護に関するもの	43 (17)	57	45	46	52
財産・経理等に関するもの	28 (8)	27	18	31	11
その他業務運営に関するもの	60 (17)	60	71	58	71

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。
したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の()書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

2-3-4 グループ体型検査の実施状況

金融庁検査局同時検査	BNPパリバ証券 バークレイズ証券 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミ テッド（証券）（東京支店） JPモルガン証券
------------	---

（注）金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ体型検査を兼ねる。

2-3-5 平成24年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考	
委員会	金 商 業 者	一 種 業	1	SMBC日興証券	H23.8.29	H23.11.4	H24.4.13	○
			2	野村証券	H23.12.5	H24.3.2	H24.4.24	-
			3	三菱UFJメルリリンチPB証券	H24.2.29	H24.4.6	H24.11.22	-
			1	野村証券	H24.4.25	H24.7.31	H24.7.31	○
			2	日本相互証券	H24.8.29	H24.9.19	H25.3.8	-
			3	SBI証券	H24.11.5	H24.12.19	H25.2.22	-
		4	東海東京証券	H24.11.5	H24.12.19	H25.3.22	-	
		運 用	1	三菱地所投資顧問	H24.1.23	H24.2.17	H24.7.10	-
			2	スタッツインベストメントマネジメント	H24.3.21	H24.4.13	H24.10.10	○
			1	ユナイテッド投信投資顧問	H24.4.18	H24.6.8	H24.10.10	○
			2	新生インベストメント・マネジメント	H24.4.24	H24.6.5	H24.12.7	○
		3	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.5.23	H24.7.19	H24.12.7	○	
		4	ファンネックス・アセット・マネジメント	H25.1.21	H25.2.7	H25.3.26	-	
		登 金	1	みずほ銀行	H23.10.24	H23.11.25	H24.6.15	-
	投 資 法 人	1	日本オープンエンド不動産投資法人	H24.1.23	H24.2.17	H24.7.10	-	
	仲 介	1	SBIマネープラザ	H24.11.27	H24.11.27	H25.2.22	-	
	特例業務届出者	1	ナレッジキャピタル	H24.3.21	H24.5.31	H24.10.12	△	
		1	アール・ビー インベストメント・アンド・コンサルティング	H24.4.18	H24.6.1	H24.10.10	△	
		2	ワイズキャピタル合同会社	H24.11.27	H24.11.29	H25.3.1	△	
		3	MJインベストメント合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△	
		4	ホライズンパートナー合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△	
		5	アスライト合同会社	H25.1.23	H25.1.23	H25.3.1	△	
		6	ドリームエックス合同会社	H25.1.15	H25.1.15	H25.3.1	△	
		7	合同会社フランチャイズ基金	H25.1.24	H25.1.25	H25.3.1	△	
		8	MAIDO投資事業組合合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△	
	信用格付業者	1	ムーディーズ・ジャパン	H23.11.14	H23.12.16	H24.5.29	-	
		2	ムーディーズSFジャパン	H23.11.14	H23.12.16	H24.5.29	-	
1		スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.5.7	H24.6.28	H24.12.11	○		
2		日本スタンダード&プアーズ	H24.5.7	H24.6.28	H24.12.11	-		
3	フィッチ・レーティングス・ジャパン	H24.9.5	H24.10.12	H25.2.15	-			
そ の 他	1	野村ホールディングス	H23.12.5	H24.3.2	H24.4.24	-		

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成23年度に検査に着手した法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	備考
関東	金 商業者 一 種 業	1	FXCMジャパン証券	H23.11.17	H23.12.9	H24.6.19	○
		2	明和証券	H24.1.19	H24.2.17	H24.4.19	-
		3	東武証券	H24.1.19	H24.2.10	H24.6.15	-
		4	リーディング証券	H24.2.29	H24.3.19	H24.11.8	-
		1	シー・アイ・ピー・シー・ワールド・マーケット(ジャパン)インク	H24.4.11	H24.4.24	H24.5.22	-
		2	損保ジャパンDC証券	H24.4.11	H24.4.24	H24.6.4	-
		3	ジェフリース・ジャパン・リミテッド	H24.4.11	H24.4.19	H24.5.23	-
		4	エアーズシー証券	H24.4.11	H24.4.20	H24.12.10	-
		5	AFT	H24.4.11	H24.4.24	H24.6.26	-
		6	ロンナル・フォレックス	H24.4.11	H24.4.23	H24.5.18	-
		7	ウェルズ・ファーゴ証券	H24.4.17	H24.4.26	H24.5.29	-
		8	キャピタル・パートナーズ証券	H24.5.24	H24.6.15	H24.9.21	-
		9	DBJ証券	H24.5.24	H24.6.1	H24.6.18	-
		10	トレイダーズ証券	H24.5.28	H24.6.14	H24.10.2	-
		11	ヤマゲン証券	H24.8.30	H24.9.19	H25.3.19	-
	12	AIP証券	H24.10.24	H24.11.6	H24.12.25	-	
	13	イニシア・スター証券	H24.11.29	H24.12.5	H24.12.5	○	
	14	efx.com	H24.12.3	H24.12.11	H25.2.7	-	
	15	セブンインベスターズ	H24.12.10	H24.12.12	H24.12.14	-	
	二 種 業	1	MTラボ	H24.2.29	H24.3.16	H24.4.17	-
		2	KKRキャピタル・マーケット	H24.3.6	H24.3.16	H24.4.6	-
		1	SBIソーシャルレンディングサポート	H24.5.24	H24.6.7	H24.6.27	-
		2	日立キャピタル	H24.5.24	H24.5.31	H24.6.19	-
		3	サンハーベスト	H24.7.10	H24.9.14	H24.10.12	○
		4	グリーンヒル・ジャパン	H24.12.11	H24.12.12	H25.2.28	※
		5	トラストファイナンス	H24.12.11	H24.12.12	H25.2.21	※
	6	JPリースプロダクツ&サービスイズ	H24.12.5	H24.12.6	H25.2.26	※	
	7	グローバルアイ	H24.12.12	H24.12.12	H25.2.22	※	
	助 言	1	エム・プロジェクト	H23.10.26	H23.11.11	H24.4.11	-
		2	株式格闘倶楽部	H23.12.1	H23.12.8	H24.4.12	-
		3	アテナインベストメント	H24.1.19	H24.2.1	H24.5.22	-
		1	ノーブル	H24.4.11	H24.4.19	H24.5.17	-
		2	ウイニングクルー	H24.4.11	H24.4.24	H24.7.6	-
3		エスアンドケイ投資顧問	H24.5.24	H24.6.5	H24.6.29	-	
4		メジャーインベスト	H24.5.24	H24.6.8	H25.3.15	○	
5		新日本経済投資顧問	H24.7.10	H24.7.31	H24.10.12	○	
6		ゴゴジャン	H24.7.10	H24.7.20	H24.8.31	-	
7		イー・キャピタル	H24.8.30	H24.9.14	H24.11.14	-	
8		総合投資経済研究所	H24.11.29	H24.12.12	H25.3.29	-	
9	ニュージャパンインターナショナルキャピタルマネジメント	H24.12.5	H24.12.6	H25.2.21	※		
10	エスフィールド	H24.12.6	H24.12.7	H25.2.28	※		
11	フェアラインパートナーズ	H24.12.12	H24.12.12	H25.2.21	※		
登 金	1	武蔵野銀行	H24.3.1	H24.3.16	H24.4.20	-	
	1	JPアトラス	H24.7.11	H24.7.26	H24.12.12	△	
特例業務届出者	2	スタンダードソサイエティ	H24.7.11	H24.7.26	H24.12.12	△	
近畿	金 商業者 一 種 業	1	日の出証券	H23.8.30	H23.11.11	H24.4.23	-
		1	篠山証券	H24.4.17	H24.4.27	H24.5.21	-
		2	丸近証券	H24.5.21	H24.6.6	H24.10.31	-
		3	相生証券	H24.8.28	H24.9.14	H25.3.13	-
		4	高木証券	H24.10.16	H24.11.7	H24.12.11	-
	5	エンゼル証券	H24.11.12	H24.12.3	H25.2.15	-	
	二 種 業	1	グランド・ウィン・パートナーズ	H24.7.10	H24.7.13	H24.10.10	-
		2	エイ・アイ・シー債権回収	H24.8.28	H24.8.31	H24.10.26	-
		3	コムテックス	H24.11.29	H24.11.30	H25.2.21	-
	助 言	1	企業設計	H24.1.23	H24.4.6	H24.12.14	○
		2	エフピーアイ	H24.2.29	H24.3.6	H24.10.10	-
		3	マーケットプレース	H24.3.13	H24.3.15	H24.4.10	-

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	備考	
		1	日本投資技術協会West	H24.4.16	H24.4.25	H24.5.16	-	
		2	ワイン情報	H24.5.21	H24.5.25	H24.7.25	-	
		3	エキスポネンシャル	H24.5.21	H24.5.25	H24.6.28	-	
		4	まんてん	H24.5.21	H24.5.25	H24.9.27	-	
		5	Joule	H24.9.3	H24.9.7	H25.3.15	○	
		6	フィナンシャル・アドバイス	H24.11.12	H24.11.21	H25.2.25	-	
		7	富士株式投資研究所	H25.1.30	H25.2.7	H25.2.28	-	
	登	金	1	京都中央信用金庫	H24.6.7	H24.6.20	H24.7.5	-
			2	関西アーバン銀行	H25.1.24	H25.2.6	H25.3.19	-
	特例業務届出者		1	クレスコ・システムズ	H24.3.14	H24.3.15	H24.6.15	▲
1			ベルプライムインベストメント	H24.10.4	H24.11.16	H25.2.7	△	
北海道	金 商業者	二種業	1	アルファコート	H24.10.16	H24.10.19	H24.11.5	-
			助言	1	さくら投資顧問	H24.2.22	H24.2.23	H24.5.10
	登	金	2	FPLアセットマネジメント	H24.3.21	H24.6.1	H24.12.14	○
			1	北洋銀行	H24.8.29	H24.9.10	H24.12.7	-
			2	北海道労働金庫	H25.1.17	H25.1.25	H25.3.5	-
			3	北海道信用農業協同組合連合会	H25.2.18	H25.2.20	H25.3.5	-
東北	金 商業者	一種業	1	大北証券	H24.9.25	H24.10.17	H24.11.7	-
			登	金	1	みちのく銀行	H24.2.13	H24.2.24
	2	米沢信用金庫	H24.3.12		H24.3.23	H24.5.14	-	
	1	秋田銀行	H24.5.16		H24.5.29	H24.6.26	-	
			2	青い森信用金庫	H24.8.27	H24.9.5	H24.11.7	-
			3	大東銀行	H24.12.3	H24.12.14	H25.2.27	-
仲	介	1	ファイン・ステージ	H24.6.11	H24.6.28	H24.10.2	-	
東海	金 商業者	一種業	1	大万証券	H23.8.29	H23.9.21	H24.6.22	○
			1	百五証券	H24.5.22	H24.6.8	H24.6.27	-
			2	三縁証券	H24.5.22	H24.6.11	H24.8.31	-
			3	静銀ディーエム証券	H24.8.28	H24.9.18	H24.11.15	-
	二種業	4	中泉証券	H24.8.28	H24.9.10	H24.11.1	-	
		1	プロモクリエ	H24.3.1	H24.3.30	H24.5.31	-	
		1	ジャパン	H24.10.4	H24.10.23	H25.1.22	-	
	助言	2	Forex&Mineral Trading	H24.10.9	H24.11.28	H24.12.21	○	
		3	大起産業	H25.1.17	H25.1.25	H25.2.8	-	
		1	ユーレカプロジェクト合同会社	H23.11.24	H24.2.15	H24.11.27	○	
			2	ベルテ	H24.3.1	H24.4.20	H25.2.4	-
			1	井上雅文(井上投資コンサルタント事務所)	H24.4.17	H24.4.23	H24.5.18	-
	登	金	2	今村勝(大伸経済研究社)	H24.4.17	H24.4.25	H24.6.29	-
			1	中京銀行	H24.7.4	H24.7.17	H24.9.25	-
北陸	金 商業者	一種業	1	竹松証券	H24.4.12	H24.4.26	H24.5.24	-
			2	石動証券	H24.9.21	H24.10.5	H24.12.20	-
			3	頭川証券	H24.11.22	H24.12.7	H25.2.27	-
	助言		1	國澤 晃(ラディッシュ・リサーチ)	H24.6.7	H24.6.18	H24.6.29	-
			登	金	1	福邦銀行	H24.3.12	H24.3.23
	1	金沢信用金庫	H24.5.21		H24.5.29	H24.6.22	-	
	2	のと共栄信用金庫	H24.8.27		H24.9.4	H24.10.25	-	
	3	福井銀行	H24.10.29		H24.11.7	H24.12.21	-	
4	富山銀行	H25.1.21	H25.1.29		H25.3.22	-		
中国	金 商業者	一種業	1	ワイエム証券	H23.12.6	H23.12.22	H24.4.16	-
			2	北田証券	H24.2.9	H24.2.24	H24.4.20	-
			1	ウツミ屋証券	H24.9.4	H24.9.14	H24.10.31	-
			2	八幡証券	H24.11.15	H24.12.7	H25.2.5	-
	二種業	1	JV	H25.1.17	H25.1.29	H25.2.21	-	
		助言	1	プランニングビジョン	H24.1.23	H24.1.30	H24.4.5	-
	登	金	1	備前信用金庫	H24.4.16	H24.4.20	H24.6.21	-
2			中国労働金庫	H24.8.6	H24.8.10	H24.10.1	-	

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	備考
	仲介	1	ワズプロジェクト	H24.8.2	H24.8.10	H24.10.5	-
	特例業務届出者	1	モモトラスト	H24.5.15	H24.6.21	H24.10.30	-
四国	金商業者						
	一種業	1	香川証券	H23.10.12	H23.12.1	H24.4.13	-
		2	愛媛証券	H24.3.5	H24.3.23	H24.5.24	-
		1	二浪証券	H24.5.21	H24.6.6	H24.6.26	-
		2	阿波証券	H24.9.3	H24.9.28	H24.10.23	-
	助言	1	香賀投資顧問	H24.10.24	H24.10.26	H24.11.7	-
	登金	1	阿波銀行	H24.2.8	H24.2.17	H24.4.5	-
		1	香川銀行	H24.4.16	H24.4.25	H24.5.18	-
仲介	1	みどり財産コンサルタンツ	H24.12.11	H24.12.13	H25.1.10	-	
九州	金商業者						
	助言	1	ナガタ投資顧問	H24.2.29	H24.3.7	H24.5.14	-
	登金	1	大分銀行	H24.4.12	H24.4.25	H24.7.24	-
		2	高鍋信用金庫	H24.5.24	H24.6.6	H24.7.19	-
		3	鹿児島信用金庫	H24.9.6	H24.9.20	H24.12.12	-
	仲介	1	庭月野 竜也	H24.10.9	H24.10.12	H24.10.22	-
2		神園経営センター	H24.10.30	H24.11.1	H25.3.7	-	
福岡	金商業者						
	助言	1	アスキット	H23.11.14	H23.11.21	H24.4.16	-
		1	アイリンクインベストメント	H24.4.16	H24.5.7	H24.6.28	-
		2	NCF不動産投資顧問	H24.10.12	H24.10.25	H25.2.1	-
		3	福岡新都心開発	H24.11.7	H24.11.16	H25.1.24	-
	登金	1	佐賀銀行	H23.12.7	H23.12.22	H24.4.6	-
		2	西日本シティ銀行	H24.2.27	H24.3.27	H24.6.28	-
		1	筑邦銀行	H24.5.28	H24.6.12	H24.6.22	-
		2	長崎三菱信用組合	H24.8.20	H24.8.28	H24.11.20	-
3		飯塚信用金庫	H24.9.13	H24.9.27	H24.11.20	-	
沖縄	金商業者						
	一種業	1	おきなわ証券	H24.2.17	H24.3.5	H24.4.27	-
	登金	1	沖縄銀行	H24.9.5	H24.9.14	H24.12.17	-

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成23年度に検査を着手した法人等である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

(注5) 備考欄の▲は、検査の結果等を踏まえ、虚偽告知等を行っていたとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

(注6) 備考欄の※は、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査を行ったものである。

2-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	年度、事務年度						
	19	20		21	22	23	24
勧告件数	59	50	(19)	74	64	45	62
行政処分に関する勧告	28	18	(4)	21	19	16	20
証券検査の結果に基づく勧告	28	18	(4)	21	19	16	18
証券監視委の行った検査等にかかるもの	13	6	(1)	8	4	7	7
財務局長等の行った検査等にかかるもの	15	12	(3)	13	15	9	11
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	-	0	1
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	1
課徴金納付命令に関する勧告	31	32	(15)	53	45	29	41
取引調査の結果に基づく勧告	21	20	(10)	43	26	17	25
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	-	1	7
開示検査の結果に基づく勧告	10	12	(5)	10	19	11	9
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	0	0	0	0	0	0	1

1. 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
2. 20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数である。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成22年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	プライベートウェルスマネジメントジャパン	H22.4.9	無登録業者への名義貸し
2	関東	イニシア・スター証券	H22.4.9	ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等
3	関東	トップゲイン	H22.4.16	ファンド運用に係る無登録営業 無登録業者の運営するファンドへの出資等 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為
4	委員会	エブソム愛馬会	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
5	委員会	ジャパンホームマクラブ	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
6	近畿	高木証券	H22.6.17	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況
7	関東	J-ストック・パートナーズ	H22.6.29	無登録業者への名義貸し
8	関東	三栄証券	H22.7.13	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
9	関東	メイヤー・アセット・マネジメント	H22.7.28	外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況
10	関東	トラフィック	H22.9.7	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
11	委員会	東海東京証券	H22.9.10	金融商品事故等防止態勢の不備
12	関東	ライフケアバンク	H22.9.22	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等
13	関東	ソーシャル・イノベーション	H22.9.22	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況
14	関東	藍澤證券	H22.11.30	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等
15	関東	常盤Investments	H22.12.10	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
16	東海	インベストマスター	H22.12.10	法定書面の未交付等 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
17	関東	マスター証券	H23.2.4	無登録による投資運用業務 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為
18	委員会	プライオール投資顧問	H23.2.15	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況
19	関東	ばんせい山丸証券	H23.2.22	届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

	22年度
委員会	4
財務局	15
関東	13
近畿	1
東海	1
合計	19

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成23年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50百万円)に満たない状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K・B・C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

	23年度
委員会	7
財務局	9
関東	8
近畿	1
合計	16

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成24年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要な証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会 (国際取引等調査)	ジャパン・アドバイザー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
5	委員会	野村証券株式会社	H24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 (犯則事件の調査)	アイティーエム証券	H24.8.3	投資一任契約に係る善管注意義務違反 役員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネジメント	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト	H24.10.12	海外事業に出資する集団投資スキーム(ファンド)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 自己の名義をもって他人(新日本経済投資顧問)にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況 ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム(ファンド)持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト合同会社	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex & Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム(ファンド)持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

24年度	
委員会	7
財務局	11
関東	5
近畿	2
東海	3
北海道	1
その他(※2)	2
合計	20

※ ジャパン・アドバイザーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

2-4-3 勧告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

(平成24年4月～平成25年3月)

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	24. 4. 13	<p>【SMB C日興証券株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告</p> <p>○ 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為</p> <p>当社においては、その業務に関しA社株式の公募増資に係る法人関係情報（以下「本件情報」という。）を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。その結果、少なくとも21営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前におけるA社株式の公募増資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち8部店23営業員が、34顧客に対し、本件情報が公表される以前に本件情報を提供して取得申込みの勧誘を行った。</p> <p>当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。</p> <p>また、当社では、B社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。</p> <p>当社における上記行為のうち、法人関係情報を提供しての勧誘は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第117条第1項第14号に該当するものと認められる。</p> <p>また、当社における上記のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第40条第2号に基づく業府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成24年4月20日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①営業員の管理を含む法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、必要な改善を図ることにより、実効性ある内部管理態勢を構築すること。</p> <p>②法人関係情報の取扱いをはじめとする法令諸規則等に係る知識の十分な習得のため、広範かつ集中的な研修を実施することなどにより、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。</p> <p>③本件に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記①～③について、その対応状況を平成24年5月18日（金）までに書面で報告すること。</p>
2	24. 6. 19	<p>【FXCMジャパン証券株式会社（関東）】 ※会社勧告</p> <p>(1) 業務運営に関し重大な問題が認められる状況</p> <p>当社は、インターネットを經由した通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「FX取引」という。）を主たる業務としており、当社の米国籍のグループ会社（以下「外部委託先」という。）が提供するシステム（以下「FXシステム」という。）を使用して業務を行っている。</p> <p>イ システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況</p> <p>当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、FXシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすFXシステムの基本的な内容すら把握していない状況にある。</p> <p>更に、当社では、本来約定すべきレートと異なるレートで約定が成立するなどのシステム障害を含む様々なシステム上の問題（以下「システム上の諸問題」という。）が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められている。当社は、こうしたシステム障害への対応について、外部委託先の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響やその発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にある。</p> <p>したがって、当社では、今後も同様のシステム上の諸問</p>	<p>行政処分日 平成24年7月3日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①今回の行政処分について、責任の所在を明確化すること。</p> <p>②当社における業務運営の適切性を確保するため、グループ会社から当社への適切な権限付与や、グループ会社と当社との間の責任分掌の明確化を図ること。</p> <p>③その上で、当社としての経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢（特に、投資者保護の観点での顧客対応）及びシステムリスク管</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		<p>題が発生する可能性が十分にあり、顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められる。更に、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況となっているものと認められる。</p> <p>ロ 顧客対応が杜撰な状況 上記イのとおり、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、当社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例が認められた。 また、当社のFX取引のカバー先でもある外部委託先が、FX取引において発生したスリッページに関し不当な取扱いを行ったとして米国内で処分を受けたが、当社は、その影響が当社顧客へも及んでいるにもかかわらず、当社の責任につき問題意識を持つことなく、特段の顧客対応を取っていない。 このように、当社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。</p> <p>当社における上記イの状況は、当社の業務の根幹をなすFXシステムについて基本的な内容すら把握しておらず、システム上の諸問題についても、当社には主体的に原因究明等を行う姿勢が認められず、今後、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況にあるなど、当社のシステム管理及び運用の状況には重大な問題が認められることから、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当するものと認められる。 また、当社における上記ロの状況は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、当社の顧客対応は極めて杜撰であり、投資者保護上、重大な問題が認められることから、金商法第51条に規定する「金融商品取引業者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 顧客に必要な証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為 当社は、平成23年8月1日から検査基準日（同年11月16日）までの間に、営業日ごとの一定の時刻におけるFX取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が55顧客57件認められた。</p> <p>当社による上記の行為は、金商法第38条第7号に基づく業府令第117条第1項第28号に規定する「その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>理態勢の充実・強化に向けた改善策に取り組むこと。また、外部の専門家の監査等を実施することにより、当社の業務運営態勢を検証し、実効性のある改善策を実行すること。</p> <p>④ 上記③の改善策を実行するまでの間、既存の業務運営態勢の徹底等、当面の対応策を確実に継続・実施すること。また、この当面の対応策については、必要に応じて見直しを図りつつ実施すること。</p> <p>⑤ 本件処分の原因となったスリッページに係る不当な取引等の不適切行為について、顧客に対し十分に説明し、事故による損失の補てんその他の適切な対応を行うこと。</p> <p>⑥ 業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、顧客への説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること。</p> <p>⑦ 上記①～⑥について、その対応・実施状況を平成24年8月3日までに書面で報告すること。また、②～⑥については、その対応・実施状況を、当分の間、3か月ごとに書面で報告すること。</p>
3	24. 6. 22	<p>【大万証券株式会社（東海）】 ※(1)は会社勧告・(2)は役職員勧告 (1) 報告徴取命令に対する事実と異なる報告</p>	<p>行政処分日 平成24年6月29日 会社に対する処分</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>当社は、平成 23 年 2 月 2 日、東海財務局長（以下「当局」という。）から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴取命令を受け、当該法令等違反の再発防止のための改善・対応策等（以下「改善・対応策」という。）をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を、平成 23 年 3 月 2 日、同年 6 月 2 日、同年 9 月 2 日に当局に提出している。</p> <p>今回検査において、報告書の内容を検証したところ、以下のとおり事実と異なる報告を行っていたことが認められた。</p> <p>イ 報告書においては、平成 22 年 5 月開催の営業・コンプライアンス会議で指示した面談基準に該当する顧客に対し顧客面談を実施したとする改善・対応策について、実施内容を「対象者 164 名、面談済み 164 名」としているが、実際には、当該会議で指示した面談基準に該当する対象者は 284 名であり、顧客面談を実施済みの者は 185 名であった。</p> <p>ロ 報告書においては、証券担保ローン利用顧客に対して当社代表取締役社長が半年に 1 回面談を実施するとした改善・対応策について、「社長が別紙（5 名）のとおり行いました。」としているが、実際には、当社代表取締役社長が面談した顧客は 1 名であった。</p> <p>当社は、当局による報告徴取命令を受けた改善・対応策の実施及び報告書作成の業務を全て内部管理統括責任者に担当させていたが、他の社員による検証等や経営陣における改善・対応策の実施の確認、検討が行われておらず、会社として牽制が機能していない状況にあり、当社における金融商品事故等の防止態勢は極めて不十分である。</p> <p>当社が行った上記イ及びロの行為は、金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴取命令に違反しており、かかる当社の行為は、同法第 52 条第 1 項第 6 号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等</p> <p>イ 当社本店営業部外務員（以下「外務員 A」という。）の顧客が平成 22 年 9 月 7 日に当社で信用取引の口座を開設し、以後、外務員 A は、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任せられ、同 23 年 3 月 23 日まで信用取引を中心に株式取引を行っている。</p> <p>ロ 上記状況において、外務員 A は、当該顧客の取引口座へ銀行振込を 12 回（合計約 34 万円）行っており、これは、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際の損失補てん（約 11 万円）並びに品受代金への充当等のための財産上の利益の提供（約 22 万円）であると認められる。</p> <p>外務員 A が行った上記イの行為は、金商法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき」に該当するものと認められ、また、上記ロの行為は、同法第 39 条第 1 項第 3 号に規定する「有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。</p>	<p><u>業務停止命令</u></p> <p>・平成 24 年 7 月 17 日から同年 7 月 19 日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で当局が個別に認めたものを除く。）の停止。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>① 本件法令違反に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>② 経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な充実・強化を図ること。</p> <p>③ 法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。</p> <p>④ 上記①から③について、その実施状況を平成 24 年 7 月 27 日まで、さらに同日後の進捗状況を平成 24 年 9 月 30 日及びその後 3 月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 ○職務停止 3 か月</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4	24. 7. 31	<p>【野村証券株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告</p> <p>当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。</p> <p>(1) 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況</p> <p>イ コンプライアンス態勢に係る問題</p> <p>内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は下記口からハの状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。</p> <p>また、法令遵守態勢、法人関係情報の適正な管理態勢を構築・運用する責務を負っている役職員が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず不十分な対応に終始したことから、本件問題点を早期に把握・分析し、金融商品取引法の趣旨・目的に照らして適切な対応を取るという金融商品取引業者及び市場のゲートキーパーとして求められる役割を果たしていなかった。</p> <p>ロ チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達</p> <p>機関投資家営業部署の職員が、収益第一主義の営業態勢等を同部署内に徹底したことにより、同部署内における法令遵守意識を欠落させ公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていた。機関投資家営業部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考えから、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していた。</p> <p>ハ セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得</p> <p>機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていた。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していた。</p> <p>ニ 機関投資家営業部署内での情報共有</p> <p>機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われた。</p> <p>(2) 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況</p> <p>イ 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為</p> <p>(イ) 法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたA部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「甲社情報」という。）を入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。</p> <p>また、A部長は、他の顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 8 月 3 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>① 社内調査報告書における再発防止策を確実に実施・定着させること。</p> <p>② 再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。</p> <p>③ 再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。</p> <p>(注) 検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。</p> <p>④ 上記①～③について、初回報告期限を8月10日(金)とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		<p>(ロ) 乙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報(以下「乙社情報」という。)を入手したC部員は、顧客に対し、乙社情報が公表される以前に、乙社情報を提供して乙社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。</p> <p>(ハ) 社内アナリスト等から情報収集を行い、丙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報(以下「丙社情報」という。)を入手したD部員は、顧客に対し、丙社情報が公表される以前に、丙社情報を提供して丙社株式の売買の勧誘を行ったと認められる。</p> <p>ロ その他不適切な業務運営状況</p> <p>(イ) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。</p> <p>(ロ) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供した可能性のある複数の事例が認められた。</p> <p>上記(1)及び(2)の実態を把握していなかったという点で、当社経営陣の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。</p> <p>また、当社における上記(1)及び(2)ロのような、公募増資案件に係る法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務の運営状況にあるものと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。</p> <p>さらに、上記(2)イのような、有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為は、当社における法人関係情報の管理態勢に不備が認められる状況の下で発生、看過されているものであり、会社行為と認められ、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。</p>	
5	24. 10. 10	<p>【ユナイテッド投信投資顧問株式会社(証券監視委)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反</p> <p>(1) A厚生年金基金(以下「A基金」という。)との年金投資一任契約</p> <p>当社が、A基金との間で締結した年金投資一任契約(以下「年金一任契約」という。)に関し、以下の問題が認められた。</p> <p>イ 年金一任契約締結に至るまでの経緯</p> <p>平成20年9月、当社は、株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング(以下「RB社」という。)から、RB社を運営者とし未公開株を投資対象とする乙号投資事業有限責任組合(以下「乙号組合」という。)に出資することを前提に、A基金との間で年金一任契約を締結して欲しいとの依頼を受け、同年11月、年金一任契約を締結し、その後、A基金から運用を委託された資産全額を、乙号組合に出資した。</p> <p>なお、当社は、RB社から、年金一任契約締結の依頼の背景として、A基金が、新たに組成される乙号組合に対する強い投資意向を有している旨の説明を受けている。</p> <p>ロ 乙号組合に対する出資前の調査等が不適切な状況</p> <p>乙号組合に対する出資前に当社が行った調査・検討の状況について検証したところ、次の(イ)及び(ロ)のとおり極めて不適切な状況が認められた。</p> <p>(イ) A基金から運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合に</p>	<p>行政処分日 平成24年10月16日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u></p> <p>・新たな投資一任契約の締結停止(平成24年10月16日から平成24年12月15日までの間)</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、投資対象先に</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>出資することが、A基金の運用状況等に照らし、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。</p> <p>(ロ) 未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合に対し出資を行うとしても、当該組合の運営者をRB社とすることが適切か、に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。</p> <p>ハ 乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況 乙号組合に対する出資後に、当社が乙号組合に対し行ったモニタリングやA基金に対する運用報告の状況を検証したところ、次の(イ)及び(ロ)のとおり極めて不適切な状況が認められた。</p> <p>(イ) A基金に対する運用報告が不適切な状況 当社は、年金一任契約に係る運用の状況に関する報告書(以下「四半期運用報告書」という。)を作成し、A基金に提出しているところ、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関し、RB社から、上場予定が確定している旨の報告を受け、当該報告が事実と反することを容易に把握できたにもかかわらず、十分な確認を行わず、四半期運用報告書に、上場時期が確定している旨のRB社からの上記報告に沿う内容の記載をしている。</p> <p>(ロ) 乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況 乙号組合において、上場予定が白紙となった投資先未公開企業について、合理的な理由なく追加投資が行われているが、当社は、適切な措置を講じなかった。 また、当社は、年金一任契約に係る投資について乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。</p> <p>当社は、年金一任契約の締結により、A基金のために善良なる管理者の注意をもって、年金一任契約の内容に従って、年金資産の運用として適切な投資方法及び投資先を、十分な調査・検討の上で決定し、乙号組合への出資後も、乙号組合に対するモニタリングを実施すべき義務を負っていたものであるが、上記ロ及びハのとおり、当社が実施した、乙号組合への出資決定にあたっての調査等及び出資後の乙号組合に対するモニタリング等は極めて不適切であり、当社は、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。</p> <p>(2) その他の投資一任契約 当社は、年金一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、別紙のとおり、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められる。</p> <p>上記(1)ロ及びハ並びに(2)の当社の状況は、金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。</p> <p>(別紙記載内容)</p> <p>ユニテッド投信投資顧問株式会社のその他の投資一任契約に関する事例の概要について</p> <p>1. 発電事業ファンドに係る投資判断等について</p> <p>当社の親会社が欧州の発電事業を投資対象として組成・募集することとした2本の公募外国投資信託(以下「発電事業ファンド」という。)について、当社は、発電事業ファンドの管理会社(当</p>	<p>対する十分な調査・確認が適切に行われているかについてチェックする体制やグループ会社等との取引に係る利益相反を防止する態勢等を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成24年11月15日までに書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>社のグループ会社)との間で、投資一任契約を締結し、発電事業ファンドに係る投資判断の一部を行っている。</p> <p>2本のファンドは、それぞれ特別目的会社への出資を通じて、欧州で発電事業を行う会社に投資しているところ、欧州の制度改正等による投資環境の悪化により、2本のうち1本の発電事業ファンド(以下「Iファンド」という。)は、投資対象の事業に対する銀行からの融資が困難となる一方、もう一方の発電事業ファンド(以下「IIファンド」という。)は、投資対象となるべき新規事業がない状況であった。こうした中、IIファンドの出資先の特別目的会社は、Iファンドの投資対象の事業の資金繰り支援目的で、複数回にわたり資金の貸付けを行ったところ、貸付けに対する返済が順次行われる中で、IIファンドの出資先の特別目的会社が受け取る利息収入が減少し、IIファンドの運用コストを賄うことが出来ず、基準価額は下がり続ける状況となった。</p> <p>しかしながら、当社は、基準価額が下落する状況を放置し、適切な投資判断をしなかったものと認められる。</p> <p>2. 不動産ファンドに係る投資判断等について</p> <p>当社の親会社が海外の不動産開発のために組成・募集することとした、公募外国投資信託(以下「不動産ファンド」という。)について、当社は、不動産ファンドの管理会社との間で、投資一任契約を締結し、不動産ファンドに係る投資判断の一部を行っている。</p> <p>不動産ファンドがその資金全額を出資しているケイマン籍の投資事業有限責任組合は、不動産ファンドの目的に反し、半分もの資金を、無担保で当社のグループ会社に貸し付けたところ、当社は、当該貸付けにあたって、当該投資事業有限責任組合の投資委員会に参加し、当該貸付けの決議に参加しながら、当該貸付けが不動産ファンドの目的に適合するかを検証することなく、当該貸付けの決議に賛成した。</p>	
6	24.10.10	<p>【株式会社スタッツインベストメントマネジメント(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反</p> <p>当社が、A厚生年金基金(以下「A基金」という。)との間で締結した年金投資一任契約(以下「年金一任契約」という。)に関し、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 年金一任契約締結に至るまでの経緯 平成21年11月、当社代表取締役(以下「当社社長」という。)は、株式会社ナレッジキャピタル(以下「ナレッジ社」という。)から、「某年金基金が投資事業組合に出資するために、そのスキーム上、投資一任契約を締結できる運用会社を探しているため、その基金の相談に乗って欲しい。」旨の依頼を受けた。 その後、当社社長は、ナレッジ社社長とともにA基金を訪問し、A基金のB事務長(当時)から、「当基金では、現在、投資事業有限責任組合を通じた未公開株投資を行っているが、運用会社の後任を探している。」との説明を受け、新たな投資事業有限責任組合を組成する際には、当該組合への出資を行う投資一任先を当社に依頼したい旨説明を受けた。 当社は、平成21年12月中旬頃、ナレッジ社が運営する丙号投資事業有限責任組合(以下「丙号組合」という。)に対し出資することを前提とした年金一任契約を締結し、その後、丙号組合に対する出資を行った。</p> <p>(2) 丙号組合に対する出資前の調査等が不適切な状況 丙号組合への出資前に当社が行った調査・検討の状況について検証したところ、次のイ及びロのとおり極めて不適切な状況が認められた。</p>	<p>行政処分日 平成24年10月16日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・新たな投資一任契約の締結停止(平成24年10月16日から平成24年11月15日の間)</p> <p>業務改善命令 ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、投資対象先に対する十分な調査・確認が適切に行</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>イ ナレッジ社に関する調査の不備 (イ) 当社は、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合への投資経験がなかったものの、平成 21 年 11 月、ナレッジ社が作成した A 基金向け提案資料及びナレッジ社社長からのヒアリングを基に、ナレッジ社が運営する丙号組合が、年金一任契約に係る投資対象として適切である旨判断したとしている。 しかしながら、提案資料には、ナレッジ社の設立時期や上場実績に関し虚偽の内容が記載されていたところ、当社は当該記載の真偽に係る基本的な調査も行っていない。</p> <p>(ロ) 当社は、丙号組合の組成前にナレッジ社が運営していた、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合の収益状況について調査する必要があるところ、何ら具体的に調査を行っていない。</p> <p>ロ 顧客である A 基金の意思確認の不備 当社は、不注意により年金一任契約書の調印を失念したまま、丙号組合への出資を行っており、A 基金の意思決定が行われていることについて十分な確認を行っていない。</p> <p>(3) 丙号組合に対する出資後のモニタリングが不適切な状況 丙号組合への出資後に、当社が丙号組合に対し行ったモニタリングの状況を検証したところ、丙号組合に係る事業年度の始期及び終期に変更があったことについて、ナレッジ社が変更契約書を作成していないことや、上記変更にもかかわらず、ナレッジ社が、変更前の事業年度の始期及び終期に従って管理報酬を受け取っていた状況を把握しておらず、適正にモニタリングを行っていない状況が認められた。</p> <p>当社は、年金一任契約の締結により、A 基金のために善良なる管理者の注意をもって、年金一任契約の内容に従って、年金資産の運用として適切な投資方法及び投資先を、十分な調査・検討の上で決定し、丙号組合への出資後も、丙号組合に対するモニタリングを適正に実施すべき義務を負っていたものであるが、上記(2)及び(3)のとおり、年金一任契約に関し、当社が実施した、丙号組合への出資の決定の際の調査等及び出資後の丙号組合に対するモニタリングは極めて不適切であり、当社は、金融商品取引法第 42 条第 2 項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。</p>	<p>われているかについてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成 24 年 11 月 15 日までに書面で報告すること。</p>
7	24. 10. 12	<p>【サンハーベスト株式会社（関東）】 ※会社勧告</p> <p>○ 顧客に対し虚偽のことを告げる行為、自己の名義をもって他人に取得勧誘を行わせている状況及び著しく不当な行為を行っている状況</p> <p>当社は、平成 23 年 7 月から検査基準日（同 24 年 7 月 9 日）現在までの間、自らを営業者とし、フィリピンの穀物事業に出資する計 6 本の集団投資スキーム（以下、総称して「本件ファンド」という。）の組成・運用及び販売・勧誘を行っている。</p> <p>(1) 本件ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 今回検査において、本店事務所内にある営業員の机中より、セールストークが記載された勧誘メモ等が複数発見されたことから、その内容等を検証したところ、当社営業員は、本件ファンド持分の取得勧誘において、本件ファンドに係る匿名組合契約書によれば、配当及び元本は保証されないものとなっているにもかかわらず、「配当は毎月必ずもらえる。」、「元本は絶対保証している。」などと、顧客に対し、虚偽のことを告げていたものと認められる。</p> <p>(2) 自己の名義をもって、他人に本件ファンド持分の取得勧誘を行わせている状況</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 10 月 12 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し</p> <p>・関東財務局長（金商）第 2528 号の登録を取り消す。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。</p> <p>②顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>当社は、遅くとも平成 23 年 9 月から検査基準日現在までの間、自己の名義をもって、株式会社新日本経済投資顧問所属の営業員に、本件ファンド持分の取得勧誘を継続して行わせていた。</p> <p>(3) 本件ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況 今回検査において当社における本件ファンドの運営状況等について検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>イ ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況 今回検査において本件ファンドに係る出資金の管理状況を検証したところ、当社は、匿名組合契約書上、組合財産の管理については、銀行等金融機関に専用の口座を開設し、当該口座への預金等により行い、営業者の帳簿等により各匿名組合員の出資履行金額が直ちに判別できるようにする旨を定めているにもかかわらず、本件ファンド事業を開始（平成 23 年 7 月）してから検査基準日現在までの間、本件ファンド名義の預金口座において出資金管理を全く行っておらず、本件ファンドに係るフィリピン所在の業務委託先（以下「A社」という。）に送金するまでの間、出資金の全てを当社の社内金庫にて保管していたとしており、その管理状況は極めて不透明なものと認められる。</p> <p>更に、当社は、A社へ出資金の送金についても、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）が、当社の社内金庫にて保管したファンド出資金の大半を、当社役職員以外の者に手渡し、現金を持参させる方法により行っているとしており、出資金の流れも極めて不透明なものと認められる。</p> <p>以上のとおり、当社における本件ファンド出資金の管理は、極めて不適切な状況にあるものと認められる。</p> <p>ロ 出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況 当社は、A社へ委託した業務のモニタリングのため、当社従業員 1 名（以下「駐在員」という。）をフィリピンに派遣しているとしている。</p> <p>しかしながら、当社における現地の運用状況の把握については、駐在員より電話等による口頭報告を受けるのみであり、当社社長自身は、上記口頭報告以外の手段では、本件出資対象事業の具体的な運用状況を把握していないとしている。また、当社は、検査期間中、駐在員と連絡が取れない旨説明するなど、現地の状況を適時、適切に把握する態勢が整備されていない状況が認められたことから、当社においては、自らを匿名組合の営業者とする本件ファンドの具体的な運用状況の把握が全く行われていない状況にあるものと認められる。</p> <p>以上のとおり、当社においては、出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況にあるものと認められる。</p> <p>ハ 極めて不適切な配当金の処理状況 当社は、当社役職員以外の者から指示された配当率に基づき、配当金算定の根拠となる具体的計算資料を確認することなく、配当の裏付けとなる出資対象事業先の資産や損益状況等を何ら把握しないまま、勧誘資料記載の利率とほぼ同率の配当を毎月継続している状況にあることから、当社の配当金の処理状況は、極めて不適切な状況にあるものと認められる。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引法第 38 条第 1 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。</p> <p>また、当社が行った上記(2)の行為は、金融商品取引法第 36 条の 3 に違反するものと認められる。</p> <p>更に、当社の上記(3)の状況は、顧客から受け入れた出資金の管理が極めて不適切な状況にあるのみならず、当社社長が</p>	<p>向も踏まえて必要な手続きを行うこと。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>出資対象事業の具体的な運用状況を全く把握していない状況であり、加えて、顧客への配当金処理についても極めて不適切な状況であるなど、当社の業務運営は極めて杜撰な状況にあると認められる。更に、当社は、検査官からこうした指摘を受けたにもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していたことなどから、かかる当社の状況は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。</p>	
8	24. 10. 12	<p>【株式会社新日本経済投資顧問（関東）】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況及び著しく不当な勧誘を行っている状況</p> <p>(1) 無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況 当社は、平成 23 年 9 月から検査基準日（平成 24 年 7 月 9 日）現在までの間、一般投資家（以下「顧客」という。）に対し、サンハーベスト株式会社を営業者とする合計 6 本の集団投資スキームに係る持分（以下「本件ファンド持分」という。）の私募の取扱いを行い、少なくとも 122 名の顧客が、合計金額で 462 百万円の出資に至っている状況が認められた。</p> <p>(2) 著しく不当な勧誘を行っている状況 当社営業員は、本件ファンド持分の取得勧誘に際し、サンハーベスト株式会社の商号、住所、電話番号及び登録番号（第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2528 号）の記載のある社員証と名刺を使用するなどし、サンハーベスト株式会社の社員であることを装ったうえで、本件ファンドに係る匿名組合契約書によれば、配当及び元本は保証されないものとなっているにもかかわらず、「元本が 1 円も目減りすることの無い商品です。」、「定期預金のご案内です。」、「関東財務局の認可が下りた商品です。」などと、顧客に対し、虚偽のことを告げており、金融商品取引業に関し、著しく不当な勧誘を行っている状況が認められた。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業（同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p> <p>また、当社が行った上記(2)の行為は、本件ファンド持分の取得勧誘において、第二種金融商品取引業の登録を受けた別会社の営業員を装ったうえで、多数の顧客に対し、虚偽のことを告げ、ファンドを取得させ、その金額も多額にのぼっているなど、極めて悪質なものである。更に、当社は、検査官からこうした指摘を受けたにもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していたことなどから、かかる当社の状況は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 10 月 12 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 793 号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。 ②当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額）を正確に把握すること。 ③本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>
9	24. 11. 26	<p>【ユーレカプロジェクト合同会社（東海）】 ※会社勧告</p> <p>(1) 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 イ 無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為その 1 A社は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に規定する金融商品取引業の登録を受けずに自動売買システムにより F X 取引で運用する海外に所在する投資運用業者（以下「無登録の投資運用業者」という。）である。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 12 月 4 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 24 年 12 月 4 日から同 25 年 2 月 3 日まで停止</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		<p>当社は、平成 22 年 12 月頃から過去の投資セミナー等で知りあった者に対して勧誘し、3名の顧客とA社との間で投資一任契約の締結の媒介を行った。</p> <p>ロ 無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為その2</p> <p>当社は、平成 23 年 8 月下旬頃から当社の主催したセミナー等で知りあった 22 名の者に対して勧誘し、4名の顧客とA社とは別の無登録の投資運用業者との間でも投資一任契約の締結の媒介を行った。</p> <p>当社が行った行為は、無登録の投資運用業者との投資一任契約の締結の媒介を行うものであり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>ハ 無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為</p> <p>当社は、無登録の投資助言・代理業者であるBが開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウェア（以下「株式ソフト」という。）の販売を目的としてBと総代理店業務委託契約を締結し、当社ホームページで勧誘し、26名の顧客に販売している。</p> <p>顧客は、当社に対し、株式ソフトの購入代金に加え、別途月額使用料を支払っている。しかし、当該月額使用料のうち半額はBに支払われるとともに、株式ソフトは、当社がBに開発を委託したのではなく、Bが個人的に開発したものであり、株式ソフトのバージョンアップやバグ修正などの顧客へのサポートについて、当社を bypass して顧客に対して直接行っていることから、実質的には当社はBの代理として顧客との投資顧問契約の締結をしているものと認められる。</p> <p>当社が行った行為は、無登録の投資助言・代理業者であるBを代理して顧客と投資顧問契約を締結するものであり、投資者保護上重大な問題があると認められる。</p> <p>当社が行った上記イからハの行為は、金商法第 51 条に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為</p> <p>当社は、Bが開発した株式ソフトの勧誘のために、当社ホームページに、「マルチペイトレード」と称する項目を設け、「モニターレポート」と称する株式ソフトの利用体験者（以下「モニター」という。）の実績の内容の広告を行っている。</p> <p>当該モニターレポートでは、運用資金 300 万円の者の実績として、「取引回数 11 回 手仕舞完了 9 回 9 勝 0 敗 仕掛中 2 回 最大運用資金 5,656,200 円 手仕舞確定利益 1,916,800 円」のほか、「約 1 か月ほどで 300 万円の証拠金で 47 万円ほどの利益ができました。」等のコメントを掲載している。</p> <p>今回検査において、当該モニターレポートを検証したところ、モニターは実在の人物ではなく、コメントは当社が考えた架空の内容であり、同レポートの運用実績は、当社代表を含む役職員が株式ソフトを用いて行った模擬取引のうち、成績の良い 2 事例について顧客が実際に利益を上げたかのように表示したものであった。</p> <p>当社が行った行為は、当社ホームページのマルチペイトレードの広告において、投資助言業務の実績に関する事項につき、著しく事実に相違する表示のある広告をするものであり、金商法第 37 条第 2 項に違反するものと認められる。</p>	<p>すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が関与した投資一任契約の状況（当該投資スキームに關与する全ての業者名、業者概要（所在地、連絡先等）、当該業者と当社との契約関係及びその内容、当社が受け取った報酬、顧客属性、顧客毎の投資金額、現在の評価額）及び投資顧問契約の状況（当社が代理を行った業者名、顧客属性、顧客毎の契約の状況）を早急に把握し、報告すること。</p> <p>②本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>③金融商品取引業務（投資助言・代理・媒介業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営体制及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成25年1月4日までに書面で報告すること。</p>
10	24. 12. 5	<p>【イニシア・スター証券株式会社（関東）】 ※会社勧告</p> <p>○ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 12 月 5 日</p> <p>会社に対する処分</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>今回検査において、当社の財産の状況を検証したところ、以下の状況が認められた。</p> <p>(1) 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況 当社は、検査基準日（平成 24 年 11 月 28 日）現在、預金勘定に 214 百万円を計上しているものの、実際は、うち 200 百万円は存在しておらず、真正な預金残高は 14 百万円となっている。 真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに基づく金融商品取引法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める額（5 千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める比率を著しく下回る状況となっている。</p> <p>(2) 当局に対する虚偽報告 当社は、平成 24 年 8 月 8 日に発出された関東財務局長からの金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220 百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を同年 9 月 10 日に関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、同月以降の数値について、虚偽の報告をしていた。</p> <p>(3) 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況 イ 顧客区分管理必要額の信託不足 今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116 百万円の信託不足が発生している。</p> <p>ロ 区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況 上記イにおいて、当社 A 取締役は、当社会長（当社の 100% 子会社（以下「B 社」という。）の社長）から、顧客預り金を取り崩して B 社や当社会長から指示のあった者への貸付金（又は立替金）とするよう指示を受け、平成 24 年 8 月 31 日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125 百万円を貸付金（又は立替金）や当社の運転資金等に流用している。 日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。</p> <p>(4) 支払い不能に陥るおそれのある状況 当社が、平成 24 年 12 月 4 日付で作成した資金繰り表によると、同月 3 日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は 16 百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえ、同月 25 日には支払不能の状況になる。 また、当社は、上記(3)ロのとおり、顧客からの預り金で、区分管理すべきもののうち 125 百万円を会社の運転資金等の経費に流用しているが、当社が作成した資金繰り表では、その額が反映されておらず、その流用分の補てんを含めた今後の資金計画は、まったく目途がたっていない状況である。</p> <p>上記(1)のとおり、当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第 1 項第 3 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき）に該当するものと認められる。 また、当社の自己資本規制比率が 100 パーセントを著しく下回っている状況は、金商法第 53 条第 2 項に規定する「金融商品取引業者が第 46 条の 6 第 2 項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、100 パーセントを下回るときに限り。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 上記(2)のとおり、報告徴求命令に対し虚偽の報告を行った</p>	<p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 144 号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①顧客の状況及び顧客から預託を受けた資産の正確な把握をただちに行うこと。 ②顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ③顧客から預託を受けた資産について保全を図るとともに、顧客間の公平に配慮しつつ、顧客資産（顧客から預託を受けた資産その他顧客に帰属すべき資産等の全てを含む）が適切に顧客に返還されるよう、必要な対応を速やかにとること。 ④上記③の状況等について、顧客に対し随時適切に開示・提供すること。 ⑤会社財産を不当に費消しないこと。 ⑥顧客への説明及び顧客資産の返還のために必要な人的構成を確保すること。 ⑦本件行為について、責任の明確化を図ること。 ⑧上記①から⑦について、その対応・実施状況を平成 24 年 12 月 10 日（月）までに書面で報告するとともに、以降、その実施状況を、別途指示するところにより書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>ことは、金商法第 52 条第 1 項第 6 号（金融商品取引業に関する法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき）に該当するものと認められる。</p> <p>上記(3)の状況は、金商法第 43 条の 3 第 2 項に定める顧客資産の区分管理義務に違反するものと認められる。</p> <p>上記(4)の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 7 号（業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき）に該当するものと認められる。</p>	
11	24. 12. 7	<p>【ビバーチュ・キャピタル・マネジメント株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している 3 種類の運用商品（「カバード・コール戦略」、「ターゲット・バイ戦略」及び「オプション・アルファ戦略」の 3 種類の戦略で運用するもの。）の顧客勧誘資料を検証したところ、以下のとおり、不適切な記載が認められた。</p> <p>(1) 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等 当社は、平成 23 年 4 月及び 6 月に配布したオプション・アルファ戦略に係る顧客勧誘資料において、既存顧客のオプション・アルファ戦略に係る運用実績として、同 21 年 8 月から配布日直前までの月次の運用実績値（以下「実績値」という。）を記載している。 しかしながら、当社は、当該既存顧客の運用方針が途中で大きく変更したことから、その実績値をそのまま使用した場合、オプション・アルファ戦略の標準的な実績値としては不適切であると考え、オプション・アルファ戦略において標準的と考えられる運用実績を示すべく、平成 22 年 4 月から同年 9 月までの実績値については、オプション・アルファ戦略ではない他の運用商品（カバード・コール戦略及びターゲット・バイ戦略）にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。 また、当社は、同様の理由から、平成 23 年 3 月から同年 5 月までの実績値については、オプション・アルファ戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。 なお、当社は、当該勧誘資料に、これらの実績値を加工して表示していたことについての注記をしていないが、加工して記載した数値は、本来記載すべきだった数値と比較してプラスに表示されているものもあればマイナスに表示されているものもあった。</p> <p>(2) 勝率等の数値に係る不適切な記載 当社は、平成 24 年 2 月に配布したターゲット・バイ戦略に係る顧客勧誘資料において、検証期間を同 17 年 4 月から同 24 年 1 月とし、検証期間における当該運用商品の収益率を月次で並べた表を記載し、当該表を基に算出した検証期間全体の勝率、累積リターン、年率リターン等を表示しており、このうち、同 22 年 1 月以降の収益率については実績値を記載した旨注記している。 しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、検証期間のうち残りの平成 17 年 4 月から同 21 年 12 月までの数値については、実績値ではなく、情報サービス会社のデータを基に独自の計算方法により算出したシミュレーションに基づく数値（以下「バックテスト結果」という。）を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。 また、当社は、当該勧誘資料において、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。 なお、バックテスト結果を表示した数値は実績値と比較してプラスに表示されているものもあればマイナスに表示されているものもあった。 当社は、顧客勧誘資料の記載内容の適切性等について検証</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 12 月 14 日</p> <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>③今般の法令違反行為の発生原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成 25 年 1 月 15 日までに書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>する内部管理態勢を構築せずに、このような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた3種類の運用商品において、少なくとも47の年金基金に対して配布している。</p> <p>(3) 複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載 当社は、平成24年2月に配布したカバード・コール戦略に係る顧客勧誘資料において、カバード・コール戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。 しかしながら、当社は、当該既存顧客の運用方針が途中で大きく変更したことから、当該既存顧客の実績値をそのまま使用した場合、カバード・コール戦略の標準的な実績値としては不適切であると考え、カバード・コール戦略において標準的と考えられる運用実績を示すべく、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。 なお、当社は、顧客勧誘資料の記載内容の適切性等について検証する内部管理態勢を構築せずに、このような顧客勧誘資料を少なくとも24の年金基金に対して配布している。</p> <p>当社の行った上記(1)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の表示をする行為に該当し、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第38条第7号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第117条第1項第2号に該当するものと認められる。</p> <p>また、上記(2)及び(3)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為に該当し、金商法第38条第7号の規定に基づく業府令第117条第1項第2号に該当するものと認められる。</p>	
12	24.12.7	<p>【新生インベストメント・マネジメント株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 投資一任業務に係る善管注意義務違反について</p> <p>当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等(以下「デューディリジェンス」という。)の態勢を検証したところ、市場性があり、価格情報が容易に入手できる投資対象資産に係る買付価格の決定に関し、以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。</p> <p>(1) 企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯 当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。 しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に参与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。</p> <p>(2) A優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況 当社は、平成22年6月16日及び同年7月2日、A優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金(以下「両社」という。)に示された価格の提示を受け、それぞれ同年6月30日及び同年6月17日に締結した両社との投資一任契約に基づいて、同年6月30日及び同年7月13日に当該優先出資証券の買付けを行っている。 当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、助言業者からのレポートを基にデューディリジェンスを行っているものの、投資政策証券監視委において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。 このため、両社との投資一任契約に基づく買付けについて、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付け</p>	<p>行政処分日 平成24年12月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、買付価格の妥当性検証に係る社内規則の策定など、十分な体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応な</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>であるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、その乖離について説明がつかない状況のまま、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。</p> <p>当社においては、上記の状況に関して、両取引の価格に乖離が生じている要因について、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、他の証券会社に価格を確認するなど、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。</p> <p>(3) B優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況</p> <p>当社は、平成23年9月5日、リパッケージ債の利回り等について、証券会社から、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、同年10月25日に丙企業年金基金と締結した投資一任契約に基づき、同日に当該リパッケージ債の買付けを行っている。</p> <p>しかしながら、当社は、証券会社から提示された当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。</p> <p>また、顧客から利回りの改善要求を受け、一度は証券会社と交渉して利回りを改善させているが、当社は、その後も担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、顧客の要求は満たしたとして、証券会社の提示する価格を受けるにとどまり、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。</p> <p>さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、上記助言業者からのレポートを基にデューデリジェンスを行い、投資政策委員会においても議論が行われているものの、買付価格の妥当性についての説明・議論は行われておらず、当該助言業者のレポートにおける利回りと実際に組成されたリパッケージ債の利回りには乖離が認められるにもかかわらず、これに係る議論は行わないまま買付けを決議している。</p> <p>(4) その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況</p> <p>当社は、上記(2)及び(3)以外にも、市場性があり、取扱証券会社間で価格が異なり得る投資対象資産への投資を行っているが、これらについても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。</p> <p>上記(2)から(4)における当社の状況は、金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反するものと認められる。</p>	<p>ど投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成25年1月15日までに書面で報告すること。</p>
13	24.12.11	<p>【スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン（証券監視委）】 ※会社勧告</p> <p>(1) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況</p> <p>当社が信用格付を付与したシンセティックCDO（以下「SCDO」という。）の信用格付に係る検証及び更新（以下「モニタリング」という。）の状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>イ SCDOの信用格付に影響を与える重要な情報を適切に確認していない状況</p> <p>当社は、SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいては、SCDOを構成する個別の担保資産に係る債務（以下「参照債務」という。）のクレジットイベントが重要な情報であると認識している。</p> <p>また、参照債務がクレジットイベントに該当すると、当該参照債務は損失となり、複数の参照債務に係る損失の累積額（以下「累積損失額」という。）の増加は、SCDO</p>	<p>行政処分日 平成24年12月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が策定した再発防止策を確実に実施・定着させること。</p> <p>②再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。</p> <p>③再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。</p> <p>(注) 検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>の格下げ要因となつてしている。</p> <p>しかし、当社は、参照債務に係るクレジットイベントの発生状況について、SCDOのアレンジャーに適切に確認を行うなど、SCDOの信用格付に影響を及ぼす参照債務の累積損失額の適切な把握を行っていなかった。</p> <p>このため、あるSCDOの格付けに関し、当該SCDOの償還により信用格付の付与を終了する直前まで、長期間にわたり誤った信用格付を付与し続けていたなど、極めて不適切な事例が複数認められた。</p> <p>上記不適切な事例の発生後、当社は、6社のアレンジャーに、クレジットイベントの有無の確認を依頼しているが、当社の対応状況は、以下のとおり、引き続き不適切であると認められる。</p> <p>(イ) アレンジャーからの回答により情報を入手した後も、依然として、クレジットイベントによる参照債務の累積損失額の増加を踏まえた信用格付への影響の有無を、適切に確認していない。</p> <p>(ロ) 上記アレンジャー6社のうち1社からは回答がなかったが、これを放置して督促を行わず、クレジットイベントの発生の有無について確認を行わないまま、当該SCDOに係る信用格付の公表を継続している。</p> <p>ロ SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいて参照債務の想定金額の確認態勢が不十分な状況</p> <p>あるSCDOに係る信用格付のモニタリングの過程で、参照債務の想定金額を間違えてシステムに入力したことにより、平成22年1月及び同年2月に段階的に格下げすべきSCDOに係る信用格付について、同年10月まで格下げを行わなかった。</p> <p>なお、当社は、検査基準日現在において、入力データの正確性について、入力者以外の者が確認する措置を講じていない。</p> <p>上記イ及びロのように、信用格付に係るモニタリングが適切に行われていない状況が複数の事案で継続している状況を踏まえれば、当社においては、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第306条第1項第6号トに掲げる「付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置」が講じられているとは認められない。</p> <p>したがって、当社は信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されているとは認められないことから、金融商品取引法（以下「法」という。）第66条の33第1項に違反する。</p> <p>(2) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況</p> <p>当社は、付与した信用格付に関し、その公表プロセスに係る社内規程を適切に策定していない。このため、当社における信用格付の公表状況を確認したところ、以下のとおり、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等しているなど極めて不適切な状況が認められた。</p> <p>イ 信用格付のプレスリリースにおける誤った信用格付の公表等</p> <p>(イ) 平成23年1月、当社は、短期格付を付与していない銘柄に係る信用格付のプレスリリースにおいて、当該銘柄の関連会社の短期格付を誤って転記し、当社ウェブサイトにおいて誤った公表（以下「誤公表」という。）を行った。</p> <p>(ロ) 平成23年12月、ストラクチャード・ファイナンス案件に係る信用格付の変更のプレスリリースにおいて、旧格付欄に誤った信用格付を記載し、当社ウェブサイトにおいて信用格付の誤公表を行った。</p> <p>なお、当社は、上記（イ）及び（ロ）の公表時に、当社</p>	<p>する改善方針について報告すること。</p> <p>④ 上記①～③について、初回報告期限を平成25年1月18日（金）とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>の関連会社及び各メディア（以下「関連会社等」という。）へも同様の誤った信用格付の提供を行っている。</p> <p>(ハ) 平成 23 年 11 月、ある C D O の格上げの公表に際し、英語版の公表資料において誤った信用格付を記載し、これを関連会社等に提供した。</p> <p>ロ 依頼格付・非依頼格付の別に係る誤った公表等 当社は、平成 23 年 1 月、当社ウェブサイト毎月月初旬に公表する「依頼・非依頼格付別国内発行体一覧」において、非依頼格付である銘柄を、非依頼である旨の表示を付けずに当社ウェブサイトで公表し、関連会社等へも誤った表示で提供を行った。</p> <p>ハ その他の誤った格付関連情報の提供 当社は、信用格付のプレスリリースを更に深く分析した複数の格付分析レポートにおいて、参考として記載した債券等の信用格付について誤った記載を行ったものを、関連会社等に提供した。</p> <p>当社においては、誤った信用格付の公表等（以下「誤公表等」という。）があった場合の訂正に関する規程はあるものの、誤公表等の発生時におけるコンプライアンス部への報告等について定められておらず、本件誤公表等の発生時においてもコンプライアンス部に対し報告されていないことから、適切に再発防止策が策定されていない。</p> <p>当社における、上記(2)のイからハ及びこれら誤公表等を踏まえた再発防止策が構築されていない状況は、信用格付業者の業務運営として極めて不適切な状況であり、法第 66 条の 41 に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	
14	24. 12. 14	<p>【株式会社企業設計（近畿）】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況</p> <p>当社は、投資助言・代理業の登録を受けた日（平成 22 年 3 月 9 日）から検査基準日（同 24 年 1 月 20 日）までの間、2 種類の外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「外国ファンド」という。）について募集又は私募の取扱い（以下「募集の取扱い等」という。）を行い、少なくとも 734 顧客が外国ファンドを延べ 751 件取得している状況が認められた。具体的には、当社又は当社が外国ファンドの紹介を委託した少なくとも 58 名の者（以下「紹介者」という。）が、見込み客に対して外国ファンドの商品内容等を説明するとともに、当該見込み客の外国ファンドの契約締結手続きを支援し、取得契約を成立させていた。</p> <p>当社は、海外に所在する外国ファンドの販売代理会社との間で、紹介契約を締結しており、当該契約に基づき、当社が見込み客に外国ファンドの商品内容等の説明を行い、見込み客が外国ファンドを取得した際には、当社は当該販売代理会社から紹介料を受領していた。</p> <p>また、当社は、外国ファンドを取得した顧客を勧誘した紹介者には、当社が受領した紹介料の一定割合を再分配していた。</p> <p>当社は、外国ファンドの募集の取扱い等に関与していると看做されないよう、平成 22 年 8 月以降、紹介料の受取りを別会社で行うよう変更しているものの、上記の状況等に鑑みると、当社の行為は外国集団投資スキームの組成者のために行っている外国ファンドの取得の勧誘行為に該当し、当社が登録を受けている投資助言・代理業を逸脱する行為であると認められ</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 12 月 21 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 3 月 20 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。</p> <p>業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		<p>る。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく「第二種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p>	<p>引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務(投資助言業務)を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記①から⑤について、平成25年1月21日までに書面で報告すること。</p>
15	24. 12. 14	<p>【FPL アセットマネジメント株式会社(北海道)】 ※会社勧告及び個人勧告</p> <p>○ 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況</p> <p>当社は、金融商品仲介業の登録を受けていることから、あらかじめ金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結した金融商品取引業者等(以下「所属業者」という。)が取り扱う金融商品についてのみ取得勧誘を行うことが認められている。しかしながら、当社は、平成 21 年 8 月頃から検査基準日(同 24 年 3 月 19 日)までの間、顧客に対し、所属業者以外の金融商品取引業者(以下「A社」という。)が取り扱う少なくとも 28 本の私募投資信託について取得勧誘を行い、46 顧客が当該投資信託を延べ 91 件取得している状況が認められた。具体的には、当社代表取締役(以下「当社社長」という。)は、顧客に対し、A社が取り扱っている当該投資信託について、具体的な商品名を提示し、当該投資信託の商品内容、メリット等を説明した上で、取得を希望した顧客の取得意思をA社に伝えるなど、当該ファンドの発行会社及びA社のために当該ファンドの取得勧誘行為を行っており、かかる行為は、当社における会社行為と認められ、有価証券の私募の取扱いに該当するものと認められる。</p> <p>当社及び当社社長が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 12 月 21 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 12 月 21 日(金)から平成 25 年 3 月 20 日(水)までの間(3ヶ月間)、金融商品仲介業及び金融商品取引業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)の停止。 <p>業務改善命令</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を早急に把握し報告すること。 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること。 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと。 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき			⑥上記①から⑤について、平成25年1月11日(金)までに書面で当局に報告すること。
16	24.12.21	<p>【Forex&Mineral Trading 株式会社(東海)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、平成24年1月以降、石油採掘事業を行う企業への投資等を運用対象とする「世界エネルギーファンド」の取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社のホームページに掲載された当社名のロゴが貼付された石油タンクと称する画像や石油採掘現場の動画等を見せ、当社が石油タンクを所有しており、世界エネルギーファンドの投資先である米国法人Aは石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っている。 しかしながら、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人Aが石油採掘権を所有し、石油採掘事業を行っている事実は認められなかった。 米国法人Aは、石油採掘事業を行うとしている米国法人Bに投資していたとしているが、米国法人Bにおいても、石油採掘事業を行っていた事実は確認できていない。 また、当社は、平成24年7月上旬に、世界エネルギーファンドの出資金の大半が喪失したことを認識したにもかかわらず、その後も同ファンドの募集を続けていた。 なお、当社においては、世界エネルギーファンドの募集開始から検査基準日現在(平成24年10月5日)まで、米国法人Aが同ファンドの出資金をどのように管理しているのかについて、当社取締役会長(以下「当社会長」という。)から簡易な説明を受ける以外、米国法人Aに対して支出明細や運用状況の記録を求めるなどの措置を講じておらず、同ファンドの資産状況を把握できていない。</p> <p>(2) 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 イ 権利者から出資を受けた金銭を当社会長個人の事業費用等に流用する行為 当社は、平成24年7月、外国為替証拠金取引による運用を行っていた「FXファンド 金の鯨2」(以下「FXファンド」という。)について、権利者から出資を受けた金銭(以下「FXファンド資金」という。)のうち、11,700,000円を出金し、当社会長個人の事業費用等に流用していた。 当社代表取締役(以下「当社代表」という。)は、当社会長からFXファンド資金を流用することについて指示を受け、問題意識を持ったものの、FXファンド資金を流用することに同意し、実行したものである。</p> <p>ロ 権利者から出資を受けた金銭を当社の経費に流用する行為 当社は、平成24年8月及び9月、FXファンドについて、FXファンド資金のうち、合計1,500,000円を出金し、当社の給与等の経費の支払いに流用していた。 当社代表は、当社専務取締役からFXファンド資金を流用することについて提案を受け、問題意識を持ったものの、FXファンド資金を流用することに同意し、実行したものである。</p> <p>(3) 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況 当社の検査基準日現在の純財産額は、当社会長による架空増資や借入金を資本金に計上するという不適切な会計処理等を修正したところ、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第5号ロの規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円、以下「法定</p>	<p>行政処分日 平成24年12月21日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・東海財務局長(金商)第136号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。</p> <p>②顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		<p>の純財産額」という。)に満たない状況となっている。なお、当社が査定した検査基準日現在における純財産額においても法定の純財産額に満たない状況であった。</p> <p>当社の上記(1)の行為は、金商法第 38 条第 1 号に掲げる金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為に該当するものと認められる。</p> <p>当社の上記(2)の行為は、金商法第 42 条第 1 項に定める権利者に対する忠実義務に違反するものと認められる。</p> <p>また、上記(3)の当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第 1 項第 3 号 (同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき)に該当するものと認められる。</p>	
17	25. 3. 15	<p>【メジャーインベスト株式会社 (関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 顧客からの金銭の預託の受入れ</p> <p>当社は、平成 15 年 3 月から同 22 年 9 月にかけて、当社顧客及び見込み顧客 (以下、両者を合わせて「顧客等」という。)のうちインターネット操作に不慣れな者や運用成績の思わしくない者に対して、「株式取引の一任をして下さったら、5～7%の金利をつけて返済します。」等と申し向け、当社預金口座又は当社代表取締役名義の預金口座において、振込送金等の方法により、少なくとも顧客等 10 名より、合計で約 1 億円の金銭の預託の受入れを行った。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 41 条の 4 (平成 19 年 9 月 29 日以前の行為については、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 19 条) に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 3 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u></p> <p>・金融商品取引業の全ての業務を平成 25 年 3 月 26 日から平成 25 年 5 月 25 日まで停止すること (ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>① 本件行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。</p> <p>② 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。また、顧客から預託を受けた金銭の返還について、顧客間の公平に配慮しつつ、適切に対応すること。</p> <p>③ 当社が受け入れた預託等の状況 (顧客名、顧客の連絡先、入金年月日、入金額、振込先金融機関及び口座名義、直近の預託金の残額) を早急に確認し、報告すること。</p> <p>④ 本件に係る責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>⑤ 上記①から④について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>
18	25. 3. 15	<p>【株式会社 J o u l e (近畿)】 ※会社勧告</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 3 月 22 日</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 つづき		<p>○ 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反</p> <p>当社は、平成 21 年 11 月 20 日付で近畿財務局（以下「当局」という。）より、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令（金融商品取引業の全ての業務を同月 30 日から同年 12 月 29 日まで停止すること）を受けたほか、金商法第 51 条の規定に基づき業務改善命令を受け、再発防止策の策定等の報告を求められた。</p> <p>当社は、当該業務改善命令に基づき、当局に対して、平成 21 年 12 月 10 日付で再発防止のための改善策をとりまとめた報告書を提出した後、同 22 年 3 月から同 23 年 3 月までに業務改善状況に係る報告書（以下「改善報告」という。）を 3 回提出した。</p> <p>今回検査において、業務停止命令及び業務改善命令の履行状況について検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 業務停止命令違反 当社は、業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為であると認識しながら、同期間中に投資顧問契約を申し込んだ顧客 6 名と 7 件の投資顧問契約を締結していた。</p> <p>(2) 検査忌避 当社は、業務停止期間中に顧客 6 名と 7 件の投資顧問契約を締結していたにもかかわらず、今回検査において、当該投資顧問契約が業務停止期間前に締結したことを示す電子メールを偽造して検査官に提出し、その旨を説明した。</p> <p>(3) 業務改善命令違反 当社が当局に提出した改善報告の内容を検証したところ、改善報告の内容に虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。</p> <p>イ 広告の審査を含む日常業務のリーガルチェック 当社は、改善報告として広告の審査を含む日常業務に係る A 法律事務所のリーガルチェックを受けた旨の報告を行っていたが、実際には A 法律事務所からリーガルチェックを受けていなかった。</p> <p>ロ セミナー・研修 当社は、改善報告として代表取締役が法令遵守意識を高めるため弁護士等が主催するセミナーに参加し、その内容を職員に研修を行った旨の報告を行っていたが、実際には代表取締役はセミナーに参加しておらず、職員への研修も行っていなかった。</p> <p>ハ 内部監査 当社は、改善報告として弁護士に依頼し内部監査を実施した旨の報告を行っていたが、実際には弁護士に依頼しておらず、内部監査を実施していなかった。</p> <p>上記(1)及び(3)は、当局の業務停止命令及び業務改善命令に違反する行為であり、金商法第 52 条第 1 項第 6 号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当すると認められる。 また、上記(2)は、当局の検査を忌避する行為であり、同法第 198 条の 6 第 11 号に該当すると認められる。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・近畿財務局長（金商）第 288 号の登録を取り消す。</p> <p>業務改善命令 ①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。 ②本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ③上記①から②について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告

(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	24. 6. 29	<p>【ジャパン・アドバイザー合同会社】 ※会社勧告</p> <p>(1) 内部者取引規制に違反した行為 当社は、投資助言・代理業を行うことにつき、内閣総理大臣の登録を受けている会社であるが、当社は投資運用業を行うことにつき登録を受けることなく実質的にその顧客の資産に関する投資運用業をしており、当社の代表社員の主導により、国内の多数の証券会社に対して積極的な情報提供を求め、当社に対する情報提供の頻度・貢献度に応じて各証券会社を評価し、その評価を各証券会社に実際に提示した上で、評価に応じて取引発注分量・手数料率を決定するなどし、各証券会社を競わせることにより、各証券会社に対する影響力を強め、法人関係情報を含めた様々な情報の提供を慫慂してきたと認められる。当社は、外国籍の2つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していたところ、当該運用を行っていた当社社員が、平成 22 年 8 月 20 日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 8 月 24 日より前の平成 22 年 8 月 20 日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計 265 万 3,000 株を売付価額 5 億 4,178 万 6,532 円で売り付けたものである。</p> <p>当社の行為は、金融商品取引法第 166 条第 3 項前段に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録で投資運用業を営んだ行為 当社は、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた会社であり、当社は、海外所在の運用会社との間で、投資助言契約を締結し、当該運用会社が投資判断を一任されるとともに必要な権限を委任されていた外国籍の2つのヘッジファンドその他の顧客の財産に関し、当該運用会社に対して投資助言を行っているとしているが、実際には投資運用業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けることなく、当該運用会社から当社にその投資判断を再委任されるとともに、当該投資判断に基づき上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客のため投資を行うのに必要な権限を再委任されることを内容とする契約を締結し、当該契約に基づき、当社の代表者を含む複数の運用担当者が、遅くとも平成 22 年 6 月以降、上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客の財産の運用として、反復継続して上場株式の売買を行っていた状況が認められた。</p> <p>当社の行為は、金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する「投資運用業」に該当するものであり、当社は、その代表社員の関与の下、組織的に、同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく、投資助言という名目で、潜脱的に無登録で「投資運用業」を反復継続的に行っていたものであり、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 6 月 29 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商） 第 784 号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①投資一任業に該当する行為を直ちに停止すること。 ②本件について顧客に十分な説明を行なうとともに、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③上記①及び②について、1 ヶ月以内に書面で東京財務事務所を通じ関東財務局長に報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1 つづき		<p>(3) 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>当社は、関東財務局長から、平成 20 年 12 月 12 日付で法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言を行ったものとして、法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること等及びこれらについて改善策を提出することを内容とする業務改善命令を受け、平成 21 年 1 月 16 日付で改善報告書を提出し、当該報告書において「助言記録を毎日検証し、法人関係情報のある銘柄の取引がないことを確認する」旨を報告している。</p> <p>しかしながら、当社においては、上記報告書提出以降も、当社の社内システムを用いた助言以外の電話等を用いた助言について、法令に反して助言記録を作成・保存していないところ、助言記録が適切に作成されない状況においては法人関係情報のある銘柄の取引の有無を確認することは事実上不可能である。このとおり、当社は、自身が提出した改善報告書に記載した改善策を何ら履行しておらず、金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢につき、改善が著しく不十分で、法人関係情報を利用した銘柄の取引がなされるおそれが全く排除されていない状況で取引が継続されている状況が認められた。</p> <p>当社における上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号に規定する「法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当するものと認められる。</p> <p>上記のとおり、①当社が、投資助言という名目で潜脱的に投資運用業を行っていること、②①の結果形式的に内部者取引規制に抵触しない外観になっている状況において、当社が、各証券会社に対する影響力を強めて法人関係情報を含めた様々な情報を提供するよう慫慂しつつ内部者取引を行った点につき重大な悪質性が認められること、ならびに、③当社の金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況が継続していること、を併せ考えると、このような状況は、我が国の市場の公正性・信頼性を著しく損ねており、公益及び投資者保護の観点から緊急に是正を要するものと認められる。</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③犯則事件の調査の結果に基づく勧告

(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	24. 8. 3	<p>【アイティーエム証券株式会社】 ※会社勧告</p> <p>○ 役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与</p> <p>当社は、当社を実質的に支配する A I J 投資顧問株式会社（以下「A I J」という。）が実質的に運用する「A I M グローバルファンド」（以下「当ファンド」という。）の販売を行っていたものであるが、当社の代表取締役は、A I J の代表取締役及び同社の取締役と共謀の上、真実は、当ファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも当ファンドの運用実績は好調であり一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者等に提示するなどし、当該年金基金をして A I J との間で年金投資一任契約を締結させようとして、平成 22 年 9 月ころから同 23 年 9 月ころまでの間、東京都港区区内等において、5 つの基金の担当者らに対し、当社の営業員を介し、前記虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額を記載した資料を示すなどし、各基金をして、A I J との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し、偽計を用いたもの（以下「本件偽計」という。）である。</p> <p>上記の行為に関し、証券監視委は、本年 7 月 9 日及び同月 30 日、当社代表取締役並びに A I J、同社代表取締役及び同社取締役を、金融商品取引法第 38 条の 2 第 1 号（投資一任契約の締結に係る偽計）の嫌疑で東京地方検察庁検察官（以下、「東京地検検察官」という。）に告発した（これらの告発を受け、東京地検検察官は、同月 9 日及び同月 30 日、当社代表取締役並びに A I J 代表取締役及び同社取締役を起訴した。併せて、本件について、東京地検検察官は、上記 5 基金を含む 6 基金に対する詐欺（刑法第 246 条）の事実についても、同月 9 日及び同月 30 日、当社代表取締役並びに A I J 代表取締役及び同社取締役を起訴した。）。</p> <p>上記のとおり、当社においては、その経営管理に責任を有する当社代表取締役自らが、各基金をして、A I J との間で年金投資一任契約を締結させるため、当社が販売を行っていた当ファンドに関し、共犯者と共謀の上、多数の年金基金に対し、本件偽計を実行したものであり、その実行に当たっては、当社代表取締役自らが、虚偽の運用実績等を記載した資料を用いるなどして、年金基金に対する勧誘を行っていたほか、当社代表取締役の下で、当社の複数の営業員も、上記同様の資料を用いるなどして、年金基金に対する勧誘を行っていたものである。</p> <p>そして、本件偽計により、多数の年金基金が当ファンドの購入を決定し、A I J との間で年金投資一任契約を締結した結果、多額の損失を被ることとなった。</p> <p>以上に鑑みれば、当社については、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号の「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当すると認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 24 年 8 月 10 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・ 関東財務局長（金商） 第 7 号（平成 19 年 9 月 30 日）の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①平成 24 年 3 月 23 日付で命じられた業務改善命令を確実に履行すること。 ②顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ③顧客の意向を踏まえ、また、顧客間の公平に配慮しつつ、顧客取引の終了及び預託財産の顧客への返還に関する方策を策定し、これを確実に履行すること。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成 24 年 9 月 10 日（月）までに東京財務事務所を通じて書面で報告すること。</p>

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

④適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成24年4月～平成25年3月)

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	24.10.16	<p>【株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング（証券監視委）】</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、平成16年1月に、A厚生年金基金（以下「A基金」という。）と年金信託契約を締結しているソシエテジェネラル信託銀行株式会社との間で、甲号投資事業有限責任組合（以下「甲号組合」という。）に係る投資事業有限責任組合契約を締結し、甲号組合の運営者として、未公開株への投資を行っていた。 当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、平成20年8月頃、A基金の事務担当者であるB事務長（当時）から、A基金の運用資金について、他社に委託している運用のキャンセルが発生したことを聞き、B事務長に対し、追加出資を依頼した。 その後、当社は、甲号組合の運用の状況に関する報告書（以下「四半期運用報告書」という。）に、投資先未公開企業の上場見込みについて、まだ確定していないにもかかわらず、あたかも上場予定（上場時期、予定市場及び主幹事証券名など）が確定しているかのような趣旨の記載をした。 このことについて、当社社長は、B事務長から四半期運用報告書に「投資先企業の上場時期等がまだ確定していても上場しそうなどを書き添えてください。」などと指示されたことを受け、これに従えば、追加出資の締結を受けやすくなると思ったとしている。 そして、当社は、平成20年9月頃、B事務長を介し、A基金が組織として意思決定する際に使用することを前提に、A基金に根拠のない上場予定を記載した四半期運用報告書を郵送した。 その後、当社は、追加出資として、乙号投資事業有限責任組合（以下「乙号組合」という。）を組成することとなった。 当社は、乙号組合の組成に関して、その組成以前から、乙号組合の運用として、当社社長が代表取締役を務める香港の会社の利益となる取引を行うことを予定していたにもかかわらず、乙号組合に係る投資事業有限責任組合契約書には、乙号組合に係る当社の業務として、無限責任組合員である当社が自己又は第三者のために乙号組合と取引をしない旨を記載した。</p> <p>当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第63条第4項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 甲号組合及び乙号組合以外の投資事業有限責任組合における投資者保護上極めて不適切な状況（組合運営における目的外資金流用等） 当社は、平成18年3月に海外投資家との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、その運営者として、未公開株に投資し、その管理、運用、分配等の業務を行う責任を負っていた。 当該組合の目的には個人に対する貸付けは含まれていないにもかかわらず、当社は、当社社長の知人から短期資金を融通してくれないかとの依頼を受け、平成21年4月、これに応じて分配金原資を含む貸付けを無担保で実行した。 その結果、当該個人からの返済が行われなかったため、当該組合の出資者への分配金の支払に重大な支障を来たこととなった。 この他、当該組合の目的に反し、組合の資金が日常的に流用されていた事実が認められている。</p>	<p>警告書発出日 平成24年10月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		<p>上記のとおり、当社は当該組合の運営者として、その目的に沿った組合の運営管理を行うべきところ、当該業務に関する認識の欠如から、組合事業目的に反した不適切な金銭の貸付行為を実行し、当社社長は、かかる状況を黙認しており、結果として多大な損害を投資家に与えている。このような当社における業務運営状況は投資者保護上極めて不適切なものであると認められる。</p>	
2	24. 10. 16	<p>【株式会社ナレッジキャピタル（証券監視委）】</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社の代表取締役（以下「当社社長」という。）は、平成21年、知人から、ある年金基金が、未公開株に投資する投資事業有限責任組合を設立する予定であり、投資予定先及び投資予定額は既に決まっており、同年12月にも投資を実行する予定であるが、その組合に運営者として参加してほしい旨の要請を受けた。</p> <p>これに対し、当社社長は、上記要請の内容からすれば、当社は、投資先の発掘、投資後の上場に向けての管理・指導等の業務を行わなくとも、組合設立のための形式的な事務処理（組合契約書の作成等）さえ行えば報酬が得られると考え、上記要請を承諾することとした。</p> <p>その後、当社社長は、「ファンドの設立を予定している年金基金が、A厚生年金基金（以下「A基金」という。）であり、A基金の事務担当者であるB事務長（当時）が投資予定先及び投資予定額を既に承諾している」ことを聞いた。</p> <p>当社社長は、投資予定先及び投資予定額が既に決まっているものの、A基金が組織として意思決定する際に使用するための資料として、「丙号投資事業有限責任組合（以下「丙号組合」という。）のご提案」と題する資料（以下「提案資料」という。）を作成した。</p> <p>当社社長は、提案資料に、i）丙号組合の運営者となる当社の業務内容として、当社が実施する予定のない業務（当社が、未公開企業について、投資対象先としての適格性に関する予備調査、公開戦略の企画立案等を行うことなど）や、ii）当社の上場実績として、当社の設立以前に上場した銘柄等、当社が関与していない6銘柄を記載した。</p> <p>当社社長は、平成21年12月、A基金を訪問し、A基金が組織として意思決定する際に使用することを前提に、B事務長に提案資料を交付した。</p> <p>以上の他、当社は、丙号組合に係る投資事業有限責任組合契約書に、当社が実施する予定のない業務内容（投資先事業者に対する経営又は技術の指導等）を行う旨を記載した。</p> <p>当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第63条第4項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に該当すると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成24年10月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
3	24. 12. 12	<p>【J P アトラス株式会社（関東）】</p> <p>○ ファンド出資金の流用</p> <p>当社は、自社で募集・運用を行う①A匿名組合については平成23年4月8日から同年7月29日までの間に当該匿名組合に係る出資者42名の出資金を、②B匿名組合については同年8月3日から同年9月2日までの間に当該匿名組合に係る出資者24名の出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、当社の社員の給与等の経費に流用していた。</p>	<p>警告書発出日 平成24年12月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4	24. 12. 12	<p>【株式会社スタンダードソサイエティ（関東）】</p> <p>○ ファンド出資金の流用</p> <p>当社は、自社で募集・運用を行うC匿名組合について平成23年8月11日から同月31日までの間に当該匿名組合に係る出資者8名の出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、当社の社員の給与等の経費に流用していた。</p>	<p>警告書発出日 平成24年12月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
5	25. 2. 7	<p>【ベルプライムインベストメント株式会社（近畿）】</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知及びファンド出資金の目的外の一部流用</p> <p>当社は、顧客に対して匿名組合契約書、重要事項説明書及びリーフレット等（以下「勧誘資料等」という。）を用いてA匿名組合（以下「Aファンド」という。）、B匿名組合（以下「Bファンド」という。）及びC匿名組合（以下「Cファンド」という。）（以下3つのファンドを纏めて「当社ファンド」という。）の出資の勧誘を行っている。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知 イ 運用方法に係る虚偽の告知 当社は、Aファンドの勧誘資料等において、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）の運用を全て自動売買システムで行うことの長所を強調することにより、勧誘を行っている。少なくとも平成22年6月1日から、Aファンドはシステム運用ではなく当社役職員が投資判断を行うFX取引による運用（以下「自社運用」という。）を行っているにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に自動売買システムにより運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 また、Bファンド及びCファンドについてもAファンドと同様自社運用を行っているにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に自動売買システムを用いてFX取引で運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 更に、Cファンドについては、当社が国内上場株式で運用した実績はないにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に「当初国内上場株式にファンド資金の30%以上を振り分ける。」との虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 その結果、当社は、平成22年6月1日以降において当社ファンド合計で顧客73名に対し、金融商品取引契約の勧誘又は締結に関して、顧客に虚偽の告知を行ったものと認められる。</p> <p>ロ 出資金の区分管理に係る虚偽の告知 当社は、当社ファンドの勧誘資料等において、出資金及び運用益等（以下「出資金等」という。）を他の出資金等と適切に区分して管理すると記載しているが、当社ファンドの出資金等の一部をFX取引業者に開設した当社名義の口座で区分せずに運用するようになった平成23年1月4日以降において会計帳簿等を作成せずに運用していたことから、ファンド毎の出資金等が区分管理されていない状況となっている。 また、当社は、当社ファンドのためにFX取引業者において複数の口座を開設しているところ、ファンドの取引を行っている口座の運用益の一部を、合理的な根拠なく、他のファンドの取引を行っている口座に付替えることを繰り返していたが、会計帳簿等を作成せずに運用していたことから、ファンド毎の出資金等が区分管理されていない状</p>	<p>警告書発出日 平成25年2月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>況となっている。 当社は、ファンド毎の出資金等の区分管理を行っていないにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に出資金等が区分管理されているとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 その結果、当社は、平成23年1月4日以降において当社ファンド合計で顧客42名に対し、金融商品取引契約の勧誘又は締結に関して、虚偽の告知を行ったものと認められる。</p> <p>(2) ファンド出資金に係る事業目的に反した金銭の貸付行為による一部流用 当社は、Aファンドに係る匿名組合契約書において、事業目的を「外国為替証拠金取引による自己運用」としているが、平成22年5月17日から同年8月11日にかけて、X社に対し金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付けを実行している。当該金銭貸付けは、Aファンドの出資金に係る事業目的に反したファンド出資金の一部流用と認められる。 なお、上記のほか、Bファンドの運用が行われていた一部の期間において、適格機関投資家の出資を受けず無登録で投資運用業を行っていた事実も認められている。 更に、当社は、ファンドが安定的に運用されているように見せかけるため、虚偽の月次運用率や匿名組合利益率等を記載したファンドの分配金報告書等を毎月顧客に送付している。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に該当すると認められる。 また、当社が行った上記(2)の行為は、顧客との契約内容で定められた事業目的に反した金銭の貸付行為による出資金の一部流用を行い、虚偽の分配金報告書等を顧客に送付するなど、投資者保護上極めて不適切な行為と認められる。</p>	
6	25. 3. 1	<p>【MJホールディングス株式会社及びワイズキャピタル合同会社等（証券監視委）】</p> <p>(1) MJホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の代表取締役 A（以下「A社長」という。）は、自らの知人を、いずれも適格機関投資家等特例業務届出者であるワイズキャピタル合同会社（以下「ワイズ社」という。）等、下記イ記載の7合同会社（以下、下記イ記載の7合同会社を併せて「ワイズ社ら」という。）の代表社員の職務執行者に就任させるとともに、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び出資金の管理・運用等の業務（以下「匿名組合業務」という。）を当社が行うことを引き受けた。</p> <p>(2) そして、当社は、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利について、実質的に当社の支店の役割を有し、当社内で「営業所」と呼称する多数の法人等（以下「営業所」という。）の従業員らに指示して、下記ロ記載の各匿名組合の概要を説明させるなどして、個人投資家への電話や面接による取得勧誘を行わせた。 当社は、営業所に対し、各匿名組合に関するパンフレット等の勧誘資料を作成して提供するだけでなく、各匿名組合の営業者の名称が記載された名刺を作成・配付し、勧誘時に使用するよう指示したり、顧客から出資金を受領する際、営業所従業員が顧客から直接現金で受け取り、営業所名義口座に一旦入金した上で、当社が指定した口座に送金するよう指示したりしており、この結果、顧客からの出資金は、各匿名組合の営業者ではなく当社が管理・運用していた。</p> <p>(3) 以上の結果、平成23年4月ころから平成24年11月ころまでの間に、延べ1,727名の個人投資家が約28億9,600万円を出資した。</p>	<p>警告書発出日 平成25年3月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」、「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社等の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>(4) 当社は、当社が顧客から受け入れた出資金を適切に管理せず、各匿名組合の出資金を混同して管理・運用し、各匿名組合の出資金がどの投資先に投資され、どの経費に充当されていたかを正確に把握できない状態にあった。</p> <p>そのような状態の中、当社は、平成23年4月から平成24年11月ころまでの期間を通じ、各匿名組合に新たに出資された出資金を、既存顧客への配当、既存顧客の解約返戻金の支払及び当社の経費の支払に使用していた。また、当社は、出資金の35パーセントないし50パーセントに相当する金額を営業所に対する報酬として支払っていた。</p> <p>以上の結果、当社は、受け入れた上記(3)の出資金のうち約2割ないし約3割程度を、各匿名組合の目的である特定の投資対象に関連する事業（コンテナ事業、飲食店経営又はエステティック関連事業）を行う会社に対する貸付に使用していたにすぎない状態であった。</p> <p>(5) 上記(4)に関し、当社が取得勧誘を行っていた匿名組合は、匿名組合運用金（事業年度期首における総出資金額からその3パーセントに相当する管理報酬を控除した残額）の8割以上又は匿名組合出資金の概ね8割以上を当初特定の投資対象に振り分ける旨規約書に明記されているものが大部分を占めていた。そして、A社長も、規約書上、このような定めがある匿名組合については、顧客から受け入れた出資金を、各匿名組合の目的である特定の投資対象に、当該出資金から管理報酬を除いた金額の8割以上をまず投資しなければならないと認識していた。</p> <p>また、そもそも、A社長は、上記(4)の支払を行って匿名組合業務を維持していくにあたって、新規の顧客から受け入れた出資金を充当することになるが、匿名組合で受け入れた出資金は、当該匿名組合の目的である投資に用いるものであるため、管理報酬を除いた出資金残額は、本来投資やこれに関連する費用に用いなければならないにもかかわらず、投資やこれに関連する費用に関係のない当社の経費に費消しているとの認識をもっていた。</p> <p>(6) 当社が行った行為のうち、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為は、いずれも、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けずに金融商品取引業（有価証券の私募の取扱いを業として行うこと）に従事していたことは、同法第29条に違反している。また、当社は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる用途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のない当社の経費に用いて流用しており、こうした行為は投資者保護上問題があるものと認められる。</p> <p>(7) ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金については、無登録業者である当社が私募の取扱い及び出資金の管理・運用を行うにもかかわらず、A社長の意向に沿った業務運営さえすればよいとの認識から、出資金の管理・運用の実態を把握しておらず、ワイズ社、MJインベストメント合同会社及びMAIDO投資事業組合合同会社については、これらの代表社員の職務執行者が、匿名組合の経理処理を担当しながら、A社長の意向に沿った業務運営さえすればよいとの認識から、当社が行う出資金の流用を黙認することで、その役割の一端を担っていたと認められることから、投資者保護上問題がある行為と認められる。</p> <p>イ 検査実施先合同会社 ○ワイズキャピタル合同会社 ○MAIDO投資事業組合合同会社 ○ホライズンパートナー合同会社 ○MJインベストメント合同会社 ○アスライト合同会社 ○ドリームエックス合同会社</p>	

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<ul style="list-style-type: none"> ○ 合同会社フランチャイズ基金 ロ 各匿名組合の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業者が収納用コンテナを取得し、レンタルスペース事業を営む事業者にレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○ 営業者が飲食店等のフランチャイズチェーンの店舗を取得し、フランチャイズオーナーにレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○ 営業者がエステ関連事業で使用する設備機器を取得し、エステ関連事業を運営する事業者にレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○ 営業者が当社又はそのグループ会社が発行する株式及び社債等に投資することを主たる目的とする匿名組合 	

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	24. 4. 17	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 セカンドストリート（大証 2 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)ゲオ役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)ゲオの役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、(株)セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 2 月 10 日より前の同月 9 日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計 60 株を買付価額合計 257 万 9,050 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 100 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるセカンドストリートの最も高い株価は、59,700 円であることから、 $(59,700 \text{ 円} \times 60 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 2,579,050 \text{ 円} (\ast)$ $= 1,002,950 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>100 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「42,900 円×5 株+42,950 円×9 株+43,000 円×46 株」の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 4 月 17 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 5 月 9 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
2	24. 4. 27	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 エフティコミュニケーションズ（大証ジャスダック）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)エフティコミュニケーションズとの契約締結先役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関し、エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業として LED 照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 24 日より前の同月 11 日から同月 13 日までの間に、自己の計算において、エフティコミュニケーションズの株式合計 40 株を買付価額合計 130 万 450 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 103 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 4 月 27 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 5 月 22 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるエフティコミュニケーションズの最も高い株価は、平成23年2月2日の58,400円であることから、</p> <p>(58,400円×40株) - 買付価額1,300,450円 (※) =1,035,550円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>103万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「31,800円×5株+32,100円×5株+32,400円×1株 +32,450円×1株+32,500円×7株+32,600円×11株 +33,000円×10株」 の合計額である。</p>	
3	24.6.1	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 NOK (東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 NOK(株)社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、NOK(株) (以下「NOK」という。) の平成23年3月期の連結当期純利益について、平成22年5月13日に公表された直近の予想値148億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実を知りながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された同年7月30日午後3時より以前の同月21日午前9時頃から同月30日午後3時までの間に、自己の計算において、NOKの株式合計5万4,000株を買付価額合計7,759万5,000円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 426万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるNOKの最も高い株価は、平成22年8月3日の1,516円であることから、</p> <p>(1,516円×54,000株) - 買付価額77,595,000円 (※) =4,269,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>426万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「1,365円×5,000株+1,415円×5,000株+1,423円×11,600株 +1,424円×1,000株+1,425円×1,400株+1,431円×5,000株 +1,441円×10,000株+1,475円×100株+1,476円×600株 +1,477円×900株+1,478円×700株+1,479円×3,500株 +1,480円×2,700株+1,481円×1,900株+1,482円×1,000株 +1,483円×3,600株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年6月1日 課徴金納付命令日 平成24年6月22日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	24.6.1	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】NOK（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】NOK㈱社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 NOK㈱（以下「NOK」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、NOKの平成23年3月期の連結当期純利益について、平成22年5月13日に公表された直近の予想値148億円と比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された同年7月30日午後3時より以前の同月21日午前9時2分頃から同月29日午後1時23分頃までの間に、自己の計算において、NOKの株式合計900株を買付価額合計130万6,900円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 5万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるNOKの最も高い株価は、平成22年8月3日の1,516円であることから、 $(1,516円 \times 900株) - 買付価額1,306,900円$ (※) =57,500円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>5万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「1,427円×100株+1,431円×100株+1,436円×100株 +1,449円×300株+1,476円×300株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年6月1日 課徴金納付命令日 平成24年6月22日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
5	24.6.15	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項）</p> <p>【銘柄名】バンテック（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)バンテック社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)バンテック（以下「バンテック」という。）の社員Aから、同社の役員Bが、同社と(株)日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年3月10日より前の同年2月17日から同月22日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万1,200円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 112万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年6月15日 課徴金納付命令日 平成24年7月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成23年3月14日の233,000円であることから、</p> <p>(233,000円×10株) - 買付価額1,201,200円 (※) =1,128,800円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>112万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「119,900円×3株+120,000円×2株+120,200円×1株 +120,300円×3株+120,400円×1株」 の合計額である。</p>	
6	24.6.15	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】 バンテック (東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)バンテック社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)バンテック (以下「バンテック」という。) の社員Aから、同社の役員Bが、同社と(株)日立物流 (以下「日立物流」という。) との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年3月10日より前の同年2月17日から同月21日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万4,000円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 112万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成23年3月14日の233,000円であることから、</p> <p>(233,000円×10株) - 買付価額1,204,000円 (※) =1,126,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>112万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「120,200円×6株+120,700円×4株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年6月15日 課徴金納付命令日 平成24年7月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																								
7	24.6.15	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】出光興産（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 出光興産(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 166万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者の12回の違反行為について、</p> <p>(1) 各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記1.(1)により計算される。</p> <p>(2) 金融商品取引法第176条第2項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、1万円未満を切り捨てる。</p> <p>各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 1543 1128 2067"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)</th> <th>課徴金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>244,980,000円－244,656,000円 ＝324,000円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>106,152,000円－105,964,000円 ＝188,000円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>13,470,000円－13,455,000円 ＝15,000円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>295,992,000円－295,701,000円 ＝291,000円</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>48,510,000円－48,402,000円 ＝108,000円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>15,858,000円－15,840,000円 ＝18,000円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>13,312,000円－13,290,000円 ＝22,000円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	番号	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額	1	244,980,000円－244,656,000円 ＝324,000円	32万円	2	106,152,000円－105,964,000円 ＝188,000円	18万円	3	13,470,000円－13,455,000円 ＝15,000円	1万円	4	295,992,000円－295,701,000円 ＝291,000円	29万円	5	48,510,000円－48,402,000円 ＝108,000円	10万円	6	15,858,000円－15,840,000円 ＝18,000円	1万円	7	13,312,000円－13,290,000円 ＝22,000円	2万円	<p>審判手続開始決定日 平成24年6月15日 課徴金納付命令日 平成24年7月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
番号	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額																									
1	244,980,000円－244,656,000円 ＝324,000円	32万円																									
2	106,152,000円－105,964,000円 ＝188,000円	18万円																									
3	13,470,000円－13,455,000円 ＝15,000円	1万円																									
4	295,992,000円－295,701,000円 ＝291,000円	29万円																									
5	48,510,000円－48,402,000円 ＝108,000円	10万円																									
6	15,858,000円－15,840,000円 ＝18,000円	1万円																									
7	13,312,000円－13,290,000円 ＝22,000円	2万円																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																		
7 つづき		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 237 507 300">8</td> <td data-bbox="507 237 965 300">13,320,000円 - 13,305,000円 = 15,000円</td> <td data-bbox="965 237 1126 300">1万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 300 507 362">9</td> <td data-bbox="507 300 965 362">6,174,000円 - 6,160,000円 = 14,000円</td> <td data-bbox="965 300 1126 362">1万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 362 507 425">10</td> <td data-bbox="507 362 965 425">132,184,000円 - 132,010,000円 = 174,000円</td> <td data-bbox="965 362 1126 425">17万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 425 507 488">11</td> <td data-bbox="507 425 965 488">319,387,000円 - 318,984,000円 = 403,000円</td> <td data-bbox="965 425 1126 488">40万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 488 507 551">12</td> <td data-bbox="507 488 965 551">93,574,000円 - 93,425,000円 = 149,000円</td> <td data-bbox="965 488 1126 551">14万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="400 551 965 613">合計</td> <td data-bbox="965 551 1126 613">166万円</td> </tr> </table>	8	13,320,000円 - 13,305,000円 = 15,000円	1万円	9	6,174,000円 - 6,160,000円 = 14,000円	1万円	10	132,184,000円 - 132,010,000円 = 174,000円	17万円	11	319,387,000円 - 318,984,000円 = 403,000円	40万円	12	93,574,000円 - 93,425,000円 = 149,000円	14万円	合計		166万円	
8	13,320,000円 - 13,305,000円 = 15,000円	1万円																			
9	6,174,000円 - 6,160,000円 = 14,000円	1万円																			
10	132,184,000円 - 132,010,000円 = 174,000円	17万円																			
11	319,387,000円 - 318,984,000円 = 403,000円	40万円																			
12	93,574,000円 - 93,425,000円 = 149,000円	14万円																			
合計		166万円																			
8	24.7.6	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ネクスト（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ネクスト社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、①㈱ネクスト（以下「ネクスト」という。）の平成24年3月期の連結売上高、連結経常利益及び連結当期純利益について、平成23年5月12日に公表がされた、連結売上高117億3,900万円、連結経常利益14億2,100万円、連結当期純利益7億7,300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年8月19日に公表がされた直近の予想値6円20銭に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいづれも知りながら、新たに算出した予想値が連結売上高98億9,900万円、連結経常利益5億9,100万円、連結当期純利益2億3,300万円、剰余金の配当1円90銭として公表がされた平成23年11月9日午後3時15分頃より前の同日午前9時頃から午前9時1分頃までの間、自己の計算において、ネクストの株式合計4,300株を売付価額合計148万3,500円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 24万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後2週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$ となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクストの最も低い株価は、平成23年11月22日の288円であることから、 売付価額1,483,500円（※） - (288円×4,300株) =245,100円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、「345円×4,300株」の額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年7月6日 課徴金納付命令日 平成24年8月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>																		

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	24.7.6	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】ジェイプロジェクト（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 52万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 527,300円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>52万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、18株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量51株に、違反行為開始時にその時の価格（63,000円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量66株を加えた117株であることから、18株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 1,200,400円（※2）－買付価額 1,134,000円（※3、4）＝66,400円</p> <p>（※2）売付価額は、 「65,000円×7株＋65,500円×1株＋66,900円×1株 ＋67,000円×1株＋67,400円×1株＋67,500円×1株 ＋68,000円×1株＋68,500円×2株＋68,700円×3株」 の合計額である。</p> <p>（※3）買付価額は、「63,000円×18株」の額である。</p> <p>（※4）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年7月6日 課徴金納付命令日 平成24年8月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		<p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（63,000円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）が、当該売買対当数量を超えるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量99株（117株－18株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（69,000円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>6,831,000円（69,000円×99株）－買付価額6,370,100円（※5）＝460,900円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「63,000円×51株＋64,000円×5株＋64,200円×1株 ＋64,500円×7株＋64,700円×1株＋65,000円×10株 ＋65,500円×1株＋65,900円×4株＋66,000円×3株 ＋66,400円×1株＋66,500円×1株＋66,900円×2株 ＋67,000円×2株＋67,400円×1株＋67,500円×3株 ＋68,000円×4株＋68,300円×1株＋68,700円×1株」 の合計額である。</p>	
10	24.8.3	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ジアース（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ジアース役員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、①㈱ジアース（以下「ジアース」という。）の業務執行を決定する機関が、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実（以下「重要事実第1」という。）を知りながら、この事実が公表された平成22年8月12日より前の同年7月28日、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を買付価額合計238万9,480円で買い付け、②ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「重要事実第2」という。）を知りながら、この事実が公表された平成23年1月27日午後10時頃より前の同日午前9時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を売付価額合計106万5,060円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 134万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） 及び （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後2週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、ジアースの株価について、重要事実第1の</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年8月3日 課徴金納付命令日 平成24年9月13日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		<p>公表後2週間における最も高い株価は、平成22年8月16日の18,190円であり、重要事実第2の公表後2週間における最も低い株価は、平成23年2月9日の3,530円であることから、</p> <p>(18,190円×183株)－買付価額2,389,480円(※1) =939,290円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>93万円</u></p> <p>売付価額1,065,060円(※2)－(3,530円×183株) =419,070円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>41万円</u></p> <p>(※1) 買付価額は、 「12,880円×4株+13,000円×3株+13,010円×21株 +13,050円×5株+13,070円×150株」 の合計額である。 (※2) 売付価額は、「5,820円×183株」の額である。</p>	
11	24.8.3	<p>【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 ジアース(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ジアース社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、①㈱ジアース(以下「ジアース」という。)の業務執行を決定する機関が、㈱リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実(以下「重要事実第1」という。)を知りながら、この事実が公表された平成22年11月1日より前の同年10月27日、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を買付価額合計22万250円で買い付け、②ジアースにおいて、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者(以下「グーグル」という。)から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実(以下「重要事実第2」という。)を知りながら、この事実が公表された平成23年1月27日午後10時頃より前の同日午前9時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を売付価額合計29万1,000円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 22万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数) 及び (売付価格)×(売付株数)－(重要事実が公表された後2週間における最も低い価格)×(売付株数) となる。したがって、ジアースの株価について、重要事実第1の公表後2週間における最も高い株価は、平成22年11月15日の6,680円であり、重要事実第2の公表後2週間における最も低い株価は、平成23年2月9日の3,530円であることから、</p> <p>(6,680円×50株)－買付価額220,250円(※1) =113,750円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>11万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年8月3日 課徴金納付命令日 平成24年9月13日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯												
11 つづき		<p>売付価額 291,000 円 (※2) - (3,530 円×50 株) =114,500 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>11 万円</u></p> <p>(※1) 買付価額は、「4,405 円×50 株」の額である。 (※2) 売付価額は、「5,820 円×50 株」の額である。</p>													
12	24. 8. 31	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】J. フロントリテイリング（東証 1 部、大証 1 部、名証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 J. フロントリテイリング(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 135 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者の 1 2 回の違反行為について、 (1) 各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記 1. (1)により計算される。 (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てる。</p> <p>各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 1809 1126 2069"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)</th> <th>課徴金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>16,342,000 円 - 16,277,000 円 = 65,000 円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>56,294,000 円 - 56,199,000 円 = 95,000 円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>78,597,000 円 - 78,513,000 円 = 84,000 円</td> <td>8 万円</td> </tr> </tbody> </table>	番号	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額	1	16,342,000 円 - 16,277,000 円 = 65,000 円	6 万円	2	56,294,000 円 - 56,199,000 円 = 95,000 円	9 万円	3	78,597,000 円 - 78,513,000 円 = 84,000 円	8 万円	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 8 月 31 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 10 月 3 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
番号	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額													
1	16,342,000 円 - 16,277,000 円 = 65,000 円	6 万円													
2	56,294,000 円 - 56,199,000 円 = 95,000 円	9 万円													
3	78,597,000 円 - 78,513,000 円 = 84,000 円	8 万円													

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																														
12 つづき		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 237 507 300">4</td> <td data-bbox="507 237 967 300">44,117,000円 - 44,035,000円 = 82,000円</td> <td data-bbox="967 237 1126 300">8万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 300 507 362">5</td> <td data-bbox="507 300 967 362">59,491,000円 - 59,363,000円 = 128,000円</td> <td data-bbox="967 300 1126 362">12万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 362 507 425">6</td> <td data-bbox="507 362 967 425">86,914,000円 - 86,680,000円 = 234,000円</td> <td data-bbox="967 362 1126 425">23万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 425 507 488">7</td> <td data-bbox="507 425 967 488">20,851,000円 - 20,819,000円 = 32,000円</td> <td data-bbox="967 425 1126 488">3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 488 507 551">8</td> <td data-bbox="507 488 967 551">78,298,000円 - 78,123,000円 = 175,000円</td> <td data-bbox="967 488 1126 551">17万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 551 507 613">9</td> <td data-bbox="507 551 967 613">17,600,000円 - 17,556,000円 = 44,000円</td> <td data-bbox="967 551 1126 613">4万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 613 507 676">10</td> <td data-bbox="507 613 967 676">81,043,000円 - 80,913,000円 = 130,000円</td> <td data-bbox="967 613 1126 676">13万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 676 507 739">11</td> <td data-bbox="507 676 967 739">44,999,000円 - 44,902,000円 = 97,000円</td> <td data-bbox="967 676 1126 739">9万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 739 507 801">12</td> <td data-bbox="507 739 967 801">88,295,000円 - 80,064,000円 = 231,000円</td> <td data-bbox="967 739 1126 801">23万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="400 801 967 891">合計</td> <td data-bbox="967 801 1126 891">135万円</td> </tr> </table>	4	44,117,000円 - 44,035,000円 = 82,000円	8万円	5	59,491,000円 - 59,363,000円 = 128,000円	12万円	6	86,914,000円 - 86,680,000円 = 234,000円	23万円	7	20,851,000円 - 20,819,000円 = 32,000円	3万円	8	78,298,000円 - 78,123,000円 = 175,000円	17万円	9	17,600,000円 - 17,556,000円 = 44,000円	4万円	10	81,043,000円 - 80,913,000円 = 130,000円	13万円	11	44,999,000円 - 44,902,000円 = 97,000円	9万円	12	88,295,000円 - 80,064,000円 = 231,000円	23万円	合計		135万円	
4	44,117,000円 - 44,035,000円 = 82,000円	8万円																															
5	59,491,000円 - 59,363,000円 = 128,000円	12万円																															
6	86,914,000円 - 86,680,000円 = 234,000円	23万円																															
7	20,851,000円 - 20,819,000円 = 32,000円	3万円																															
8	78,298,000円 - 78,123,000円 = 175,000円	17万円																															
9	17,600,000円 - 17,556,000円 = 44,000円	4万円																															
10	81,043,000円 - 80,913,000円 = 130,000円	13万円																															
11	44,999,000円 - 44,902,000円 = 97,000円	9万円																															
12	88,295,000円 - 80,064,000円 = 231,000円	23万円																															
合計		135万円																															
13	24.9.28	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】黒崎播磨（東証1部、福証）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】 黒崎播磨株の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び同族会社の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 1,132万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>・ 平成23年7月22日午前9時1分頃から同月25日午後3時頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 2,759,000円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>275万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年9月28日 課徴金納付命令日 平成24年11月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>																														

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		<p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、2,052,000株であることから、2,052,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 737,765,000円(※2)－買付価額 735,006,000円(※3)＝2,759,000円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「340円×8,000株+344円×1,000株+348円×16,000株+349円×69,000株+350円×387,000株+352円×49,000株+353円×50,000株+354円×141,000株+355円×61,000株+359円×18,000株+360円×69,000株+361円×41,000株+362円×94,000株+363円×194,000株+364円×170,000株+365円×89,000株+366円×157,000株+367円×429,000株+368円×9,000株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「337円×5,000株+338円×10,000株+339円×23,000株+340円×26,000株+341円×2,000株+342円×5,000株+343円×8,000株+345円×23,000株+346円×53,000株+347円×8,000株+348円×68,000株+349円×204,000株+350円×82,000株+352円×47,000株+353円×123,000株+354円×68,000株+355円×27,000株+358円×36,000株+359円×82,000株+360円×33,000株+361円×87,000株+362円×203,000株+363円×84,000株+364円×155,000株+365円×149,000株+366円×304,000株+367円×137,000株」 の合計額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、0株となる。</p> <p>・平成23年7月29日午前9時1分頃から同年8月4日午後3時頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 8,574,000円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>857万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、8,243,000株であることから、8,243,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 3,316,354,000円(※4)－買付価額 3,307,780,000円(※5)＝8,574,000円</p> <p>(※4) 売付価額は、 「375円×81,000株+376円×16,000株+377円×130,000株+378円×69,000株+379円×332,000株+380円×23,000株+381円×22,000株+382円×4,000株+383円×191,000株+384円×245,000株+385円×261,000株+386円×183,000株+387円×364,000株+388円×50,000株+389円×239,000株+390円×178,000株+391円×12,000株+393円×288,000株+394円×135,000株+395円×568,000株+398円×88,000株+399円×232,000株+400円×416,000株+401円×132,000株+402円×51,000株+403円×312,000株+404円×195,000株+405円×95,000株+406円×206,000株+407円×193,000株+408円×216,000株+409円×91,000株+410円×360,000株</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		<p>+411円×168,000株+412円×284,000株+416円×25,000株 +417円×139,000株+419円×193,000株+420円×190,000株 +421円×80,000株+423円×122,000株+425円×242,000株 +426円×5,000株+428円×12,000株+429円×60,000株 +430円×47,000株+431円×124,000株+432円×239,000株 +433円×119,000株+434円×216,000株」 の合計額である。 (※5) 買付価額は、 「375円×102,000株+376円×86,000株+377円×140,000株 +378円×137,000株+379円×246,000株+380円×35,000株 +381円×58,000株+382円×234,000株+383円×126,000株 +384円×131,000株+385円×334,000株+386円×322,000株 +387円×244,000株+388円×96,000株+389円×87,000株 +390円×35,000株+391円×62,000株+392円×201,000株 +393円×321,000株+394円×309,000株+395円×85,000株 +396円×20,000株+397円×87,000株+398円×361,000株 +399円×229,000株+400円×97,000株+401円×117,000株 +402円×243,000株+403円×169,000株+404円×215,000株 +405円×201,000株+406円×275,000株+407円×190,000株 +408円×153,000株+409円×91,000株+410円×320,000株 +411円×137,000株+412円×134,000株+414円×25,000株 +415円×30,000株+416円×101,000株+418円×190,000株 +419円×165,000株+420円×92,000株+422円×139,000株 +423円×33,000株+424円×152,000株+425円×62,000株 +426円×11,000株+428円×46,000株+429円×53,000株 +430円×128,000株+431円×122,000株+432円×255,000株 +433円×159,000株+434円×50,000株」 の合計額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、0株となる。</p>	
14	24.10.12	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】アイティメディア（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】 アイティメディア(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 69万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年10月12日 課徴金納付命令日 平成24年11月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		<p>価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 696,200円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>69万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、243株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量260株に、違反行為開始時にその時の価格(28,000円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量10株を加えた270株であることから、243株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額7,376,710円(※2)－買付価額7,200,710円(※3、4)＝176,000円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「27,900円×27株+27,910円×1株+27,980円×1株+27,990円×7株+28,000円×3株+28,100円×4株+28,200円×1株+29,000円×3株+29,020円×1株+29,030円×1株+29,360円×1株+29,400円×1株+29,490円×2株+29,500円×20株+29,690円×4株+29,800円×6株+29,890円×2株+29,990円×9株+30,000円×21株+30,250円×5株+30,300円×4株+30,350円×1株+30,450円×1株+30,500円×18株+30,550円×5株+30,650円×8株+30,700円×2株+30,800円×3株+30,950円×1株+31,000円×4株+31,050円×2株+31,300円×6株+31,350円×2株+31,400円×1株+31,450円×7株+31,500円×9株+31,550円×12株+31,600円×1株+31,650円×1株+31,950円×2株+32,000円×1株+32,200円×1株+32,500円×4株+32,550円×1株+32,700円×1株+32,850円×1株+32,950円×1株+33,100円×4株+33,150円×2株+33,300円×14株+34,600円×2株+35,250円×1株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「27,280円×4株+27,300円×2株+27,480円×6株+27,500円×13株+27,620円×3株+27,650円×1株+27,710円×1株+27,730円×1株+27,780円×1株+27,980円×1株+28,000円×11株+28,010円×1株+28,030円×2株+28,150円×1株+28,200円×2株+28,250円×3株+28,500円×26株+28,510円×7株+28,710円×2株+28,720円×2株+28,830円×5株+29,000円×14株+29,010円×10株+29,020円×3株+29,100円×5株+29,260円×3株+29,300円×1株+29,400円×3株+29,500円×4株+29,690円×1株+29,700円×4株+29,710円×2株+30,000円×1株+30,050円×2株+30,250円×1株+30,300円×7株+30,350円×9株+30,400円×2株+30,450円×1株+30,500円×1株+30,550円×1株+30,600円×1株</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		<p>+30,650円×1株+30,700円×3株+30,850円×4株 +30,950円×3株+31,000円×10株+31,050円×7株 +31,100円×4株+31,150円×2株+31,250円×1株 +31,350円×1株+31,550円×1株+31,600円×3株 +31,750円×2株+32,000円×4株+32,050円×2株 +32,100円×1株+32,150円×5株+32,200円×1株 +32,250円×1株+32,300円×1株+32,350円×2株 +32,550円×2株+33,000円×1株+33,300円×8株 +33,600円×2株」 の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(28,000円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量27株(270株-243株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(49,700円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>1,341,900円(49,700円×27株)－買付価額821,700円(※5) =520,200円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「30,100円×5株+30,200円×3株+30,250円×6株 +30,450円×2株+30,500円×4株+30,550円×1株 +30,650円×1株+31,000円×5株」 の合計額である。</p>	
15	24.10.12	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】アイティメディア(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 アイティメディア(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 65万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年10月12日 課徴金納付命令日 平成24年11月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		<p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 653,050円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>65万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、64株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量99株である ことから、64株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 1,897,890円(※2)－買付価額 1,906,090円(※3) ＝▲8,200円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「28,700円×5株+28,710円×2株+28,720円×1株 +29,000円×11株+29,010円×8株+29,020円×3株 +29,110円×1株+29,500円×1株+30,000円×8株 +30,100円×1株+30,250円×1株+30,400円×5株 +30,500円×14株+30,550円×1株+30,650円×1株 +30,950円×1株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「27,400円×5株+27,800円×1株+27,900円×9株 +27,990円×2株+28,000円×8株+28,030円×9株 +28,050円×2株+28,100円×7株+28,140円×1株 +31,450円×1株+31,500円×3株+31,550円×1株 +31,600円×2株+31,650円×1株+31,750円×2株 +31,800円×2株+35,250円×1株+35,300円×1株 +35,500円×1株+38,300円×5株」 の合計額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 35株(99株－64株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(49,700円)に当該超える数量を乗じて得た額 1,739,500円(49,700円×35株)－買付価額 1,078,250円(※4) ＝661,250円</p> <p>(※4) 買付価額は、 「30,000円×2株+30,250円×9株+30,650円×1株 +30,800円×1株+30,900円×4株+30,950円×1株 +31,000円×9株+31,200円×1株+31,300円×2株 +31,400円×1株+31,450円×4株」</p>	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		の合計額である。	
16	24. 10. 12	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】アイティメディア（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】 アイティメディア(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 42 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 421, 830 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>42 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10 株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 20 株に、違反行為開始時にその時の価格（28, 000 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 10 株を加えた 30 株であることから、10 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 295, 250 円（※2）－ 買付価額 280, 000 円（28, 000 円×10 株）（※3）＝15, 250 円</p> <p>（※2）売付価額は、 「27, 780 円×1 株+27, 980 円×1 株+28, 400 円×1 株 +28, 500 円×1 株+29, 690 円×1 株+30, 000 円×1 株 +30, 500 円×2 株+30, 900 円×1 株+31, 000 円×1 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 10 月 12 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 11 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16 つづき		<p>(※3) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(28,000円)で買付けたものとみなされるもの(みなし買付け)が、当該売買対当数量と同数であるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量20株(30株-10株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(49,700円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>994,000円(49,700円×20株) - 買付価額587,420円(※4) =406,580円</p> <p>(※4) 買付価額は、 「27,980円×1株+27,990円×1株+28,000円×5株 +28,100円×2株+29,500円×1株+30,150円×5株 +31,000円×5株」 の合計額である。</p>	
17	24.10.30	<p>【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 バンテック(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)バンテック社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)バンテック(以下「バンテック」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを(株)日立物流の完全子会社とする決定をした旨の、バンテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年12月15日より前の同年11月30日から同年12月1日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式合計65株を買付価額合計923万円で買付けた。</p> <p>【課徴金額】 585万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成23年12月20日の232,000円であることから、</p> <p>(232,000円×65株) - 買付価額9,230,000円(※) =5,850,000円</p> <p>(※) 買付価額は、「142,000円×65株」の額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年10月30日 課徴金納付命令日 平成24年12月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18	24. 11. 16	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】岐阜銀行（名証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 株岐阜銀行の株式につき、同株式の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己の計算において、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 153 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、</p> <p>(1) 違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、</p> <p>(2) 違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） の額として計算される。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記により算定される額 1,538,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>153 万円</u></p> <p>(1) 違反行為期間における有価証券の売付数量は、1,882,000 株であり、違反行為期間における有価証券の買付数量は、実際の買付数量 2,711,000 株に、違反行為の開始時にその時の価格（24 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 318,000 株を加えた 3,029,000 株である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、違反行為期間における有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 1,147,000 株（3,029,000 株－1,882,000 株）について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（24 円）に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付価額を控除した額</p> <p>27,528,000 円（24 円×1,147,000 株）－買付価額 25,990,000 円（※） ＝1,538,000 円</p> <p>（※）買付価額は、 「21 円×33,000 株＋22 円×496,000 株＋23 円×447,000 株 ＋24 円×171,000 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 16 日 第 1 回審判期日（結審） 平成 25 年 3 月 11 日 課徴金納付命令日 平成 25 年 4 月 16 日</p>
19	24. 11. 16	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】サイレックス・テクノロジー（大証ジャスダック）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者からの第一次情報受領者</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 5 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		<p>【違反行為の態様】 サイレックス・テクノロジー(株) (以下「サイレックス」という。)の株主であった者から、同人が、同人と村田機械(株) (以下「村田機械」という。)との間の公開買付応募契約の締結に関し知った、村田機械の業務執行を決定する機関が、サイレックス株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年8月11日より前の同月9日、自己の計算において、サイレックスの株式合計25株を買付価額合計82万7,700円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 61万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるサイレックスの最も高い株価は、平成23年8月16日の57,800円であることから、 (57,800円×25株) - 買付価額827,700円 (※) =617,300円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>61万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「32,600円×12株+32,800円×2株+32,900円×1株 +33,000円×2株+33,500円×3株+34,300円×5株」 の合計額である。</p>	等々を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
20	24.11.30	<p>【違反行為】 相場操縦 (金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】 ヴィンキュラムジャパン (大証ジャスダック)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 飲食店経営</p> <p>【違反行為の態様】 ヴィンキュラムジャパン(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 442万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年11月30日 課徴金納付命令日 平成24年12月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		<p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 4,424,300円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>442万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、100株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量127株に、違反行為開始時にその時の価格(58,500円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量209株を加えた336株であることから、100株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額5,850,000円(※2)－買付価額5,850,000円(※3、4)＝0円</p> <p>(※2) 売付価額は、「58,500円×100株」の額である。 (※3) 買付価額は、「58,500円×100株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(58,500円)で買付けたものとみなされるもの(みなし買付け)が、当該売買対当数量を超えるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量236株(336株－100株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(77,800円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>18,360,800円(77,800円×236株)－買付価額13,936,500円(※5)＝4,424,300円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「58,500円×209株+60,000円×2株+62,000円×2株+63,000円×14株+64,800円×1株+64,900円×8株」の合計額である。</p>	
21	24.11.30	<p>【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 ニッセンホールディングス(東証1部、大証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)ニッセンホールディングスとの契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)ニッセンホールディングス(以下「ニッセン」という。)と、シャディ(株)(以下「シャディ」という。)の発行済普通株式全部の譲渡を含む資本業務提携に関する基本合意書の締結</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年11月30日 課徴金納付命令日 平成24年12月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つづき		<p>の交渉をしていたユーシーシーホールディングス(株) (以下「UCC」という。)の役員から、同人が同合意書の締結の交渉に関し知った、ニッセンの業務執行を決定する機関が、UCCと業務上の提携を行うこと及びUCCからシャディの発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年2月20日より前の平成24年2月10日、自己の計算において、ニッセンの株式5,000株を買付価額181万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 24万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるニッセンの最も高い株価は、平成24年2月22日の411円であることから、 (411円×5,000株) - 買付価額1,810,000円 (※) =245,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「362円×5,000株」の額である。</p>	
22	24.12.21	<p>【違反行為】 相場操縦 (金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】 プラコー (大証ジャスダック)、ジーエヌアイグループ (東証マザーズ)、ファンドクリエーショングループ (大証ジャスダック)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)プラコーほか2銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び親族の計算において、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 95万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年12月21日 課徴金納付命令日 平成25年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																												
22 つづき		<p>2. 課徴金納付命令対象者の9回の違反行為について、</p> <p>(1) 各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記1.(1)により計算される。</p> <p>(2) 金融商品取引法第176条第2項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、1万円未満を切り捨てる。</p> <p>各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 524 1126 1245"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>銘柄</th> <th>課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)</th> <th>課徴金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>プラコー</td> <td>2,720,000円－2,635,000円 ＝85,000円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>プラコー</td> <td>1,975,000円－1,827,000円 ＝148,000円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>プラコー</td> <td>1,596,000円－1,519,000円 ＝77,000円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>プラコー</td> <td>2,886,000円－2,815,000円 ＝71,000円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>プラコー</td> <td>2,660,000円－2,597,000円 ＝63,000円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ジーエヌアイ グループ</td> <td>9,745,000円－9,491,000円 ＝254,000円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ファンドクリエ ショングループ</td> <td>3,374,000円－3,319,600円 ＝54,400円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ファンドクリエ ショングループ</td> <td>3,359,600円－3,191,900円 ＝167,700円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ファンドクリエ ショングループ</td> <td>2,802,800円－2,731,000円 ＝71,800円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>95万円</td> </tr> </tbody> </table>	番号	銘柄	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額	1	プラコー	2,720,000円－2,635,000円 ＝85,000円	8万円	2	プラコー	1,975,000円－1,827,000円 ＝148,000円	14万円	3	プラコー	1,596,000円－1,519,000円 ＝77,000円	7万円	4	プラコー	2,886,000円－2,815,000円 ＝71,000円	7万円	5	プラコー	2,660,000円－2,597,000円 ＝63,000円	6万円	1	ジーエヌアイ グループ	9,745,000円－9,491,000円 ＝254,000円	25万円	1	ファンドクリエ ショングループ	3,374,000円－3,319,600円 ＝54,400円	5万円	2	ファンドクリエ ショングループ	3,359,600円－3,191,900円 ＝167,700円	16万円	3	ファンドクリエ ショングループ	2,802,800円－2,731,000円 ＝71,800円	7万円	合計			95万円	
番号	銘柄	課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額																																												
1	プラコー	2,720,000円－2,635,000円 ＝85,000円	8万円																																												
2	プラコー	1,975,000円－1,827,000円 ＝148,000円	14万円																																												
3	プラコー	1,596,000円－1,519,000円 ＝77,000円	7万円																																												
4	プラコー	2,886,000円－2,815,000円 ＝71,000円	7万円																																												
5	プラコー	2,660,000円－2,597,000円 ＝63,000円	6万円																																												
1	ジーエヌアイ グループ	9,745,000円－9,491,000円 ＝254,000円	25万円																																												
1	ファンドクリエ ショングループ	3,374,000円－3,319,600円 ＝54,400円	5万円																																												
2	ファンドクリエ ショングループ	3,359,600円－3,191,900円 ＝167,700円	16万円																																												
3	ファンドクリエ ショングループ	2,802,800円－2,731,000円 ＝71,800円	7万円																																												
合計			95万円																																												
23	25.1.25	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項）</p> <p>【銘柄名】サンケイビル（東証1部、大証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)サンケイビルの第三者委員会関係者からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)フジ・メディア・サービス（以下「フジ・メディア」という。）が(株)サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）の株式の公開買付けを行うにあたって、サンケイビルが同社内に設置した第三者委員会の関係者から、サンケイビルの役員が、フジ・メディアとの間の公開買付け実施後の経営体制等についての合意に関する契約の締結の交渉に関し知り、その後、当該関係者がその職務に関し知った、フジ・メディアの業務執行を決定する機関がサンケイビルの株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年1月20日より前の同月11日及び同月13日、自己の計算において、サンケイビルの株式合計6,000株を買付価額合計178万8,200円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 263万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間にお</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年1月25日 課徴金納付命令日 平成25年2月26日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>																																												

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
23 つづき		<p>る最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるサンケイビルの最も高い株価は、平成 24 年 1 月 26 日の 738 円であることから、</p> <p>(738 円 × 6,000 株) - 買付価額 1,788,200 円 (※) = 2,639,800 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>263 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「295 円 × 3,000 株 + 301 円 × 2,800 株 + 302 円 × 200 株」 の合計額である。</p>	
24	25.2.5	<p>【違反行為】 相場操縦 (金商法第 174 条の 2 第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 ミマキエンジニアリング (大証ジャスダック)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 株)ミマキエンジニアリングの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 1,028 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 10,282,100 円 ⇒ 課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,028 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、190 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 360 株に、違反行為開始時にその時の価格 (61,400 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 50 株を加えた 410 株であることから、190 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 2 月 5 日 審判手続中 (平成 25 年 5 月 31 日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		<p>売付価額 15,257,300 円(※2) - 買付価額 12,934,900 円(※3、4) = 2,322,400 円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「66,000 円×9 株+66,100 円×2 株+66,800 円×2 株 +67,000 円×4 株+68,000 円×7 株+68,100 円×1 株 +69,000 円×2 株+70,000 円×5 株+75,000 円×2 株 +75,500 円×10 株+75,600 円×5 株+75,700 円×5 株 +76,200 円×1 株+77,000 円×2 株+77,100 円×5 株 +77,200 円×6 株+78,000 円×1 株+78,100 円×7 株 +78,400 円×4 株+78,500 円×3 株+78,700 円×2 株 +78,800 円×2 株+79,000 円×3 株+79,500 円×5 株 +81,000 円×18 株+81,200 円×10 株+81,300 円×2 株 +82,100 円×2 株+84,500 円×3 株+88,000 円×5 株 +88,200 円×4 株+88,300 円×1 株+88,500 円×10 株 +89,000 円×10 株+90,000 円×15 株+91,600 円×3 株 +91,700 円×3 株+91,800 円×2 株+91,900 円×2 株 +92,000 円×5 株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「61,400 円×50 株+61,900 円×2 株+62,000 円×5 株 +62,100 円×6 株+62,300 円×3 株+62,500 円×10 株 +62,700 円×2 株+62,800 円×2 株+63,000 円×10 株 +68,000 円×11 株+68,400 円×1 株+68,500 円×2 株 +69,000 円×1 株+69,400 円×5 株+69,500 円×1 株 +70,100 円×1 株+71,400 円×1 株+71,500 円×7 株 +71,600 円×2 株+71,800 円×5 株+71,900 円×5 株 +76,000 円×25 株+76,300 円×5 株+76,400 円×5 株 +76,500 円×23 株」 の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(61,400 円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 220 株(410 株-190 株)について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(116,000 円)に当該超える数量を乗じて得た額 25,520,000 円(116,000 円×220 株) - 買付価額 17,560,300 円(※5) = 7,959,700 円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「72,000 円×5 株+72,500 円×1 株+72,600 円×1 株 +72,800 円×1 株+72,900 円×1 株+73,000 円×1 株 +73,300 円×1 株+73,500 円×1 株+73,700 円×1 株 +73,800 円×1 株+74,000 円×1 株+74,800 円×1 株 +75,000 円×10 株+75,500 円×7 株+75,900 円×5 株 +76,000 円×35 株+76,500 円×12 株+79,000 円×20 株 +79,500 円×1 株+79,800 円×1 株+79,900 円×1 株 +80,000 円×15 株+80,500 円×16 株+80,800 円×3 株</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		<p>+81,400円×1株+81,500円×5株+81,800円×3株 +82,000円×12株+82,500円×1株+82,800円×2株 +83,000円×4株+84,900円×6株+85,000円×14株 +87,000円×30株」 の合計額である。</p>	
25	25.3.12	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】花月園観光（東証2部）、ジー・ネットワークス（東証2部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】自営業</p> <p>【違反行為の態様】 花月園観光(株)ほか1銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 107万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>・ 花月園観光(株)の株式における平成24年3月2日午前11時1分頃から同日午前11時10分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 642,000円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>64万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、107,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格（134円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量107,000株である ことから、107,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額14,980,000円（※2）－買付価額14,338,000円（※3） ＝642,000円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年3月12日 課徴金納付命令日 平成25年4月1日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 つづき		<p>(※2) 売付価額は、「140円×107,000株」の額である。 (※3) 買付価額は、「134円×107,000株」の額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は0株となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ㈱ジー・ネットワークスの株式における平成24年3月9日午前9時29分頃から同日午前9時32分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 <u>37万円</u> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、74,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格(95円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量74,000株である <p>ことから、74,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額7,400,000円(※4)－買付価額7,030,000円(※5) =370,000円</p> <p>(※4) 売付価額は、「100円×74,000株」の額である。 (※5) 買付価額は、「95円×74,000株」の額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は0株となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花月園観光㈱の株式における平成24年6月5日午前9時23分頃から同日午前9時31分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計65,000円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>6万円</u> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、22,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格(66円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量22,000株である <p>ことから、22,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額1,517,000円(※6)－買付価額1,452,000円(※7) =65,000円</p> <p>(※6) 売付価額は、 「68円×1,000株+69円×21,000株」 の合計額である。 (※7) 買付価額は、「66円×22,000株」の額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は0株となる。</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	24. 5. 29	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 日本板硝子（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 あすかアセットマネジメント(株)</p> <p>【違反行為の態様】 あすかアセットマネジメント株式会社は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成 22 年 8 月 5 日から同月 23 日までの間、上記ファンドの計算において、日本板硝子株式会社株式合計 215 万株を総額 4 億 6, 537 万 9, 995 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 13 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、 (ア) 当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ) 当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ウ) 当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。</p> <p>(ア) 23, 236, 441 円 × (イ) 265, 650, 000 円 ÷ (ウ) 44, 756, 370, 054 円 = 137, 919 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>13 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 5 月 29 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 26 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
2	24. 5. 29	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 みずほフィナンシャルグループ（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 三井住友信託銀行(株)</p> <p>【違反行為の態様】 三井住友信託銀行株式会社は、平成 24 年 4 月 1 日に同社との吸収合併により消滅した中央三井アセット信託銀行株式会社の業務を承継したものであるが、中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結する 3 つの投資一任契約に基づき、3 つの顧客資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、株式会社みずほフィナンシャルグループとの株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲及び乙から、同証券会社の他の社員丙が交渉に関して知り、甲及び乙がその職務に関し知った、株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成 22 年 6 月 24 日に、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 5 月 29 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、株式会社みずほフィナンシャルグループ株式合計 117 万 8,600 株を総額 1 億 8,418 万 1,825 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 8 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、 (ア) 当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ) 当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ウ) 当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 本件では、対象となる取引は、3 つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した金額となる。</p> <p>運用財産①について (ア) 2,046,936 円 × (イ) 221,184,200 円 ÷ (ウ) 30,739,329,803 円 = 14,729 円 運用財産②について (ア) 13,982,402 円 × (イ) 179,646,000 円 ÷ (ウ) 102,215,473,822 円 = 24,574 円 運用財産③について (ア) 13,541,782 円 × (イ) 308,668,800 円 ÷ (ウ) 95,675,864,476 円 = 43,688 円 合計 14,729 円 + 24,574 円 + 43,688 円 = 82,991 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>8 万円</u></p>	
3	24.6.8	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 東京電力（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 First New York Securities L.L.C.</p> <p>【違反行為の態様】 First New York Securities L.L.C. は、米国証券取引委員会に登録をしている証券会社であるが、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年 9 月 29 日午後 3 時 50 分より以前の平成 22 年 9 月 28 日に、First New York Securities L.L.C. の計算において、東京電力株式会社株式合計 3 万 5,000 株を総額 8,051 万 8,900 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 1,468 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における東京電力の最も低い株価は、平成 22 年 10 月 13 日の 1,881 円であることが</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 6 月 8 日 審判手続終結 平成 25 年 4 月 24 日</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>ら、 売付価額 80,518,900 円 (※) - (1,881 円×35,000 株) =14,683,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,468 万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、 「2,291 円×5,000 株+2,301 円×5,000 株+2,302 円×20,000 株 +2,303 円×1,100 株+2,304 円×3,900 株」 の合計額である。</p>	
4	24.6.8	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 東京電力 (東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 東京電力(株)との契約締結交渉先社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者 A は、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年 9 月 29 日午後 3 時 50 分より以前の平成 22 年 9 月 27 日から同月 29 日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社株式合計 200 株を総額 44 万 3,100 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 6 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における東京電力の最も低い株価は、平成 22 年 10 月 13 日の 1,881 円であることから、 売付価額 443,100 円 (※) - (1,881 円×200 株) =66,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>6 万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、 「2,336 円×100 株+2,095 円×100 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 6 月 8 日 審判手続終結 平成 25 年 4 月 24 日</p>
5	24.6.29	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 日本板硝子 (東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ジャパン・アドバイザー合同会社</p> <p>【違反行為の態様】 ジャパン・アドバイザー合同会社は、外国籍の 2 つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していたところ、当該運用を行っていた同社社員が、平成 22 年 8 月 20 日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 6 月 29 日 第 1 回審判期日 (結審) 平成 24 年 10 月 17 日 課徴金納付命令日 平成 25 年 1 月 8 日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月24日より前の平成22年8月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計265万3,000株を売付価額5億4,178万6,532円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 37万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、 (ア)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ウ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 本件では、対象となる取引は、2つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した金額となる。</p> <p>運用財産①について (ア)37,083,375円×(イ)397,488,000円÷(ウ)55,354,310,770円 =266,288円 運用財産②について (ア)16,033,222円×(イ)154,336,000円÷(ウ)22,723,585,720円 =108,895円 合計 266,288円+108,895円=375,183円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>37万円</u></p>	
6	24.11.2	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 エルピーダメモリ（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ジャパン・アドバイザー合同会社</p> <p>【違反行為の態様】 ジャパン・アドバイザー合同会社において、外国籍の2つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成23年7月5日に、エルピーダメモリ株式会社との引受契約の締結の交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、エルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年7月11日より前の平成23年7月6日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、エルピーダメモリ株式会社株式合計3万2,600株を売付価額3,041万4,986円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 12万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、 (ア)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年11月2日 第1回審判期日（結審） 平成25年2月13日 課徴金納付命令日 平成25年4月16日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		<p>価額の総額に、(イ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ウ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。</p> <p>本件では、対象となる取引は、2つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した額となる。</p> <p>運用財産①について (ア)62,073,784円×(イ)82,146,900円÷(ウ)58,864,796,167円 =86,625円</p> <p>運用財産②について (ア)33,132,481円×(イ)23,527,900円÷(ウ)21,866,025,539円 =35,650円</p> <p>合計 86,625円+35,650円=122,275円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>12万円</u></p>	
7	24.12.13	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】ヤフー（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー</p> <p>【違反行為の態様】 タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー（以下「タイガー・アジア」という。）は、その業務執行社員らにおいて、ヤフー(株)の株式につき、平成21年3月17日午後零時30分頃から午後3時頃までの間、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値段より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、同株式の株価を2万4,310円から2万5,340円まで引き上げるなどし、米国籍ファンドを含む外国籍の2つのヘッジファンド名義で合計3万2,960株の買付け等を行い、そのうち、タイガー・アジアの計算において、米国籍ファンド名義での1万4,172株の買付け等によって、その出資割合である4.82%相当を取引するなどし、もって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした。</p> <p>【課徴金額】 6,571万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (イ) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額）と、 (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付け等の価額）との合計額として計算される。</p> <p>（※1） 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と</p>	<p>審判手続開始決定日 平成24年12月13日 課徴金納付命令日 平成25年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p>買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は、タイガー・アジアが米国籍ファンド名義で行った取引のうち、タイガー・アジアの米国籍ファンドへの出資割合である4.82%について、タイガー・アジアが自己の計算で買付け等を行ったものと評価して、課徴金を算出した。 <p>(1) 売買対当数量に係る金額について 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付け等の数量が0であり、買付け等の数量が15,895.0586株であることから、0株となる。よって、売買対当数量に係る金額は0円である。</p> <p>(2) 当該違反行為に係る買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係る金額について 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が、売付け等の数量を超えることから、当該超える数量15,895.0586株について、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高の価格のうち最も高い価格(28,470円)に当該超える数量乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(注3)を控除した額となる。 452,532,318.342円(28,470円×15,895.0586株)－買付け等の価額386,819,618.742844円(※2) =65,712,699.599156円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>6,571万円</u></p> <p>(※2)買付け等の価額は、 違反行為期間中の買付け等に係る金額 「実際の買付け分(24,390円×339株, 24,400円×339株, 24,410円×46株, 24,420円×20株, 24,500円×246株, 24,550円×604株, 24,570円×231株, 24,580円×102株, 24,590円×63株, 24,650円×11株, 24,660円×11株, 24,680円×26株, 24,690円×84株, 24,700円×78株, 24,710円×80株, 24,720円×116株, 24,730円×282株, 24,740円×70株, 24,750円×585株, 24,760円×930株, 24,770円×528株, 24,780円×425株, 24,790円×387株, 24,800円×871株, 24,810円×407株, 24,820円×531株, 24,830円×362株, 24,840円×1,090株, 24,850円×626株, 24,860円×732株, 24,870円×225株, 24,880円×502株, 24,890円×32株, 24,900円×308株, 24,910円×54株, 24,920円×292株, 24,930円×384株, 24,940円×211株, 24,950円×186株, 24,960円×162株, 24,970円×1,664株, 24,980円×1,053株, 24,990円×1,604株, 25,000円×2,556株, 25,040円×5株, 25,050円×41株, 25,060円×21株, 25,070円×212株, 25,080円×21株, 25,100円×15株, 25,110円×65株, 25,120円×144株, 25,130円×4株, 25,140円×46株, 25,150円×169株, 25,160円×261株, 25,170円×151株, 25,180円×163株, 25,190円×259株, 25,200円×261株, 25,210円×1株, 25,220円×440株, 25,230円×134株, 25,240円×1株, 25,290円×73株, 25,300円×394株)及びエクイティ・スワップ取引分(24,948.50円×10,624株)」の合計額のうち、米国籍ファンドの名義で行われた取引分(43%)に、タイガー・アジアの米国籍ファンドに対する出資割合4.82パーセントを乗じた額 及び 違反行為の開始時に所有又は約定している有価証券の買付け等に係る金額 「実際の所有分(24,310円×70,442株)＋エクイティ・スワップ取引分(24,310円×245,159株)」にタイガー・アジアの米国籍フ</p>	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		アンドに対する出資割合 4.82 パーセントを乗じた額の合計額である。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成24年4月～平成25年3月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																			
1	24. 4. 13	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （旧金商法第172条の2第1項・第2項、金商法第172条の4第1項・第2項）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】オリンパス㈱（東証1部）</p> <p>【違反行為の態様】 投資有価証券の過大計上及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（平成19年3月期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">344,871</td> <td style="text-align: center;">224,951</td> </tr> <tr> <td>（平成19年9月中間期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">372,473</td> <td style="text-align: center;">248,965</td> </tr> <tr> <td>（平成20年3月期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">367,876</td> <td style="text-align: center;">242,877</td> </tr> <tr> <td>（平成20年6月第1四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">366,948</td> <td style="text-align: center;">240,628</td> </tr> <tr> <td>（平成20年9月第2四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">343,910</td> <td style="text-align: center;">211,897</td> </tr> <tr> <td>（平成20年12月第3四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">241,281</td> <td style="text-align: center;">110,428</td> </tr> <tr> <td>（平成21年3月期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">168,784</td> <td style="text-align: center;">110,594</td> </tr> <tr> <td>（平成21年6月第1四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">185,941</td> <td style="text-align: center;">127,124</td> </tr> <tr> <td>（平成21年9月第2四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">204,298</td> <td style="text-align: center;">146,821</td> </tr> <tr> <td>（平成21年12月第3四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">214,952</td> <td style="text-align: center;">158,251</td> </tr> <tr> <td>（平成22年3月期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">216,891</td> <td style="text-align: center;">163,142</td> </tr> <tr> <td>（平成22年6月第1四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">185,922</td> <td style="text-align: center;">132,408</td> </tr> <tr> <td>（平成22年9月第2四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">180,482</td> <td style="text-align: center;">128,255</td> </tr> <tr> <td>（平成22年12月第3四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">160,173</td> <td style="text-align: center;">109,488</td> </tr> <tr> <td>（平成23年3月期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">166,836</td> <td style="text-align: center;">115,589</td> </tr> <tr> <td>（平成23年6月第1四半期） 連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">151,147</td> <td style="text-align: center;">101,751</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 1億9,181万9,994円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。</p>		虚偽記載額	認定金額	（平成19年3月期） 連結純資産額	344,871	224,951	（平成19年9月中間期） 連結純資産額	372,473	248,965	（平成20年3月期） 連結純資産額	367,876	242,877	（平成20年6月第1四半期） 連結純資産額	366,948	240,628	（平成20年9月第2四半期） 連結純資産額	343,910	211,897	（平成20年12月第3四半期） 連結純資産額	241,281	110,428	（平成21年3月期） 連結純資産額	168,784	110,594	（平成21年6月第1四半期） 連結純資産額	185,941	127,124	（平成21年9月第2四半期） 連結純資産額	204,298	146,821	（平成21年12月第3四半期） 連結純資産額	214,952	158,251	（平成22年3月期） 連結純資産額	216,891	163,142	（平成22年6月第1四半期） 連結純資産額	185,922	132,408	（平成22年9月第2四半期） 連結純資産額	180,482	128,255	（平成22年12月第3四半期） 連結純資産額	160,173	109,488	（平成23年3月期） 連結純資産額	166,836	115,589	（平成23年6月第1四半期） 連結純資産額	151,147	101,751	<p>審判手続開始決定日 平成24年4月13日 課徴金納付命令日 平成24年7月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																																				
（平成19年3月期） 連結純資産額	344,871	224,951																																																				
（平成19年9月中間期） 連結純資産額	372,473	248,965																																																				
（平成20年3月期） 連結純資産額	367,876	242,877																																																				
（平成20年6月第1四半期） 連結純資産額	366,948	240,628																																																				
（平成20年9月第2四半期） 連結純資産額	343,910	211,897																																																				
（平成20年12月第3四半期） 連結純資産額	241,281	110,428																																																				
（平成21年3月期） 連結純資産額	168,784	110,594																																																				
（平成21年6月第1四半期） 連結純資産額	185,941	127,124																																																				
（平成21年9月第2四半期） 連結純資産額	204,298	146,821																																																				
（平成21年12月第3四半期） 連結純資産額	214,952	158,251																																																				
（平成22年3月期） 連結純資産額	216,891	163,142																																																				
（平成22年6月第1四半期） 連結純資産額	185,922	132,408																																																				
（平成22年9月第2四半期） 連結純資産額	180,482	128,255																																																				
（平成22年12月第3四半期） 連結純資産額	160,173	109,488																																																				
（平成23年3月期） 連結純資産額	166,836	115,589																																																				
（平成23年6月第1四半期） 連結純資産額	151,147	101,751																																																				

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>① 平成19年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(28,731,612円)が300万円を超えることから、28,731,612円について、1万円未満を切り捨てて、<u>28,730,000円</u>となる。</p> <p>② 平成19年9月中間期半期報告書及び平成20年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(35,078,652円)が300万円を超えることから、 イ 平成19年9月中間期半期報告書については、 17,530,000円(1万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。) ロ 平成20年3月期有価証券報告書については、 35,070,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、35,070,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成19年9月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>11,687,777円</u> ii 平成20年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>23,382,222円</u></p> <p>③ 平成20年6月第1四半期四半期報告書、平成20年9月第2四半期四半期報告書、平成20年12月第3四半期四半期報告書及び平成21年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(21,089,781円)が300万円を超えることから、 イ 平成20年6月第1四半期四半期報告書については、 10,540,000円(1万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。) ロ 平成20年9月第2四半期四半期報告書については、 10,540,000円 ハ 平成20年12月第3四半期四半期報告書については、 10,540,000円 ニ 平成21年3月期有価証券報告書については、 21,080,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、21,080,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成20年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>4,216,000円</u> ii 平成20年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>4,216,000円</u> iii 平成20年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>4,216,000円</u> iv 平成21年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>8,432,000円</u></p> <p>④ 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年6月第1四半期四半期報告書 31,208,060円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 40,180,314円 平成21年12月第3四半期四半期報告書 45,438,721円 平成22年3月期有価証券報告書 40,873,928円 が600万円を超えることから、 イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯								
1 つづき		<p>15,600,000円（1万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。）</p> <p>ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、 20,090,000円</p> <p>ハ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、 22,710,000円</p> <p>ニ 平成22年3月期有価証券報告書については、 40,870,000円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、45,420,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成21年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>7,137,624円</u></p> <p>ii 平成21年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>9,191,979円</u></p> <p>iii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>10,390,734円</u></p> <p>iv 平成22年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>18,699,661円</u></p> <p>⑤ 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="459 1003 1114 1126"> <tr> <td>平成22年6月第1四半期四半期報告書</td> <td>41,663,213円</td> </tr> <tr> <td>平成22年9月第2四半期四半期報告書</td> <td>35,995,818円</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月第3四半期四半期報告書</td> <td>37,961,515円</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月期有価証券報告書</td> <td>38,582,384円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えることから、</p> <p>イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、 20,830,000円（1万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。）</p> <p>ロ 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、 17,990,000円</p> <p>ハ 平成22年12月第3四半期四半期報告書については、 18,980,000円</p> <p>ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、 38,580,000円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、41,660,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>9,003,712円</u></p> <p>ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>7,776,129円</u></p> <p>iii 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>8,204,054円</u></p> <p>iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>16,676,102円</u></p> <p>⑥ 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（39,728,320円）が600万円を超えることから、39,728,320円の2分の1に相当する額について、1万円未満を切り捨てて、<u>19,860,000円</u>となる。</p>	平成22年6月第1四半期四半期報告書	41,663,213円	平成22年9月第2四半期四半期報告書	35,995,818円	平成22年12月第3四半期四半期報告書	37,961,515円	平成23年3月期有価証券報告書	38,582,384円	
平成22年6月第1四半期四半期報告書	41,663,213円										
平成22年9月第2四半期四半期報告書	35,995,818円										
平成22年12月第3四半期四半期報告書	37,961,515円										
平成23年3月期有価証券報告書	38,582,384円										

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																			
2	24.5.25	<p>○ 四半期報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】スリープログループ(株) (東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 投資有価証券評価損の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 22 年 4 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">119</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 7 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">169</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 4 月第 2 四半期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 7 月第 3 四半期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">174</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 600 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書、平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">126,330 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">114,427 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td style="text-align: right;">126,330 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td style="text-align: right;">114,427 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円</p> <p>ロ 平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円</p> <p>ハ 平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>ニ 平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u></p> <p>ii 平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u></p> <p>iii 平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u></p> <p>iv 平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u></p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 22 年 4 月第 2 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	119	50	(平成 22 年 7 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	169	35	(平成 22 年 4 月第 2 四半期 (訂正))			連結四半期純損益 (累計)	131	50	(平成 22 年 7 月第 3 四半期 (訂正))			連結四半期純損益 (累計)	174	35	平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書	126,330 円	平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書	114,427 円	平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	126,330 円	平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書	114,427 円	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 5 月 25 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 11 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																				
(平成 22 年 4 月第 2 四半期)																																						
連結四半期純損益 (累計)	119	50																																				
(平成 22 年 7 月第 3 四半期)																																						
連結四半期純損益 (累計)	169	35																																				
(平成 22 年 4 月第 2 四半期 (訂正))																																						
連結四半期純損益 (累計)	131	50																																				
(平成 22 年 7 月第 3 四半期 (訂正))																																						
連結四半期純損益 (累計)	174	35																																				
平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書	126,330 円																																					
平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書	114,427 円																																					
平成 22 年 4 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	126,330 円																																					
平成 22 年 7 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書	114,427 円																																					

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																							
3	24.5.25	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項・第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】RHインシグノ(株)(札証)</p> <p>【違反行為の態様】 のれんの過大計上による損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成21年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益(累計)</td> <td style="text-align: center;">▲7</td> <td style="text-align: center;">▲274</td> </tr> <tr> <td>(平成21年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益(累計)</td> <td style="text-align: center;">▲0</td> <td style="text-align: center;">▲253</td> </tr> <tr> <td>(平成22年3月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">▲265</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">116</td> <td style="text-align: center;">▲483</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,237</td> <td style="text-align: center;">1,686</td> </tr> <tr> <td>(平成22年6月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,172</td> <td style="text-align: center;">1,603</td> </tr> <tr> <td>(平成22年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,029</td> <td style="text-align: center;">1,466</td> </tr> <tr> <td>(平成22年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">1,928</td> <td style="text-align: center;">1,373</td> </tr> <tr> <td>(平成22年3月期(訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,304</td> <td style="text-align: center;">1,686</td> </tr> <tr> <td>(平成22年6月第1四半期(訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,172</td> <td style="text-align: center;">1,603</td> </tr> <tr> <td>(平成22年9月第2四半期(訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">2,029</td> <td style="text-align: center;">1,466</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 1,200万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書、平成22年3月期有価証券報告書及び平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">平成21年9月第2四半期四半期報告書</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">27,299円</td> </tr> <tr> <td>平成21年12月第3四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">32,659円</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月期有価証券報告書</td> <td style="text-align: right;">27,289円</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書</td> <td style="text-align: right;">27,289円</td> </tr> </tbody> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、300万円</p> <p>ロ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、300万円</p> <p>ハ 平成22年3月期有価証券報告書については、600万円</p> <p>ニ 平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書については、600万円</p>		虚偽記載額	認定金額	(平成21年9月第2四半期)			連結四半期純損益(累計)	▲7	▲274	(平成21年12月第3四半期)			連結四半期純損益(累計)	▲0	▲253	(平成22年3月期)			連結経常損益	64	▲265	連結当期純損益	116	▲483	連結純資産額	2,237	1,686	(平成22年6月第1四半期)			連結純資産額	2,172	1,603	(平成22年9月第2四半期)			連結純資産額	2,029	1,466	(平成22年12月第3四半期)			連結純資産額	1,928	1,373	(平成22年3月期(訂正))			連結純資産額	2,304	1,686	(平成22年6月第1四半期(訂正))			連結純資産額	2,172	1,603	(平成22年9月第2四半期(訂正))			連結純資産額	2,029	1,466	平成21年9月第2四半期四半期報告書	27,299円	平成21年12月第3四半期四半期報告書	32,659円	平成22年3月期有価証券報告書	27,289円	平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書	27,289円	<p>審判手続開始決定日 平成24年5月25日 課徴金納付命令日 平成24年6月19日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																																																								
(平成21年9月第2四半期)																																																																										
連結四半期純損益(累計)	▲7	▲274																																																																								
(平成21年12月第3四半期)																																																																										
連結四半期純損益(累計)	▲0	▲253																																																																								
(平成22年3月期)																																																																										
連結経常損益	64	▲265																																																																								
連結当期純損益	116	▲483																																																																								
連結純資産額	2,237	1,686																																																																								
(平成22年6月第1四半期)																																																																										
連結純資産額	2,172	1,603																																																																								
(平成22年9月第2四半期)																																																																										
連結純資産額	2,029	1,466																																																																								
(平成22年12月第3四半期)																																																																										
連結純資産額	1,928	1,373																																																																								
(平成22年3月期(訂正))																																																																										
連結純資産額	2,304	1,686																																																																								
(平成22年6月第1四半期(訂正))																																																																										
連結純資産額	2,172	1,603																																																																								
(平成22年9月第2四半期(訂正))																																																																										
連結純資産額	2,029	1,466																																																																								
平成21年9月第2四半期四半期報告書	27,299円																																																																									
平成21年12月第3四半期四半期報告書	32,659円																																																																									
平成22年3月期有価証券報告書	27,289円																																																																									
平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書	27,289円																																																																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯										
3 つづき		<p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></p> <p>ii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></p> <p>iii 平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>iv 平成 22 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>② 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書、平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの 社内の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="443 779 1121 1003"> <tr> <td>平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>32,872 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>29,994 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>23,410 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td>32,872 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td>29,994 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>ホ 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>v 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p>	平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	32,872 円	平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	29,994 円	平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	23,410 円	平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書	32,872 円	平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	29,994 円	
平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	32,872 円												
平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	29,994 円												
平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	23,410 円												
平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書	32,872 円												
平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	29,994 円												

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																															
4	24.7.10	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項・第2項、第172条の2第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)ホック (大証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成21年9月第2四半期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結四半期純損益(累計)</td> <td style="text-align: center;">▲45</td> <td style="text-align: center;">▲283以上</td> </tr> <tr> <td>(平成21年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益(累計)</td> <td style="text-align: center;">▲161</td> <td style="text-align: center;">▲398以上</td> </tr> <tr> <td>(平成22年3月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: center;">▲116</td> <td style="text-align: center;">▲382以上</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲942</td> <td style="text-align: center;">▲1,209以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発行開示 平成22年8月3日提出有価証券届出書(新株予約権証券) (組込情報)平成22年3月期有価証券報告書 平成22年8月3日提出有価証券届出書(普通株) (組込情報)平成22年3月期有価証券報告書</p> <p>【課徴金額】 2,681万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成21年9月第2四半期四半期報告書 117,101円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成21年12月第3四半期四半期報告書 97,481円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22年3月期有価証券報告書 105,164円</td> <td style="text-align: center;">〕</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、300万円</p> <p>ロ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、300万円</p> <p>ハ 平成22年3月期有価証券報告書については、600万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成21年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150万円</u></p> <p>ii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150万円</u></p> <p>iii 平成22年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>300万円</u></p>	(平成21年9月第2四半期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結四半期純損益(累計)	▲45	▲283以上	(平成21年12月第3四半期)			連結四半期純損益(累計)	▲161	▲398以上	(平成22年3月期)			連結経常損益	▲116	▲382以上	連結当期純損益	▲942	▲1,209以上	同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額		〔		平成21年9月第2四半期四半期報告書 117,101円		平成21年12月第3四半期四半期報告書 97,481円		平成22年3月期有価証券報告書 105,164円	〕	<p>審判手続開始決定日 平成24年7月10日 課徴金納付命令日 平成24年8月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成21年9月第2四半期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																
連結四半期純損益(累計)	▲45	▲283以上																																
(平成21年12月第3四半期)																																		
連結四半期純損益(累計)	▲161	▲398以上																																
(平成22年3月期)																																		
連結経常損益	▲116	▲382以上																																
連結当期純損益	▲942	▲1,209以上																																
同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額																																		
〔																																		
平成21年9月第2四半期四半期報告書 117,101円																																		
平成21年12月第3四半期四半期報告書 97,481円																																		
平成22年3月期有価証券報告書 105,164円	〕																																	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																								
4 つづき		<p>② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成22年8月3日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、 $62,767,341 \times 4.5 / 100 = 2,824,530$ 円 について、1万円未満を切り捨てて、<u>282万円</u>となる。</p> <p>ロ 平成22年8月3日提出の有価証券届出書（普通株式）に係る課徴金の額は、 $399,903,000 \times 4.5 / 100 = 17,995,635$ 円 について、1万円未満を切り捨てて、<u>1,799万円</u>となる。</p>																									
5	24.9.28	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項・第2項）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)プリンシパル・コーポレーション（大証ジャスダック）</p> <p>【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（平成23年3月期）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">657</td> <td style="text-align: center;">352</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">395</td> </tr> <tr> <td>（平成23年6月第1四半期）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">584</td> <td style="text-align: center;">273</td> </tr> <tr> <td>（平成23年9月第2四半期）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">408</td> <td style="text-align: center;">122</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 1,200万円</p> <p>（注）課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成23年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（137,474円）が600万円を超えないことから、<u>600万円</u>となる。</p> <p>② 平成23年6月第1四半期四半期報告書及び平成23年9月第2四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 [平成23年6月第1四半期四半期報告書 113,711円 平成23年9月第2四半期四半期報告書 159,972円] が600万円を超えないことから、 イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 <u>300万円</u> ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 <u>300万円</u></p>		虚偽記載額	認定金額	（平成23年3月期）			連結当期純損益	657	352	連結純資産額	700	395	（平成23年6月第1四半期）			連結純資産額	584	273	（平成23年9月第2四半期）			連結純資産額	408	122	<p>審判手続開始決定日 平成24年9月28日 課徴金納付命令日 平成24年11月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																									
（平成23年3月期）																											
連結当期純損益	657	352																									
連結純資産額	700	395																									
（平成23年6月第1四半期）																											
連結純資産額	584	273																									
（平成23年9月第2四半期）																											
連結純資産額	408	122																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																				
6	24.10.16	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)ストリーム (東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="width: 30%; text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 19 年 7 月中間期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">192</td> <td style="text-align: right;">▲8</td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">114</td> <td style="text-align: right;">▲85</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 1 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">443</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">272</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 7 月中間期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">129</td> <td style="text-align: right;">▲1</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 1 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">143</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 600 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 19 年 7 月中間期半期報告書及び平成 20 年 1 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (252,492 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 平成 19 年 7 月中間期半期報告書については、 150 万円 ロ 平成 20 年 1 月期有価証券報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 7 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>100 万円</u> ii 平成 20 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>200 万円</u></p> <p>② 平成 20 年 7 月中間期半期報告書及び平成 21 年 1 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (89,578 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 平成 20 年 7 月中間期半期報告書については、 150 万円 ロ 平成 21 年 1 月期有価証券報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p>		<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	(平成 19 年 7 月中間期)			連結経常損益	192	▲8	連結中間純損益	114	▲85	(平成 20 年 1 月期)			連結経常損益	443	181	連結当期純損益	272	65	(平成 20 年 7 月中間期)			連結経常損益	220	73	連結中間純損益	129	▲1	(平成 21 年 1 月期)			連結当期純損益	143	74	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 10 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 11 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																					
(平成 19 年 7 月中間期)																																							
連結経常損益	192	▲8																																					
連結中間純損益	114	▲85																																					
(平成 20 年 1 月期)																																							
連結経常損益	443	181																																					
連結当期純損益	272	65																																					
(平成 20 年 7 月中間期)																																							
連結経常損益	220	73																																					
連結中間純損益	129	▲1																																					
(平成 21 年 1 月期)																																							
連結当期純損益	143	74																																					

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																								
6 つづき		i 平成 20 年 7 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>100 万円</u> ii 平成 21 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>200 万円</u>																									
7	24. 11. 6	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)東理ホールディングス (東証 2 部)</p> <p>【違反行為の態様】 貸倒引当金繰入額の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 20 年 3 月期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲9,407</td> <td style="text-align: center;">▲10,199</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 3 月期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲9,572</td> <td style="text-align: center;">▲10,199</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 3 月期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲9,572</td> <td style="text-align: center;">▲10,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 300 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 20 年 3 月期有価証券報告書、平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出) 及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出) に係るもの</p> <p style="padding-left: 2em;">同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額</p> <table border="0" style="margin-left: 2em; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 20 年 3 月期有価証券報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">595,519 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出)</td> <td style="padding: 0 5px;">595,519 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出)</td> <td style="padding: 0 5px;">595,519 円</td> </tr> </table> <p>が 300 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 20 年 3 月期有価証券報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出) については、300 万円</p> <p>ハ 平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出) については、300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>100 万円</u></p> <p>ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出) に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></p> <p>iii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出) に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></p>	(平成 20 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結当期純損益	▲9,407	▲10,199	(平成 20 年 3 月期 (訂正))			連結当期純損益	▲9,572	▲10,199	(平成 20 年 3 月期 (訂正))			連結当期純損益	▲9,572	▲10,199	平成 20 年 3 月期有価証券報告書	595,519 円	平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出)	595,519 円	平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出)	595,519 円	<p>審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 6 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 5 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成 20 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																									
連結当期純損益	▲9,407	▲10,199																									
(平成 20 年 3 月期 (訂正))																											
連結当期純損益	▲9,572	▲10,199																									
(平成 20 年 3 月期 (訂正))																											
連結当期純損益	▲9,572	▲10,199																									
平成 20 年 3 月期有価証券報告書	595,519 円																										
平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 20 年 8 月 8 日提出)	595,519 円																										
平成 20 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 (平成 22 年 2 月 15 日提出)	595,519 円																										

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																																	
8	25. 3. 26	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項、172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)クロニクル (大証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 20 年 12 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">▲1, 228</td> <td style="text-align: center;">▲1, 581 以上</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 3 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">▲1, 440</td> <td style="text-align: center;">▲1, 868 以上</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 6 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">▲2, 122</td> <td style="text-align: center;">▲2, 544 以上</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲2, 389</td> <td style="text-align: center;">▲2, 949 以上</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 9 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">4, 968</td> <td style="text-align: center;">3, 837 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 12 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">4, 802</td> <td style="text-align: center;">3, 642 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 3 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">4, 678</td> <td style="text-align: center;">3, 535 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 6 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">4, 485</td> <td style="text-align: center;">3, 329 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 9 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">3, 669</td> <td style="text-align: center;">2, 855 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 12 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">3, 515</td> <td style="text-align: center;">2, 742 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 3 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">3, 375</td> <td style="text-align: center;">2, 601 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 6 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">3, 275</td> <td style="text-align: center;">2, 512 以下</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 9 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">1, 559</td> <td style="text-align: center;">396</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発行開示 平成 23 年 12 月 7 日提出有価証券届出書 (組込情報) 平成 22 年 9 月期有価証券報告書 平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 6, 443 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 20 年 12 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 3 月第 2</p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 20 年 12 月第 1 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲1, 228	▲1, 581 以上	(平成 21 年 3 月第 2 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲1, 440	▲1, 868 以上	(平成 21 年 6 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲2, 122	▲2, 544 以上	(平成 21 年 9 月期)			連結当期純損益	▲2, 389	▲2, 949 以上	(平成 22 年 9 月期)			連結純資産額	4, 968	3, 837 以下	(平成 22 年 12 月第 1 四半期)			連結純資産額	4, 802	3, 642 以下	(平成 23 年 3 月第 2 四半期)			連結純資産額	4, 678	3, 535 以下	(平成 23 年 6 月第 3 四半期)			連結純資産額	4, 485	3, 329 以下	(平成 23 年 9 月期)			連結純資産額	3, 669	2, 855 以下	(平成 23 年 12 月第 1 四半期)			連結純資産額	3, 515	2, 742 以下	(平成 24 年 3 月第 2 四半期)			連結純資産額	3, 375	2, 601 以下	(平成 24 年 6 月第 3 四半期)			連結純資産額	3, 275	2, 512 以下	(平成 24 年 9 月期)			連結純資産額	1, 559	396	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 3 月 26 日 課徴金納付命令日 平成 25 年 5 月 10 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																																																																		
(平成 20 年 12 月第 1 四半期)																																																																																				
連結四半期純損益 (累計)	▲1, 228	▲1, 581 以上																																																																																		
(平成 21 年 3 月第 2 四半期)																																																																																				
連結四半期純損益 (累計)	▲1, 440	▲1, 868 以上																																																																																		
(平成 21 年 6 月第 3 四半期)																																																																																				
連結四半期純損益 (累計)	▲2, 122	▲2, 544 以上																																																																																		
(平成 21 年 9 月期)																																																																																				
連結当期純損益	▲2, 389	▲2, 949 以上																																																																																		
(平成 22 年 9 月期)																																																																																				
連結純資産額	4, 968	3, 837 以下																																																																																		
(平成 22 年 12 月第 1 四半期)																																																																																				
連結純資産額	4, 802	3, 642 以下																																																																																		
(平成 23 年 3 月第 2 四半期)																																																																																				
連結純資産額	4, 678	3, 535 以下																																																																																		
(平成 23 年 6 月第 3 四半期)																																																																																				
連結純資産額	4, 485	3, 329 以下																																																																																		
(平成 23 年 9 月期)																																																																																				
連結純資産額	3, 669	2, 855 以下																																																																																		
(平成 23 年 12 月第 1 四半期)																																																																																				
連結純資産額	3, 515	2, 742 以下																																																																																		
(平成 24 年 3 月第 2 四半期)																																																																																				
連結純資産額	3, 375	2, 601 以下																																																																																		
(平成 24 年 6 月第 3 四半期)																																																																																				
連結純資産額	3, 275	2, 512 以下																																																																																		
(平成 24 年 9 月期)																																																																																				
連結純資産額	1, 559	396																																																																																		

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯								
8 つづき		<p>四半期四半期報告書、平成 21 年 6 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 21 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (49,633 円) が 300 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 20 年 12 月第 1 四半期四半期報告書については、 150 万円</p> <p>ロ 平成 21 年 3 月第 2 四半期四半期報告書については、 150 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 6 月第 3 四半期四半期報告書については、 150 万円</p> <p>ニ 平成 21 年 9 月期有価証券報告書については、 300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 20 年 12 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p> <p>ii 平成 21 年 3 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p> <p>iii 平成 21 年 6 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p> <p>iv 平成 21 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>② 平成 22 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (80,694 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。</p> <p>③ 平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 23 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="470 1243 1109 1366"> <tr> <td>平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>55,292 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>166,468 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>56,065 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月期有価証券報告書</td> <td>175,853 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 23 年 9 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 23 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u></p> <p>④ 平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書、平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書及</p>	平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書	55,292 円	平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書	166,468 円	平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書	56,065 円	平成 23 年 9 月期有価証券報告書	175,853 円	
平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書	55,292 円										
平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書	166,468 円										
平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書	56,065 円										
平成 23 年 9 月期有価証券報告書	175,853 円										

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																		
8 つづき		<p>び平成 24 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="470 280 1109 414"> <tr> <td>平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>76,777 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>104,045 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>80,644 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月期有価証券報告書</td> <td>78,976 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 24 年 9 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を 個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。 i 平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u> ii 平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u> iii 平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u> iv 平成 24 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u></p> <p>⑤ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募 集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に 相当する額が課徴金の額となることから、平成 23 年 12 月 7 日 提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $965,280,000 \times 4.5 / 100 = 43,437,600$ 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>4,343 万円</u>となる。</p>	平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書	76,777 円	平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書	104,045 円	平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書	80,644 円	平成 24 年 9 月期有価証券報告書	78,976 円											
平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書	76,777 円																				
平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書	104,045 円																				
平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書	80,644 円																				
平成 24 年 9 月期有価証券報告書	78,976 円																				
9	25. 3. 29	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】日本風力開発(株) (東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上 により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告 書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有 価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="438 1803 1109 2027"> <thead> <tr> <th>(平成 21 年 3 月期)</th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td>2,201</td> <td>▲64</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>831</td> <td>▲1,434</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 3 月期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td>1,861</td> <td>▲404</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>630</td> <td>▲1,635</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 21 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	連結経常損益	2,201	▲64	連結当期純損益	831	▲1,434	(平成 21 年 3 月期 (訂正))			連結経常損益	1,861	▲404	連結当期純損益	630	▲1,635	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 3 月 29 日 審判手続中 (平成 25 年 5 月 31 日現在)</p>
(平成 21 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額																			
連結経常損益	2,201	▲64																			
連結当期純損益	831	▲1,434																			
(平成 21 年 3 月期 (訂正))																					
連結経常損益	1,861	▲404																			
連結当期純損益	630	▲1,635																			

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		<p>○ 発行開示</p> <p>平成 21 年 9 月 7 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 21 年 3 月期有価証券報告書 平成 21 年 11 月 10 日提出有価証券届出書 (一般募集) (参照書類) 平成 21 年 3 月期有価証券報告書 平成 21 年 11 月 10 日提出有価証券届出書 (その他の者に対する割当) (参照書類) 平成 21 年 3 月期有価証券報告書 平成 22 年 1 月 15 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 21 年 3 月期有価証券報告書</p> <p>【課徴金額】 3 億 9,969 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 3 月期有価証券報告書及び平成 21 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (1,153,737 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 3 月期有価証券報告書については、300 万円 ロ 平成 21 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u> ii 平成 21 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u></p> <p>② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 21 年 9 月 7 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $3,000,000 \times 4.5 / 100 = 1 億 3,500 万円$となる。 ロ 平成 21 年 11 月 10 日提出の有価証券届出書 (一般募集) に係る課徴金の額は、 $4,726,900,000 \times 4.5 / 100 = 212,710,500 円$について、1 万円未満を切り捨てて、<u>2 億 1,271 万円</u>となる。 ハ 平成 21 年 11 月 10 日提出の有価証券届出書 (その他の者に対する割当) に係る課徴金の額は、 $709,035,000 \times 4.5 / 100 = 31,906,575 円$について、1 万円未満を切り捨てて、<u>3,190 万円</u>となる。 ニ 平成 22 年 1 月 15 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $379,655,667 \times 4.5 / 100 = 17,084,505 円$について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1,708 万円</u>となる。</p>	

※ 1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※ 2 「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

(3) 訂正報告書等の提出命令に関する勧告

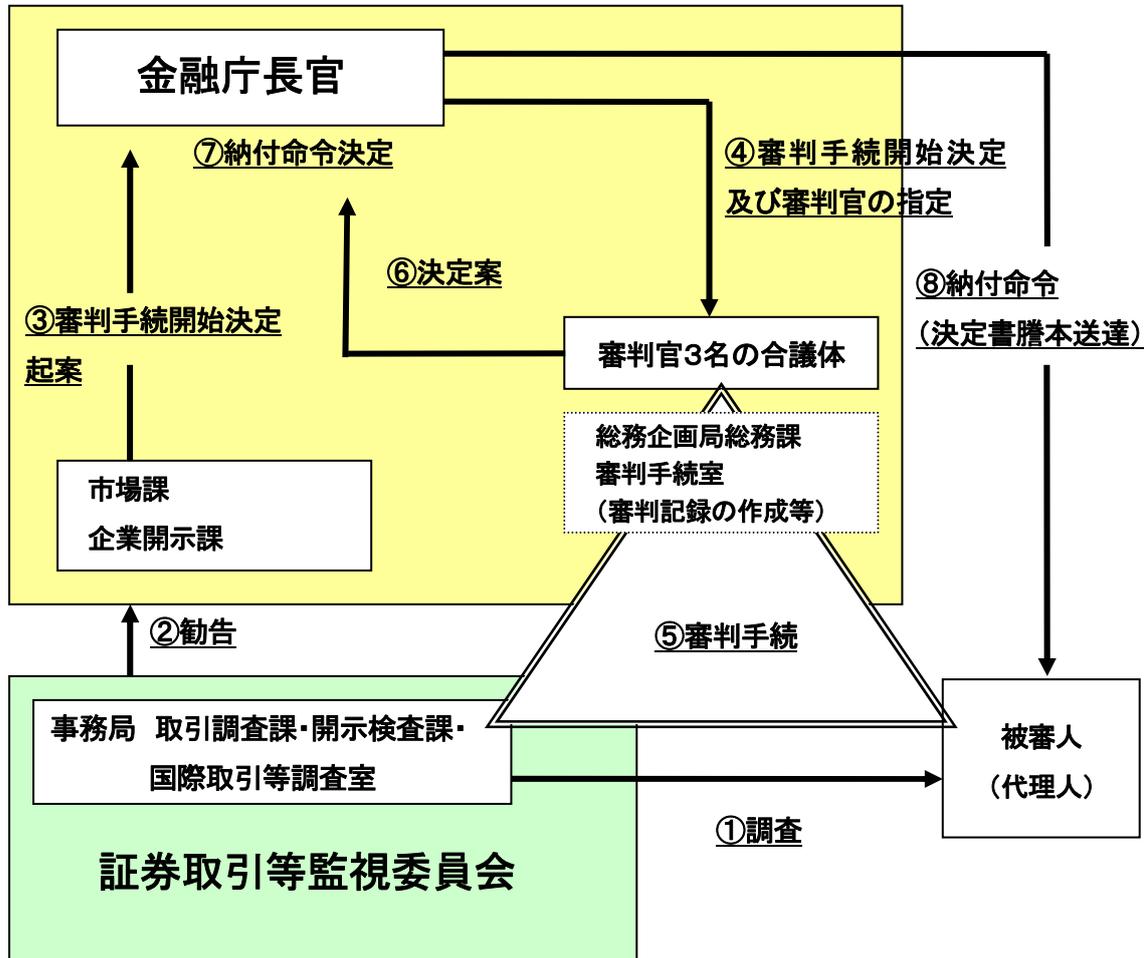
(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯									
1	25. 3. 29	<p>○ 訂正報告書の提出命令 (金商法第 24 条の 2 第 1 項において準用する同法第 10 条第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 日本風力開発㈱ (東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 日本風力開発㈱は、実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上が計上されている平成 21 年 3 月期有価証券報告書を平成 21 年 6 月 24 日に関東財務局長に提出した。その後、当該有価証券報告書については、その訂正報告書が平成 22 年 7 月 28 日に関東財務局長に提出されているが、当該訂正報告書によっても上記売上が訂正されていない。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 21 年 3 月期 (平成 22 年 7 月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの))</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">1,861</td> <td style="text-align: right;">▲404</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">630</td> <td style="text-align: right;">▲1,635</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 21 年 3 月期 (平成 22 年 7 月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの))	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結経常損益	1,861	▲404	連結当期純損益	630	▲1,635	<p>聴聞期日 平成 25 年 4 月 8 日 訂正報告書提出命令日 平成 25 年 4 月 12 日</p> <p>なお、本件決定に対して、当社は、平成 25 年 4 月 18 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。</p>
(平成 21 年 3 月期 (平成 22 年 7 月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの))	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>										
連結経常損益	1,861	▲404										
連結当期純損益	630	▲1,635										

※ 1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※ 2 「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

2-4-4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

2-4-5 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引及び相場操縦)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			内部者取引		相場操縦	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000
合計	168	443,850,000	140	302,920,000	28	140,930,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
合計	71	6,496,389,980	70	6,488,889,980	1	7,500,000

(注)

- 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

2-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	20	21	22	23	24	合計
合計	0(0)	0	2	3	1	6
無登録業者等	0(0)	0	1	3	1	5
無届募集	0(0)	0	1	0	0	1

(注1) 平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

(注2) 平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. 株大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 株大経他2名(以下「当社ら」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、株生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社らは上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。このような当社らの行為は、金商法第29条に違反するものである。	平成22年11月26日(東京地裁)
2. 株生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	無届募集(株式等)の禁止等 株生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない株大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取寄せさせていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していなかった。しかしながら、上記7回のうち6回の	平成22年12月15日(甲府地裁)

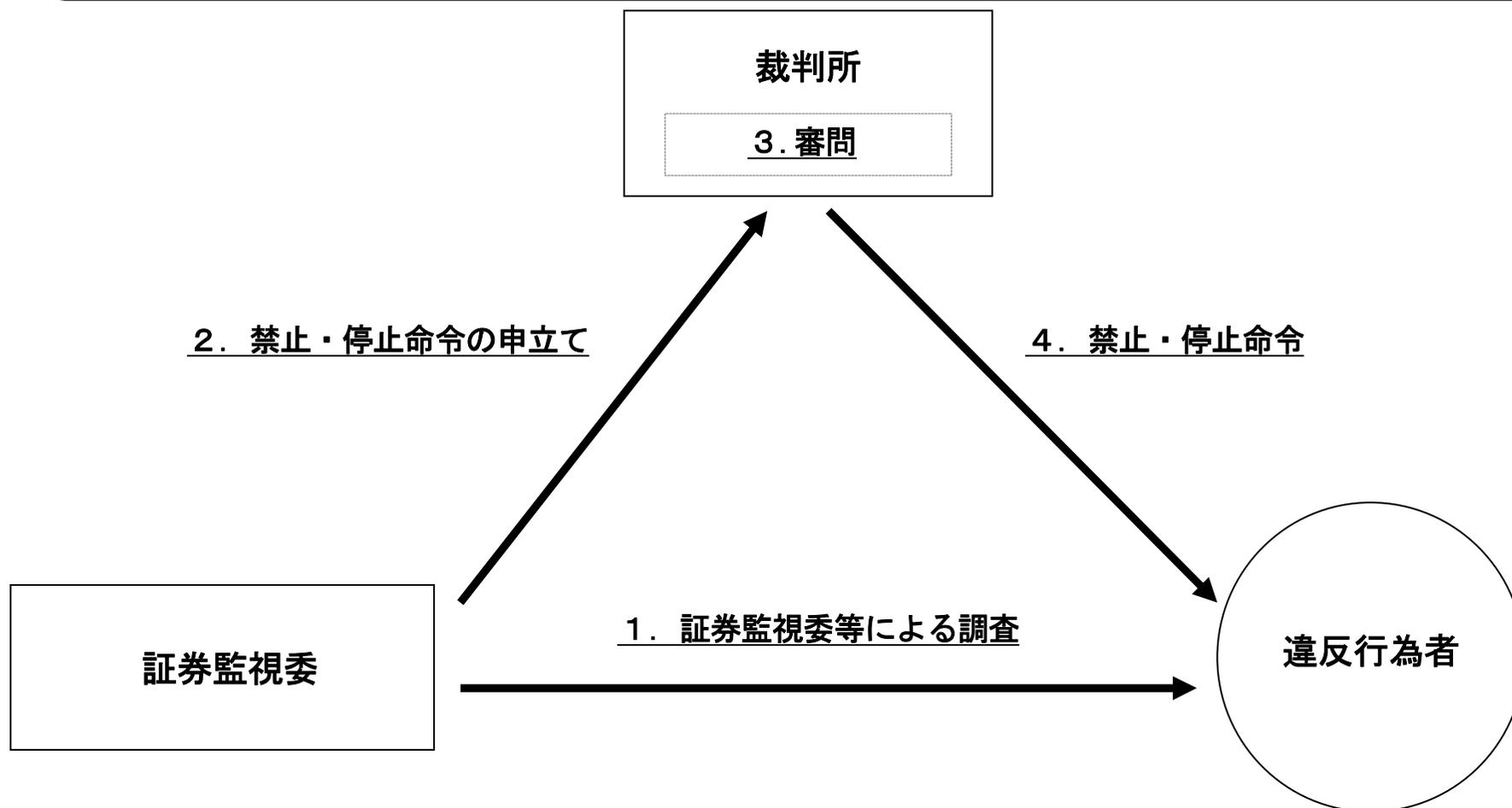
		発行に係る株式等及び平成 22 年 11 月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第 4 条第 1 項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。	
3. ジャパンリアライズ(株)他 2 名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 4 月 28 日 (札幌地裁)	<p>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等</p> <p>ジャパンリアライズ(株)他 2 名（以下「当社ら」という。）は、平成 20 年 11 月ころから平成 23 年 4 月までの間、合計 20 本の組合契約（以下「JR ファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っていた。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JR ファンドの出資対象事業はいずれも同一であった。</p> <p>そうすると、JR ファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6 か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならぬところ、遅くとも、平成 22 年 4 月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていなかった。また、JR ファンドは、特例業務の運用の要件として、JR ファンド全体で、適格機関投資家 1 名以上及び一般投資家 49 名以下からの出資でなければならぬところ、運用中の JR ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成 21 年 8 月末以降、49 名を超え、平成 23 年 3 月末現在約 100 名であり、この要件を満たしていなかった。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第 4 項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役員報酬等に充てていた。さらに、平成 23 年 5 月 2 日を募集開始日とする新たな JR ファンドの勧誘を企画していた。</p>	平成 23 年 5 月 13 日 (札幌 地裁)
4. (株)ベネフィットアロー他 3 名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 6 月 24 日 (東京地裁)	<p>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>(株)ベネフィットアロー（以下「当社」という。）他 3 名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成 22 年 11 月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 7 月 5 日（東京地裁） （被申立人 1 名） ・平成 23 年 7 月 15 日（東京地裁）

		<p>みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。</p> <p>Cは、平成22年6月ころ以降、当社、(株)コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ(株)(東京都中央区)、(株)セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント(株)(東京都台東区)、フロンティアターゲット(株)(東京都台東区)及び(株)ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Cは、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。</p>	(上記1名以外の被申立人ら)
<p>5. (株)Eファクトリー及び(株)エクセレント他1名(東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)</p>	<p>平成23年12月22日(東京地裁)</p>	<p><u>適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</u></p> <p>(株)Eファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長の指示の下、平成23年1月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。</p> <p>(2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率3%から8%(なお、年率は各ファンドごとに異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨な</p>	<p>平成24年2月3日(東京地裁)</p>

		<p>どをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。</p> <p>(3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められた。</p> <p>両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月に E ファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められた。</p>	
<p>6. F-SEED(株) 他 1 名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家 等特例業務届出者)</p>	<p>平成 25 年 3 月 22 日 (名古屋地裁)</p>	<p><u>適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</u></p> <p>F-SEED(株)（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運營業務を統括管理する A（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 22 年 11 月ころから平成 25 年 3 月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 当社らは、平成 23 年 3 月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の 8 割を営業者報酬として出資金から収受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>(2) 当社らは、平成 23 年 5 月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の 2 割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有</p>	<p>平成 25 年 4 月 11 日 (名古屋地 裁)</p>

		<p>し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法についても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運營業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしていた。</p>	
--	--	--	--

2-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～19 事務年 度	20 事務年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	合計
告発 件数	108	13 (4)	17	8	15	7	164
告発 人数	336	21 (6)	46	15	46	26	484

(注1) 事務年度：7月～翌年6月

(注2) () 内は21年4月～6月の件数

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦) 証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定) ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役員 取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑念者) 雑誌監修人 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑念者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役職員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役3年(執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年(執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30(東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11(東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役職員	12.3.22(東京簡裁) 同社役職員2名 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) 追徴金約158万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (疑者) 会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (疑者) 会社役員	14.11.8 (東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13.5.29 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 (疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社常務 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11 (東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14 (東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 銀行員(契約締結先)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円、 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15.7.16	証取法第166条第2項第1号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16.1.30(横浜地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約845万円 (確定)
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17(大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6(大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役1年(執行猶予3年) 19.7.12(最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15.7.30	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15.10.30(東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約936万円 (確定)
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.8.3(名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約1,105万円 (確定)
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	株キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役2年(執行猶予4年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	株デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約945万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	株森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役2年(執行猶予4年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役2年(執行猶予5年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月(執行猶予5年) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4 (最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17.7.22(東京地裁) 会社役員A 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19(東京地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26(最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者) 会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17.6.10	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金658万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1,166万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条 第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも82号事件と一括審理 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約345万 (確定)
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金30万円 追徴金約124万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役10月 公認会計士B 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役1年2月(執行猶予4年) 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年(執行猶予4年) 追徴金約435万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予5年) 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子 懲役1年2月(執行猶予4年) 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金3億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金2億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18.7.25	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,675万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビン㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予4年) 同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定) (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19.5.9 (大阪地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約533万円 (確定)
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等(7名)	21.9.29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金 約9億7,843万円 21.9.9 (大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 22.8.4 (大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 24.5.29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 20.10.31 (大阪地裁) 会社役員D 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 21.6.24 (大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16 (最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19.6.4	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金150万円 追徴金約5,407万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族B 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族C 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 親族D 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 *追徴金 ・12銘柄の取引について、全員から約7億1,029万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約9,985万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約1億3,463万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 無職B 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102号事件と一括審理(102号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第158条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億5,810万円 (確定)
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (注)99号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役1年4月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 (偽計)	㈱アイ・シー・エフ(現:㈱オーベン)の株券の取引のため、会社役員1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (疑念者) 会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金500万円 追徴金7億3,315万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5(最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 (連帯) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 (いずれも確定) (注)93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 (内部者取引)	㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑念者) 印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金50万円 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役2年6月(執行猶予3年) 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑念者) 証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,544万円 (内635万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (疑念者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金500万円 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 24.12.25(神戸地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金1,500万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円(確定)
110	20.11.26	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) 当該会社役員A 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株を売り付けた。 (嫌疑者) IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社常務執行役員	21.6.17(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約915万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社取締役会長	21.12.10(東京地裁) 懲役3年(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金約3,750万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 115号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	2. 1. 30 (さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25. 1. 11 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30 (東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23 (最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 22. 6. 10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)他 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴ(現:㈱SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値と比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を売り付けた。 (疑念者) 会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 会社員
128	21.12.15	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同株券を買い付けた。 (疑念者) 会社員	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第158条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (疑念者) 当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 (注)126号事件と一括審理 被告会社 罰金3,000万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (疑念者) 会社経営者	H24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 公判係属中(大阪高裁) (注)132号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 (確定) 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 133号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 (注) 126号事件と一括審理 (確定) 公判係属中(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 (注) 130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 (確定) 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 131号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
134	22.3.26	金商法第158条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを偽装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役3年(執行猶予4年) 元当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	(株)GDH他3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)136号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)135号事件と一括審理
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役3年 24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役3年 (いずれも確定)
138	22.10.26	金商法第158条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23.3.10 (大分地裁) 懲役2年4月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26 (福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19 (最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が(株)西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7 (東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約3,725万円(うち2,766万円は被告会社と連帯) <u>同人の主宰法人</u> 罰金500万円 追徴金2,766万円(被告人と連帯) <u>(いずれも確定)</u>
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中(福岡地裁)
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	オックスホールディングス(株)の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	24.3.7 (東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19 (東京高裁) 控訴棄却 24.10.30 (最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予3年) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 24.9.20 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	<p>㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行かせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に売り付けた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員</p>	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	<p>㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買付けた。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>23.9.16(東京地裁) 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)</p>
146	23.8.2	金商法第158条等 (偽計)	<p>㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士</p>	<p>23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)</p> <p>25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金300万円 当該会社代表取締役会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 当該会社取締役 懲役1年2月(執行猶予3年) 当該会社執行役員 懲役1年(執行猶予3年) (確定)</p>
147	23.8.5	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、㈱GABAほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>24.5.14(福岡地裁) 懲役3年 罰金300万円 追徴金約1億8,695万円</p> <p>25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23.12.12	金商法第158条 同法第197条 第1項第5号 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社社員(2名) 会社員 証券ブローカー	24.2.14 (東京地裁) 会社員 懲役2年6月 (執行猶予3年) 24.3.7 (東京地裁) 当該会社社員B 懲役1年6月 (執行猶予3年) 24.3.12 (東京地裁) 当該会社社員A 懲役2年 (執行猶予3年) 証券ブローカー 懲役2年6月 (執行猶予4年) (いずれも確定)
149	23.12.21	金商法第158条等 (風説の流布及び偽計)	エスプール外3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者) 無職	23.12.22 (神戸簡裁) 罰金30万円 追徴金4万8,330円 (略式命令) (確定)
150	24.1.31	金商法第166条第1項第3号等 (内部者取引)	NECエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	公判係属中 (東京地裁)
151	24.3.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	公判係属中 (東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)151号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第158条等 (偽計)	株セラームテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司とWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDの三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 (確定) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 公判係属中(東京高裁) 当該会社、当該会社代表取締役

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3期)した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	公判係属中(東京地裁)
156	24.3.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 会社役員	公判係属中(東京地裁)
157	24.3.28	金商法第166条第2項第4号等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者) 無職	24.5.18(神戸地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約8,637万円 (確定)
158	24.7.9	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (犯則嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中(東京地裁) (注)160、162、163号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第167条第1項第4号等 (内部者取引)	㈱日立物流が㈱バンテックの公開買付を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。 (犯則嫌疑者) アトバザリ-業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年)、 罰金300万円 追徴金約1億43万円 (確定) (注)161号事件と一括審理 証券会社社員(元執行役員) 公判係属中(横浜地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24.7.30	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (犯則嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中(東京地裁) (注)158、162、163号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第167条第1項第4号等 (内部者取引)	(株)TMコーポレーションがパルス(株)の公開買付を行うこと(他1件)(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。 (犯則嫌疑者) アトバイザリ業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円 追徴金約1億43万円 (確定) (注)159号事件と一括審理 公判係属中(横浜地裁) 証券会社社員
162	24.9.19	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (犯則嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中(東京地裁) (注)158、160、163号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (犯則嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中(東京地裁) (注)158、160、162号事件と一括審理
164	24.12.18	金商法第158条等 (偽計)	(株)セキストは、合同会社かやまを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社かやまは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (犯則嫌疑者) 当該会社元代表取締役、会社役員	公判係属中(大阪地裁)

2-6-3 不公正ファイナンスを偽計罪(金商法158条)で告発した事例

銘柄 (告発年月)	概要	判決	会社
ペイントハウス (21年7月)	経営不振に陥ったペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問業等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得た事件。	22.2.18(東京地裁) 投資顧問会社役員:懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30(東京高裁):控訴棄却 23.3.23(最高裁):上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、(株)ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス (21年12月)	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却した事件。	22.8.18(大阪地裁) 当該会社代表取締役:懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社:罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル (22年3月)	トランスデジタルが資金繰りに行き詰まって経営破たん直前に陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直に出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した事件。	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問:懲役3年(執行猶予4年) 同代表取締役:懲役2年6月(執行猶予4年)	20年9月 上場廃止 23年5月 破産開始決定
NESTAGE (23年8月)	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価を釣り上げることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11(大阪地裁) 引受先会社役員:懲役1年6月(執行猶予3年) 同会社員:懲役1年6月(執行猶予3年) 25.5.10(大阪地裁) 当該会社:罰金300万円 同代表取締役会長:懲役1年4月(執行猶予3年) 同取締役:懲役1年2月(執行猶予3年) 同執行役員:懲役1年(執行猶予3年)	22年8月 上場廃止 23年4月 (株)ゲオが100%子会社化
井上工業 (23年12月)	井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引き受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14(東京地裁) 投資事業組合組合員:懲役2年6月 (執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B:懲役1年6月(執行猶予3年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A:懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー:懲役2年6月(執行猶予4年)	20年10月 上場廃止 破産開始決定
セラータムテクノロジー (24年3月)	セラータムテクノロジーの株価の上昇を図る目的で、真実は、中国企業株主らが、当該中国企業を実質的に完全子会社化したセラータムテクノロジーの発行済株式の過半数を取得するなどの方法により、セラータムテクノロジーの経営支配権を掌握するスキームであったにもかかわらず、セラータムテクノロジーの自己資金を、中国企業株主らが実質的に支配する別の法人とセラータムテクノロジーとの間で循環させる方法により、第三者割当増資によって調達した資金で中国企業を買収したかのように偽装した上、その事実を隠したまま虚偽の事実を公表し、偽計を用いた事件。	25.4.12(東京地裁) 元当該会社最高財務責任者:懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金400万円 当該会社代表取締役:懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金400万円 当該会社:罰金800万円 公判係属中(東京高裁) 当該会社代表取締役 当該会社	24年7月 上場廃止
セイクレスト (24年12月)	セイクレストの代表取締役であった犯則嫌疑者ら2名が、同社の自己資本を増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上、現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、引受人は割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	公判係属中(大阪地裁) 当該会社代表取締役 コンサルティング会社役員	23年5月 上場廃止 破産開始決定

2-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
件数	7	5	3	0	4 (4)	4	2	1	1	23

*年度：平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

*平成20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。

2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行って

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	した。	いない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15. 12. 16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>
17. 11. 29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第 2 項第 1 号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言葉の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 19 年 9 月 30 日から施行された。）。</p>
18. 4. 14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成 18 年 11 月 1 日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成 19 年 1 月 4 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
18. 4. 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向</p>	<p>金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>については、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	
19. 2. 16	<p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年8月1日発出）。</p>
22. 10. 19	<p>集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、</p> <p>① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、</p> <p>② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、</p> <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年4月1日施行）。</p> <p>① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。</p> <p>② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	
23. 2. 8	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年 4 月 1 日から施行された。）。</p>
23. 12. 20	<p>不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。</p> <p>現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。</p> <p>したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年 9 月 12 日に公布された。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
25. 3. 29	<p>信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。</p> <p>このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。</p> <p>したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。</p>	<p>金融庁において、信用格付業者に対し、誤公表を防止する体制整備を求めるための必要な制度改正について検討が行われている。</p>

平成 25 年 4 月 5 日

上場会社代表者 殿

金 融 庁
全国証券取引所

法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に
掲載する場合の留意事項について

先般、証券取引等監視委員会が市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなりました。

ご存知のとおり、法定開示書類や適時開示事項には、インサイダー取引規制上の「重要事実」に該当する情報が含まれていることから、このようなケースにおいては、外部の者が当該情報を利用した取引を行うことにより、金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがあります。

金融庁及び全国証券取引所としては、そうした取引を助長させかねない公表前の情報の杜撰な取扱いが放置されることは、我が国金融商品市場への信頼性の観点からも極めて重大な問題であると認識しており、直ちに改善される必要があります。

つきましては、上場会社各社におかれては、法定開示書類や適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合には、下記の事項に留意し、直ちにシステム上の情報セキュリティ措置を講ずるなど、適切な改善を図っていただくようお願いいたします。

記

1. 公開ディレクトリに資料を保存した場合、情報セキュリティ措置を講じなければ、容易に外部者からのアクセスが可能であり、例えば、トップページ等にリンク付けを行っていても、アドレスを直接指定することでファイルを閲覧することは可能である。

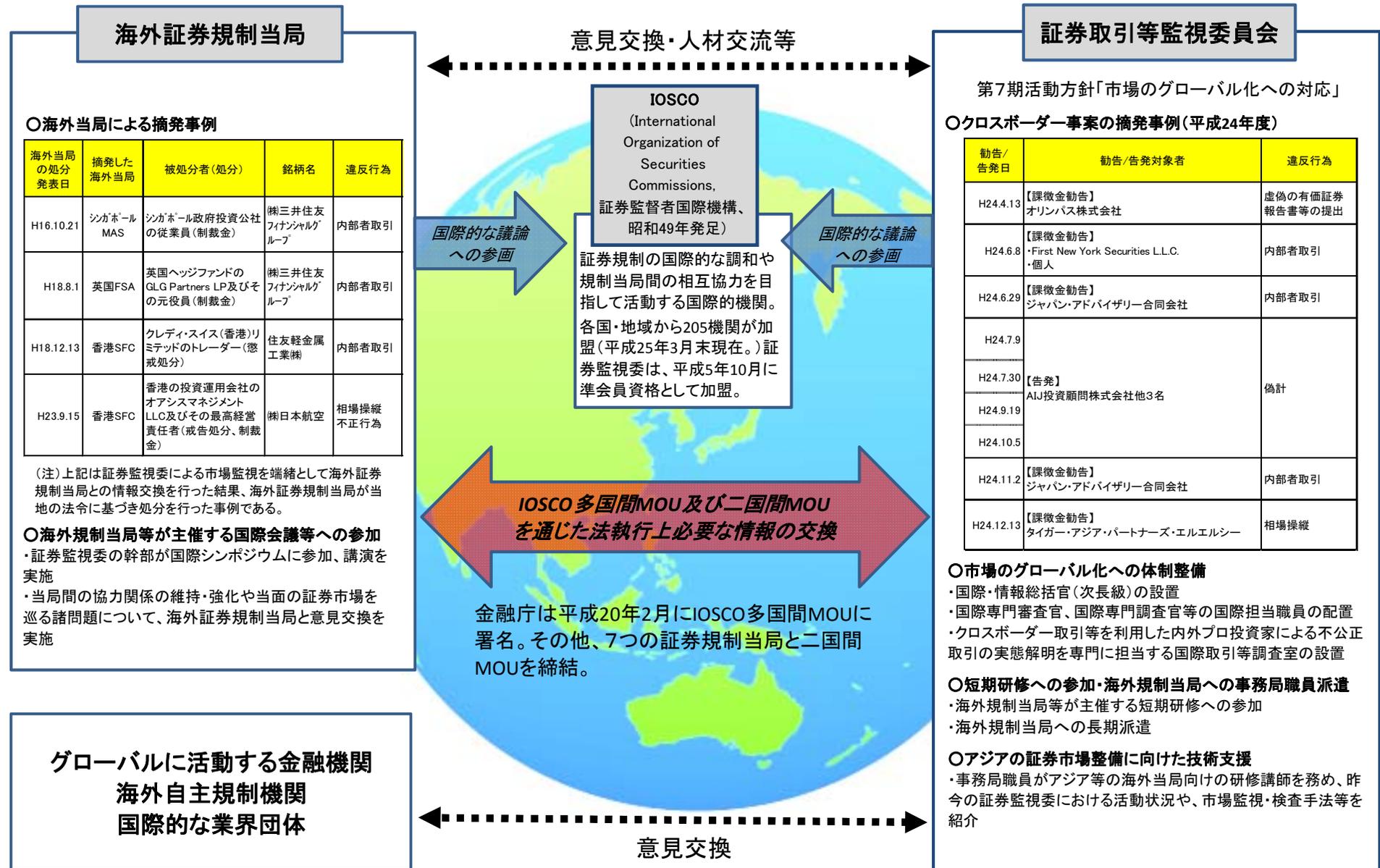
2. このような事態を回避するためには、例えば、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。
 - (1) 公表予定時刻までは、公開ディレクトリに資料を保存しないこと。
 - (2) 公表予定時刻より前に公開ディレクトリに資料を保存する場合には、外部者が容易にアクセスできないよう、パスワードの設定等によるアクセス制限を実施すること。

3. また、上記2. の措置を含む自社ウェブサイトへの会社情報の掲載手順については、社内でルール化した上で周知徹底される必要があり、併せてその遵守状況について定期的に点検を行うことが重要である。

以上

2-8 市場のグローバル化への対応状況

1 市場のグローバル化への対応に向けての取組み



2-8-2 市場のグローバル化への対応（一覧表）

1. 海外当局による摘発事例

海外当局による処分発表日	摘発した海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール 通貨監督庁(MAS)	シンガポール政府投資公社の従業員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構(FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会 (SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッドのトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会 (SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者 (戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

2. 証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日	嫌疑者	違反行為	連携した主な海外当局
H21.4.27 (東京地裁判決は H21.12.10)	ジェイ・ブリッジ(株) 取締役会長	内部者取引	シンガポール 通貨監督庁(MAS)
H24年3月6日及び同28日 (公判係属中)	オリンパス(株)、同社役員 及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	—
H24年3月16日 (公判係属中)	(株)セラータムテクノロジー 及び同社役員	偽計(架空増資)	—
H24年7月9日、同30日、 9月19日及び10月5日 (公判係属中)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	—

<課徴金納付命令勧告>

勧告日	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した主な海外当局
H24.6.8 (H25.4.24 に審判 手続終結)	・First New York Securities LLC. ・個人	内部者取引	東京電力(株)	米国証券取引委員会 (SEC)
H24.6.29 (課徴金納付命令 は H25.1.8)	ジャパン・アドバイザー合同 会社	内部者取引	日本板硝子(株)	—
H24.11.2 (課徴金納付命令 は H25.4.16)	ジャパン・アドバイザー合同 会社	内部者取引	エルピーダメモリ (株)	—
H24.12.13 (課徴金納付命令 は H25.1.18)	タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー	相場操縦	ヤフー(株)	米国証券取引委員会 (SEC)

<行政処分勧告>

勧告日	勧告対象者	違反行為等	連携した主な海外当局
H24.3.22 (行政処分は H24.3.23)	AIJ 投資顧問株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 ・虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・忠実義務違反 	—

2-9 平成24年度 主な講演会等の開催状況
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者(41件)】			
平成24年	5月10日	日本証券経済研究所	最近の証券取引等監視委員会の活動から
	5月23日	日本証券業協会(大阪)	最近の証券取引等監視委員会の活動から
	5月23日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	5月25日	日本不動産鑑定士協会連合会	不正ファイナンスに係る証券取引等監視委員会の取組み～不動産現物出資について～
	5月28日	資本市場研究会(東京)	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	6月4日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月5日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月7日	資本市場研究会(大阪)	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	6月7日	東京証券取引所自主規制法人	証券検査と金融商品取引業者のコンプライアンス
	6月13日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月21日	日本証券投資顧問業協会	投資運用業を巡る当面の課題
	7月4日	日本証券投資顧問業協会	平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
	7月4日	日本証券業協会	最近の証券検査における勧告事例から
	8月3日	北海道不動産鑑定士協会	証券不正取引と不動産鑑定士
	8月28日	金融財政事情研究会	インサイダー規制とのつきあい方
	9月11日	全国信用組合中央協会	平成24年度検査実施方針及び最近の検査指摘事例等について
	10月10日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月11日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	10月24日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月29日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
10月29日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例	
10月30日	国際銀行協会(IBA)	The SESC's Inspection Policy and Program for 2012-13	
11月1日	経営法友会	証券市場の監視体制と最近の事案傾向	
11月5日	日本証券業協会	システムリスク(情報セキュリティ)管理態勢について～検査官の視点で～	
11月16日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点	
11月21日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点	
12月10日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンスに対する当局の取組み(上場会社コンプライアンスフォーラム(東京))	
12月17日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンスに対する当局の取組み(上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))	
平成25年	1月9日	日本証券業協会	株式営業にかかる検査
	1月24日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	1月24日	日本取締役協会	証券取引等監視委員会の活動状況等
	1月31日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンスに対する当局の取組み(上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))
	2月1日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月8日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンスに対する当局の取組み(上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))
	2月13日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
	2月13日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月15日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月15日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月22日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンスに対する当局の取組み(上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌))
	3月1日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	3月6日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【自主規制機関等(45件)】			
(取引所)			
平成24年	4月17日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月17日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月16日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月22日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月28日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月31日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月5日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月12日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月14日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	7月25日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月30日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月5日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月13日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月19日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	10月31日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月2日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月2日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月6日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
12月13日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換	
平成25年	1月28日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月30日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月27日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月4日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月28日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成24年	4月20日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月8日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月24日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月19日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	8月2日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月26日	投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月15日	日本証券業協会(九州)	証券監視委の活動状況ほか
	11月15日	日本証券業協会(北陸)	証券監視委の活動状況ほか
	11月30日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月5日	日本証券業協会(東北)	証券監視委の活動状況ほか
	12月5日	日本証券業協会(北海道)	証券監視委の活動状況ほか
	12月7日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月19日	日本証券業協会(四国)	証券監視委の活動状況ほか
	12月20日	日本証券業協会(中国)	証券監視委の活動状況ほか

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
平成25年	2月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【公認会計士協会(8件)】			
平成24年	11月14日	日本公認会計士協会(北部九州会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月14日	日本公認会計士協会(北陸会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月15日	日本公認会計士協会(南九州会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月5日	日本公認会計士協会(東北会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月6日	日本公認会計士協会(北海道会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月19日	日本公認会計士協会(四国会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月20日	日本公認会計士協会(中国会)	証券監視委の活動状況ほか
平成25年	1月28日	日本公認会計士協会	最近のインサイダー取引の特徴と当局の対応
【日弁連等(2件)】			
平成24年	4月3日	日本弁護士連合会	不正ファイナンス事案への取組み
	10月16日	第一東京弁護士会	証券監視委の活動状況等
【大学・大学院(5件)】			
平成24年	5月21日	慶應義塾大学	金融投資サービス論
	6月22日	中央大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動状況等
	10月27日	明治大学	不正ファイナンスへの証券取引等監視委員会の取組み～ファンドを用いた不正ファイナンスを中心に～
平成25年	1月15日	中央大学ビジネススクール	最近の証券取引等監視委員会の活動と今後の課題
	2月7日	東北大学	インサイダー取引に対する当局の取組み

2-10 平成24年度 各種広報媒体への寄稿
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

掲載日		媒体	テーマ
平成24年	6月25日 (6月号)	日本証券業協会HP 証券業報	平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み等
	9月27日 (9月号)		課徴金事例集の公表について(インサイダー取引等の現状)
	11月26日 (11月号)		「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
平成24年	4月4日	東京証券取引所メールマガジン	新興市場上場企業の虚偽記載について(その1)
	4月18日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その2)
	5月9日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その3)
	5月23日		平成23年度のインサイダー取引について(その1)
	6月6日		平成23年度のインサイダー取引について(その2)
	6月20日		平成23年度のインサイダー取引について(その3)
	7月4日		平成23年度のインサイダー取引について(その4)
	7月18日		平成23年度のインサイダー取引について(その5)
	8月1日		平成23年度のインサイダー取引について(その6)
	8月15日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その7)
	8月29日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その8)
	9月12日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その9)
	9月26日		インサイダー取引について(1)
	10月10日		インサイダー取引について(2)
	10月24日		インサイダー取引について(3)
	11月7日		インサイダー取引について(4)
	11月21日		相場操縦について(1)
	12月5日		相場操縦について(2)
12月19日	風説の流布・偽計等について		
平成25年	1月9日	東京証券取引所メールマガジン	監視委の過去20年について
	1月23日		開示書類の虚偽記載等について(1)
	2月6日		開示書類の虚偽記載等について(2)
	2月20日		開示書類の虚偽記載等について(3)
	3月6日		開示書類の虚偽記載等について(4)
	3月21日		開示書類の虚偽記載等について(5)
平成24年	4月6日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン)	新興市場上場企業の虚偽記載について(その1)
	4月20日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その2)
	5月11日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その3)
	5月25日		平成23年度のインサイダー取引について(その1)
	6月15日		平成23年度のインサイダー取引について(その2)
	6月22日		平成23年度のインサイダー取引について(その3)
	7月6日		平成23年度のインサイダー取引について(その4)

掲載日		媒体	テーマ
	7月20日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン)	平成23年度のインサイダー取引について(その5)
	8月3日		平成23年度のインサイダー取引について(その6)
	8月17日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その7)
	8月31日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その8)
	9月14日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その9)
	9月28日		インサイダー取引について(1)
	10月12日		インサイダー取引について(2)
	10月26日		インサイダー取引について(3)
	11月9日		インサイダー取引について(4)
	11月22日		相場操縦について(1)
	12月7日		相場操縦について(2)
	12月21日		風説の流布・偽計等について
平成25年	1月11日		
	1月25日		開示書類の虚偽記載等について(1)
	2月8日		開示書類の虚偽記載等について(2)
	2月22日		開示書類の虚偽記載等について(3)
	3月8日		開示書類の虚偽記載等について(4)
	3月22日		開示書類の虚偽記載等について(5)
平成24年 平成25年	平成24年4月10日～ 平成25年3月25日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景(第59回～第81回)
平成24年	7月1日	JAREA 鑑定ひろば	不動産鑑定士と不動産現物出資
平成24年	7月2日	週刊金融財政事情	2012年度証券検査基本方針・基本計画のポイント
平成24年	9月25日 (10月号)	月刊日本行政	課徴金事例集の公表について～インサイダー取引事案の現状～
平成24年	10月15日 (11月号)	会計・監査ジャーナル	課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
	11月15日 (12月号)		課徴金事例集の公表と開示検査の傾向について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒体	テーマ
平成24年	4月27日	証券監視委メールマガジン	法人関係情報にかかる不適切な管理状況及び不適切な勧誘行為に対する行政処分勧告について
	5月31日		平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	6月29日		海外プロ投資家によるインサイダー取引に係る課徴金勧告について
	7月31日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表
	8月31日		課徴金事例集の公表について
	9月28日		証券会社元執行役員が関与したインサイダー取引事件の告発について
	10月31日		厚生年金基金から投資一任を受けた金融商品取引業者等についての行政処分勧告等について
	11月30日		ファンドの販売に際し、顧客に虚偽のことを告げたり、無登録で勧誘する行為等を行った金融商品取引業者に対する行政処分勧告について
	12月28日		ヤフー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
平成25年	1月31日		証券取引等監視委員会への情報提供のお願いについて
	3月1日		不公正ファイナンスについて

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(3) 市場のグローバル化への対応

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶ そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

(2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

(6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるものなど)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先など)
- ・上場会社の内部統制の問題……など



金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定など)……など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループなど)……など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話 : 03-3581-9909(情報受付窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

年金運用ホットラインでの情報受付について

～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにごアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕

- ・投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- ・年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- ・年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- ・契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報受付窓口で受け付けております。）。
- ・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- ・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話：03-3506-6627

○電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないように、セキュリティーには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等を行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介します。

(参考1) 匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報受付窓口で歓迎します。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

○直通電話：03-3581-9909

○FAX：03-5251-2136

○インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

(参考2) 公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話：03-3581-9854

○FAX：03-5251-2198

○インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)では、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等)の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であること。
(当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。)
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報受付窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されていない労働者でない場合などには、情報受付窓口にて情報提供をお願いいたします。

(証券取引等監視委員会情報受付窓口)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報受付窓口

電話番号:03-3581-9909、FAX:03-5251-2136

《公益通報にあたってのご注意》

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。
 - (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報受付窓口で受け付けております)
 - (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
 - (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
 - (4) 通報者と被通報者の関係
 - (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)
2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。
3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報受付窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせていただきます。
5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

《通報及び相談窓口について》

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前9時30分～午後6時15分まで

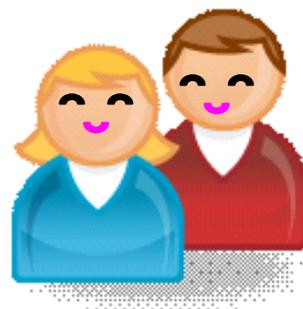
金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせてしますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場していないな。』
『国に関する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！

～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金 融 庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

証券検査に関する基本指針

平成 24 年 7 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレー

シヨナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局等の関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

4. 自主規制機関との連携等

(1) 自主規制機関(金融商品取引業協会及び金融商品取引所をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

(2) こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」(Ⅱ 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループ体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

5. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 8. (1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ 8. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ 参考「2. 提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に上記①及び②の項目の説明、臨店検査着手日の伝達及び検査予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに説明するものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査結果通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下、「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官をいう。Ⅱ 8. (15)・(16)、10. (2)を除き、以下同じ。)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長)の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の手続は必要ないものとする。

③ 第三者開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長)は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象

先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長)は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社を変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

(3) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役員から私物である旨の申出があった場合であ

っても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じて店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあつては、証券検査指

導官。)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ 8. (12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行うものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

- ③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかでない場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職

員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、

事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(16) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監

理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(17) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(18) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係(財務局等にあつては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

- (1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

- ① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。
また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。
- ② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

- ① 証券監視委又は財務局等
原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
- ② 検査対象先
検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式7)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査結果通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含する。

13. 検査結果の通知

検査結果通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明後。)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名。)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様

式9)。

なお、検査結果通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査結果通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されて

いることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。

- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日。)から臨店検査終了日までの間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

Ⅳ 参考

1. 検査のイメージ図
2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 7 意見申出書
- ・ 様式 8 意見申出取下書

・ 様式 9 検査結果通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (9) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)

- 3項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (27) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
 - (28) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
 - (29) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
 - (30) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
 - (31) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
 - (32) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
 - (33) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
 - (34) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
 - (35) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
 - (36) その他、上記(1)から(35)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)

ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)

ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考 2. 及び別紙の掲載は省略。